

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「公的統計の整備に関する会計検査の結果について」

令和3年9月

会計検査院

参議院決算委員会において、令和元年6月10日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、公的統計の整備に関する業務の実施状況等について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月11日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

令和3年9月
会計検査院

目次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	平成29年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容	1
3	公的統計の概要、統計調査における不適切な取扱い等	2
(1)	公的統計の概要等	2
ア	統計法の概要	2
イ	公的統計の概要	2
ウ	公的統計の整備に関する組織体制	7
エ	公的統計の整備に関する基本的な計画等	9
オ	公的統計の整備に関する予算	10
カ	公的統計に係るシステム整備	11
(2)	統計調査における不適切な取扱い	12
ア	毎勤調査の概要	12
イ	毎勤不適切事案の概要	13
ウ	総務省政策統括官による点検結果の取りまとめの公表	15
エ	賃金構造基本統計調査において判明した不適切な取扱い	16
オ	統計委員会に設置された点検検証部会による検証	17
(3)	これまでの会計検査の実施状況	18
4	検査の観点、着眼点、対象及び方法	19
(1)	検査の観点及び着眼点	19
(2)	検査の対象及び方法	20
第2	検査の結果	20
1	公的統計の整備に関する業務の実施体制	20
(1)	各府省等及び統計センターにおける業務の実施体制	20
ア	各府省等における業務の実施体制	20
イ	各府省等における統計従事職員の専門性	23
ウ	統計センターにおける業務の実施体制	23

(2) 国と地方公共団体との連携等	24
ア 国と地方公共団体との連携	24
イ 地方公共団体における業務の実施体制	25
(3) 国及び都道府県の職員に係る統計に関する研修	26
2 公的統計の整備に関する予算の執行状況及び同業務の実施状況	27
(1) 公的統計の整備に関する予算の執行状況	27
ア 公的統計の整備に関する予算の状況	27
イ 公的統計の整備に関する予算の執行状況	30
(2) 公的統計の整備に関する業務の実施状況	39
ア 統計調査の実施方法	39
イ 統計調査の実施状況	41
ウ 政府統計共同利用システム等の整備、利用等の状況	52
(3) 毎勤不適切事案によって発生した雇用保険等の追加給付の実施状況等	57
ア 毎勤不適切事案によって発生した雇用保険等の追加給付の実施状況	58
イ 厚生労働省等における毎勤対応経費等の状況	59
ウ 厚労省見込額には含まれていない費用等の状況	61
3 公的統計に対する点検検証の取組状況	62
(1) 31年の一斉点検、検証等の結果等	62
ア 31年の一斉点検、検証等の結果	62
イ 31年の一斉点検及び検証に基づく態様別の影響度区分	63
ウ 31年の一斉点検のその後の改善状況	64
(2) 再発防止の取組の進捗状況等	65
ア 厚生労働省における再発防止の取組の進捗状況	65
イ 統計改革推進室における再発防止の取組の進捗状況等	66
4 公的統計の利用状況	67
(1) 各府省等において作成された公的統計の利用状況	67
(2) e-Statの登録及び利用状況	69
ア e-Statの登録状況等	69
イ e-Statの利用状況	73
(3) 法に基づく調査票情報の二次的利用の状況等	73

ア 公的統計の利用促進	73
イ 法に基づく調査票情報の二次的利用の状況	74
第3 検査の結果に対する所見	78
1 検査の結果の主な内容	78
2 所見	81
別図表	83

- ・本文及び図表中の数値は、原則として、単位未満を切り捨てているため、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。
- ・図表中の金額欄の「0」は単位未満があること、「－」は皆無であることを示す。
- ・図表は、本報告書の取りまとめに当たって会計検査院が作成したものである。

事例一覧

[調査計画に定められていない郵送により調査票の提出を受けていたもの（労働力調査）]

<事例> 44

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、令和元年6月10日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月11日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその検査の結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

内閣、内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省等

(二) 検査の内容

公的統計の整備に関する次の各事項

- ① 公的統計の整備に関する業務の実施体制
- ② 公的統計の整備に関する業務の実施状況及び予算の執行状況
- ③ 公的統計に対する点検検証の取組状況
- ④ 公的統計の利用状況

2 平成29年度決算に関する決議における内閣に対する警告の内容

参議院は、元年6月10日に決算委員会において、検査を要請する旨の上記の決議を行うとともに、平成29年度決算に関して内閣に対し警告すべきものと議決し、同月14日に本会議において内閣に対し警告することに決している。

この警告決議のうち、前記検査の要請に関する項目の内容は、次のとおりである。

- 3 厚生労働省の毎月勤労統計調査において、判明しているだけで平成十六年以降、定められた調査手法と異なる形で調査が行われ、統計処理として復元すべきところを復元していないなどの統計制度の根幹を揺るがしかねず、改ざんとの指摘も免れ得ない不適切な取扱いが明らかとなった。政策立案の根拠となる統計の信頼性が著しく損なわれたこと、また、雇用保険等で給付の支払不足が発生し、追加的な行政費用や国民生活への直接の悪影響をもたらしたことは、極めて遺憾である。

政府は、なぜこのような事案が起こったのか、その動機や原因の究明に努めるとともに、雇用保険等が簡便な手続で速やかに追加給付されるよう必要な対策を講じ、全府省庁における統計に対する検証と再発防止を徹底した上で、統計行政を立て直し、統計に対する信頼回復に努めるべきである。

3 公的統計の概要、統計調査における不適切な取扱い等

(1) 公的統計の概要等

ア 統計法の概要

法律の規定に基づき内閣に置かれる機関又は内閣の所轄の下に置かれる機関等（以下「行政機関」という。）、地方公共団体又は独立行政法人等（以下、これらを合わせて「行政機関等」という。）が作成する統計（以下「公的統計」という。）については、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）等に基づき整備されており、法第1条によれば、法の目的は、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することとされている。

法は、統計法（昭和22年法律第18号）が平成19年に全部改正されたものであり、同改正以前の公的統計に係る制度は、統計法、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）等に基づくものとなっていた。また、法のこれまでの改正状況をみると、30年に、統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号。以下「30年改正法」という。）により改正されるなどしている。

イ 公的統計の概要

(ア) 公的統計の種類

法第3条では公的統計に係る基本理念が規定されている。同条によれば、公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならないこととされている。また、公的統計は、適切かつ合理的な方法により中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならないこと、広く国民が容易に入手し効果的に利用できるものとして提供されなければならないことなどとされている。

そして、法第2条第4項では、①国勢統計、②国民経済計算及び③行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、全国的な政策を企画立案し、又はこれを実

施する上において特に重要な統計等に該当する統計として総務大臣が指定する統計が基幹統計とされている。

また、法には規定されていないが、「統計実務基礎知識（平成28年3月改訂）」（総務省政策統括官（統計基準担当）監修 公益財団法人統計情報研究開発センター発行。以下「統計実務」という。）では、公的統計は、統計調査により作成される統計（以下「調査統計」という。）、業務データを集計することにより作成される統計（以下「業務統計」という。）及び他の統計を加工することにより作成される統計（以下「加工統計」という。）に分類されている。

(イ) 統計調査

法第2条第5項では、統計調査は、「行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査」とされており、同条第6項では基幹統計の作成を目的とする統計調査が基幹統計調査、同条第7項では行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものが一般統計調査とされている。

そして、法第9条第1項及び第19条第1項によれば、行政機関の長は、基幹統計調査又は一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないこととされている。上記の承認を受けるに当たり、法第9条第2項及び第19条第2項によれば、所定の事項を申請書に記載して総務大臣に提出することとされている。上記申請書の提出に当たっては、「基幹統計調査及び一般統計調査に係る承認申請等の手続に関する事務処理要領」（平成20年12月総務省政策統括官（統計基準担当）決定。令和2年9月に「基幹統計調査及び一般統計調査の承認申請等に関する事務マニュアル」に全部改正。以下「承認要領」という。）に基づき、基幹統計調査又は一般統計調査の実施に関する全体像について、具体的には、法第9条第2項各号（法第19条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる事項について明らかにしたもの（以下「調査計画」という。）を提出することとなっている（後掲第2の2(2)ア参照）。

法第10条及び第20条によれば、総務大臣は、上記承認の申請があった場合には、その内容が統計技術的に合理的かつ妥当であるかなどの要件に適合していると認めるときは承認しなければならないこととされている。そして、法第9条第4項によれば、基幹統計調査の場合には、総務大臣の承認に先立ち、原則として統計委

員会の意見を聴かなければならないこととされている。

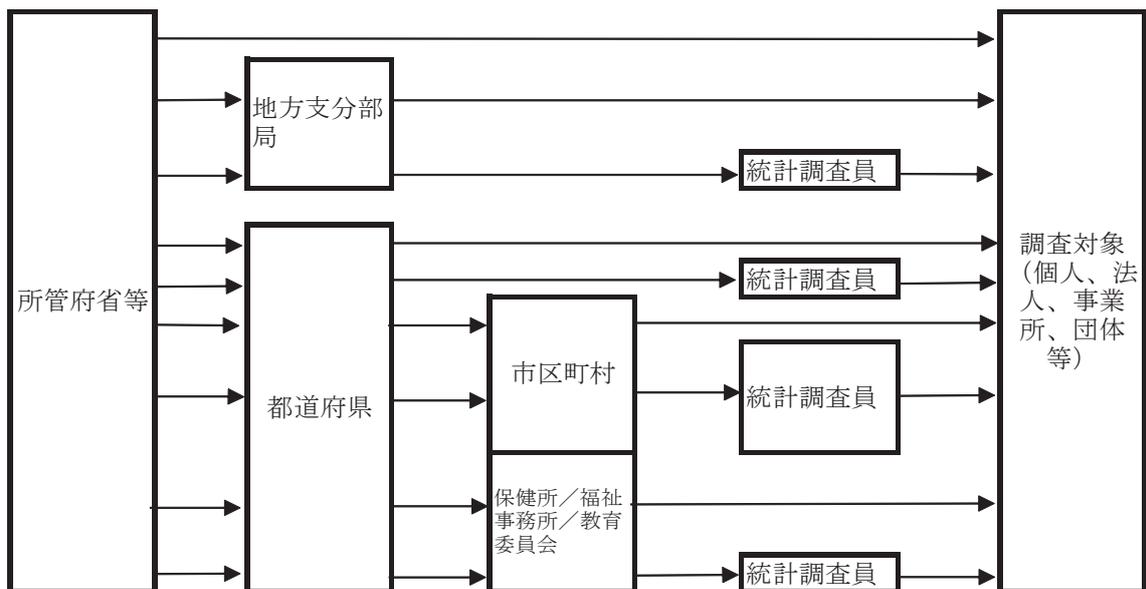
総務大臣の承認を経た後、統計調査については、図表1-1のとおり、所管する各府省等による企画・設計に基づき、調査票に統計原情報が記入される行為等（以下「実査」という。）が行われるのが一般的な流れである。実査については、所管する各府省等の本省等又は地方支分部局が行う場合と、法第16条等に基づく法定受託事務として地方公共団体が行う場合がある。そして、実査を通じて集められた調査票に記載された情報等は、所管する各府省等、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）等による審査・集計を経るなどして統計として公表される。

図表1-1 統計調査の流れと主な業務分担

	企画・設計	→	実査	→	審査・集計	→	公 表
所管府省等	○		○		○		○
地方支分部局			○		○		○
独立行政法人統計センター					○		
地方公共団体			○		○		○

実査は、一般的に、地方公共団体の長等が任命した統計調査員が、必要事項を記載する調査票を、報告を求める個人又は法人その他の団体に配布した上で、回収するなどして行われる。このうち調査票の配布の流れについては、図表1-2のとおり、実査の実施主体により異なり、統計調査ごとに、調査計画、所管する各府省等が作成する調査手引等において定められている。また、法第11条第1項によれば、行政機関の長は、上記の総務大臣の承認を受けた基幹統計調査を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないこととされている。

図表1-2 実査における調査票の配布の流れ



また、公的統計の整備の観点から、地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査の中にも、行政機関が行う統計調査に準じて扱うことが適切と考えられるものがある。このため、法第24条第1項及び第25条によれば、地方公共団体の長その他の執行機関又は独立行政法人等のうち政令で定めるもの（以下「指定独立行政法人等」という。）が統計調査を行おうとするときは、あらかじめ統計法施行令（平成20年政令第334号）で定めるところにより、法で定められた事項を総務大臣に届け出なければならないこととされている。

(ウ) 統計調査以外の方法により作成される統計

a 業務統計

統計実務では、業務統計とは、行政機関等や民間団体が行政上あるいは業務上の必要から集めたり、作成したりした登録、届出、業務記録等を基に作成する統計とされている。業務統計は、業務上、入手した情報を集計等して作成するものであるため、改めて調査が実施されることはない。^(注1)

(注1) 石油備蓄の確保の必要性について国民の理解を得るために、我が国が実施している石油備蓄制度である国家備蓄及び民間備蓄それぞれについて資源エネルギー庁が備蓄日数を公表している「石油備蓄の現況」がその一例である。

b 加工統計

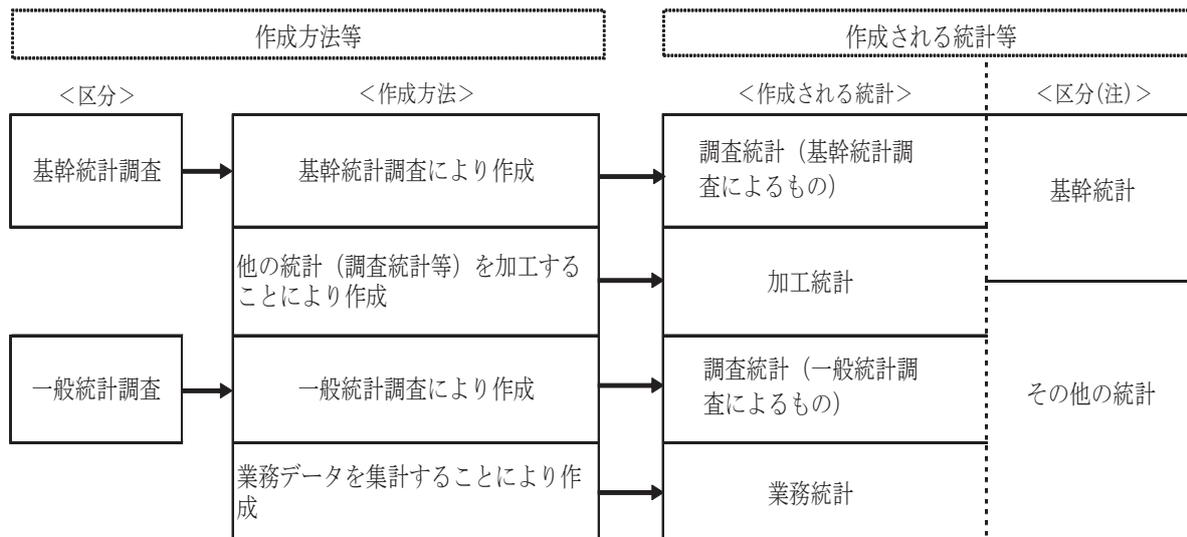
統計実務では、加工統計とは、調査統計や業務統計等の結果から直接得られる統計（一次統計）に何らかの加工処理を行って得られる統計（二次統計）と

されている。加工統計は、既に得られている情報から作成されるものであるため、基本的には調査を実施することなく作成されるものである。^(注2)

(注2) 我が国の農林水産物に関する輸出入動向の情報を収集するために貿易統計を加工して農林水産省が作成している農林水産物輸出入統計がその一例である。

これらの公的統計の種類について図示すると、図表1-3のとおり分類される。

図表1-3 作成方法等からみた公的統計



(注) 法では基幹統計のみが規定されている。

また、公的統計のうち、各府省等が実施する統計調査及び作成する統計の全体数について示すと、図表1-4のとおり、14府省等において、基幹統計調査により作成するもの50基幹統計調査、一般統計調査により作成するもの248一般統計調査、業務データを集計することにより作成するもの397業務統計及び他の統計（調査統計等）を加工することにより作成するもの54加工統計となっている（基幹統計及び基幹統計調査の詳細については別図表1、一般統計調査の詳細については別図表2をそれぞれ参照）。

図表1-4 各府省等が実施する統計調査及び作成する統計の数

区分 作成方法 作成主体 注(2)	基幹統計 注(1)		その他の統計		
	基幹統計調査により作成 注(3)	他の統計（調査統計等）を加工することにより作成 注(3)	一般統計調査により作成 注(3)	他の統計（調査統計等）を加工することにより作成 注(4)	業務データを集計することにより作成 注(5)
内閣	0	0	0	0	11
人事院	0	0	4	0	13
内閣府	0	1	14	1	17
総務省	12	1	9	5	63
法務省	0	0	1	0	15
外務省	0	0	0	0	4
財務省	2	0	5	0	37
文部科学省	4	0	16	0	30
厚生労働省	7	2	69	2	89
農林水産省	7	0	39	12	37
経済産業省	6	1	22	18	11
国土交通省	9	0	54	10	30
環境省	0	0	8	0	22
防衛省	0	0	0	0	13
共管分	3	1	7	0	5
計	50	6	248	48	397

注(1) 一部の基幹統計では、その作成に当たり複数の統計調査等を用いることから、計の和は令和2年3月末時点の基幹統計数と一致しない。

注(2) 「作成主体」欄で示している府省等には外局が含まれている。

注(3) 総務省により公表されている令和2年3月末現在の数である。

注(4) 政府統計の総合窓口(e-Stat)において政府統計コード一覧として公表されている令和2年3月現在の数である。

注(5) 総務省政策統括官(統計基準担当)が各府省等に協力を得て確認したものとして公表されている令和元年12月末現在の数である。

ウ 公的統計の整備に関する組織体制

イ(ア)の公的統計に係る基本理念を踏まえて、公的統計の整備に関する組織体制は、総務省が国勢調査（基幹統計調査）により国勢統計を、各府省等が所管行政と密接（注3）に関連する統計をそれぞれ作成するといった分散型となっている。また、図表1-5のとおり、総務省は、自ら統計を作成するほか、公的統計における政府横断的な調整も担当しており、自らの統計作成については主として統計局が、政府横断的な調整及び行政機関の長が提出した調査計画の承認審査については政策統括官（統計基準担当）（3年7月1日以降は政策統括官（統計制度担当）。以下「総務省政策統括官」という。）がそれぞれ担当している。そして、調査票情報を基に集計等を行う製表業務や、各府省等の集計等支援業務等を担う機関として統計センターが設置されてい

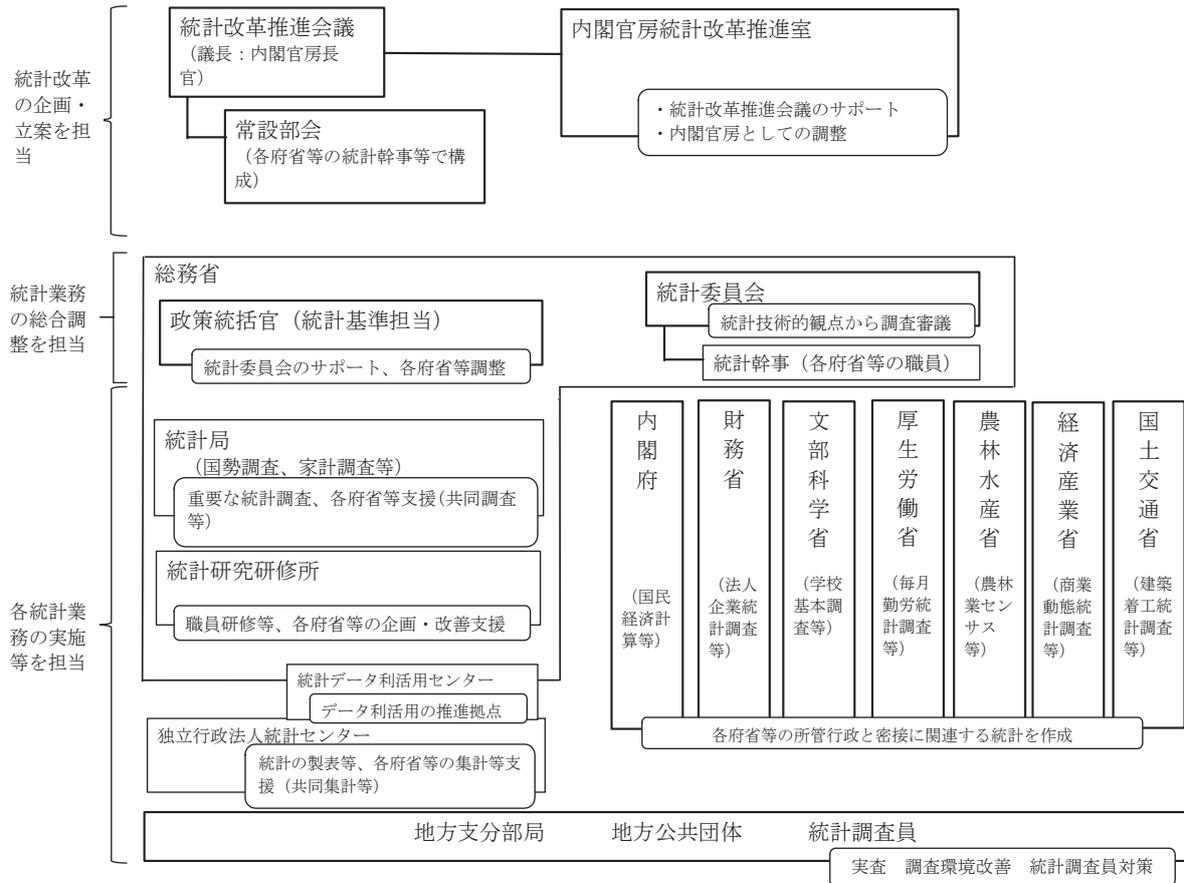
る。

(注3) 公的統計の整備に関する組織体制としては、我が国のような分散型のほかに、中央の統計局が全ての政府統計の作成を担当する集中型がある。

また、専門的かつ中立的な調査審議を行う第三者機関として、総務省に統計委員会が設置されている。統計委員会は、13名以内の学識経験者によって構成され、法に基づき、①公的統計の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の案に係る調査審議、②基幹統計の指定等に係る調査審議、③基幹統計調査の承認、変更及び中止の申請に係る調査審議等を行うこととなっており、30年改正法により、統計委員会を補佐する機関として特定の府省等内の全ての統計部門を総括する統計幹事が設置されている。法第55条によれば、総務大臣は、行政機関等の長等に対し、法の施行の状況について報告を求めることができることとされており、毎年度、同報告を取りまとめて概要を公表するとともに、統計委員会に報告しなければならないこととされている。そして、統計委員会は、同報告があったときは、法の施行に関して意見を述べることができることとされている。

さらに、「統計改革推進会議の開催について」（平成29年1月内閣総理大臣決裁）によれば、政府全体における証拠に基づく政策立案の定着等の観点から、抜本的な統計改革等を政府が一体となって強力に推進するために必要な検討を行うことを目的として、統計改革推進会議を開催することとされている。内閣官房統計改革推進室（以下「統計改革推進室」という。）は、同推進会議の事務局の役割を果たすとともに、抜本的な統計改革等を政府が一体となって推進するために必要となる総合調整等に関する事務を処理している。

図表1-5 公的統計の整備に関する組織体制の状況



注(1) 上記で示したもののほか、独立行政法人等においても業務に密接に関連する統計を作成している。
 注(2) 行政機関は主な府省のみを示している。

エ 公的統計の整備に関する基本的な計画等

法第4条によれば、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないこととされている。そして、基本計画の推進状況について、統計委員会が調査審議を行い、政府による施策の効果に関する評価を踏まえて、基本計画をおおむね5年に一度変更することとされている。基本計画は、平成21年に策定された後、直近の30年までに2回変更されている（以下、30年に変更された第Ⅲ期の基本計画を「第Ⅲ期基本計画」という。）。さらに、令和2年6月には、平成31年1月に明らかになった厚生労働省所管の毎月勤労統計調査（基幹統計調査。以下「毎勤調査」という。）における不適切な取扱い（以下「毎勤不適切事案」という。後掲(2)イ参照）を発端として、公的統計に対する信頼回復のための取組が求められることとなったことを受け、必要な対策を盛り込むために第Ⅲ期基本計画が一部変更されている。

第Ⅲ期基本計画によると、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策のうち、ユー

が視点に立った統計データ等の利活用促進として、政府統計の総合窓口（以下「e-Stat」という。）の利便性の向上を図るために、e-Statへの登録データの拡大を進めるとともに、ユーザのニーズを踏まえた機能強化を推進することとされている。そして、上記登録データの拡大を図るために、各府省等は、政府の統計データについてe-Statへの登録を原則とするなどとされている。

また、30年改正法により、調査票情報の二次的利用の促進等を図るために、調査票情報の提供対象の拡大措置が講じられている。すなわち、30年改正法による改正以前から、法では、利用者からの委託を受けて、利用者の分析目的に対応した集計表を新たに作成したり（以下、この処理を「オーダーメイド集計」という。）、学術目的等の相当の公益性を有する統計の作成等を目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別ができないように加工して提供したりすること（以下、この加工されたデータを「匿名データ」という。）について規定されていたが、30年改正法により、オーダーメイド集計及び匿名データの利用者の範囲が拡大されている。

オ 公的統計の整備に関する予算

公的統計の整備に当たっては、各府省等において必要な予算措置を行っている。総務省政策統括官は、翌年度に実施予定の調査計画の承認審査・調整業務の円滑化・効率化等のために、毎年度、各府省等に対して、統計調査及び統計に関連する事業（以下「統計関連事業」という。）について予算を含む事業計画等に係る資料の提出依頼を行い、提出された情報を基に、「国の統計事業予算（統計事業に係る歳出予算の概要）」（以下「国の統計予算」という。）を取りまとめて、その結果を公表している。統計調査及び統計関連事業に係る予算（以下「統計事業に係る予算」という。）について、国の統計予算を基にするなどして改めて集計すると、図表1-6のとおり、27年度から令和元年度までの5か年度で計2326億余円となっている。所掌する統計が多いことなどから、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省（以下、これらを合わせて「上位5省」という。）において多額の予算が計上されているほか、平成27年度には5年に一度実施される総務省所管の国勢調査に係る予算が計上されているなど、1年を超える間隔で周期的に実施される統計調査の影響が年度ごとの増減の要因となっている。

（注4） 統計に関連する事業 加工統計の作成、統計情報の電子化、研究開発、広報等の統計に関する周辺事業

図表1-6 統計事業に係る予算（平成27年度～令和元年度）

（単位：千円）

府 省 等 名	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
人 事 院	9,520	13,443	9,550	8,636	39,872	81,021
内 閣 府	669,144	654,068	737,090	826,273	814,473	3,701,048
復 興 庁	9,704	9,704	10,467	10,648	10,960	51,483
総 務 省	76,466,131	17,727,176	11,691,294	17,782,733	19,154,380	142,821,714
法 務 省	54,862	29,362	73,765	51,164	26,588	235,741
財 務 省	742,124	527,429	591,348	601,858	888,622	3,351,381
文 部 科 学 省	584,695	706,123	361,395	429,456	386,595	2,468,264
厚 生 労 働 省	4,812,818	5,840,986	5,764,872	4,966,440	5,646,801	27,031,917
農 林 水 産 省	4,078,293	3,679,731	3,324,680	4,566,687	9,154,467	24,803,858
経 済 産 業 省	3,065,436	2,663,796	4,403,170	4,106,101	2,966,146	17,204,649
国 土 交 通 省	1,804,089	1,533,053	1,561,791	2,608,278	1,900,832	9,408,043
環 境 省	262,540	381,693	321,394	300,870	227,684	1,494,181
計	92,559,356	33,766,564	28,850,816	36,259,144	41,217,420	232,653,300

注(1) 本図表は、当初予算額を記載している。

注(2) 各府省等から総務省政策統括官へ提出された資料を基に、会計検査院が各府省等から改めて調書を徴して集計している。ただし、統計関連事業に係る予算のみを計上している復興庁については、国の統計予算の数値を記載している。

注(3) 本図表に記載した12府省等以外の行政機関については、公的統計を作成していても業務統計の作成にとどまるなど、統計調査又は統計関連事業として予算が計上されていない。

なお、総務省政策統括官によると、国の統計予算は翌年度に実施予定の調査計画の承認審査・調整業務の円滑化・効率化等を図るために取りまとめているものであり、承認審査の対象でない国及び地方公共団体の統計事業に従事する職員に係る人件費等は含まれていないとしていることから、公的統計の整備に関する経費の全体像は、これらの経費を加えたものとなる（後掲第2の2(1)ア(i)参照）。

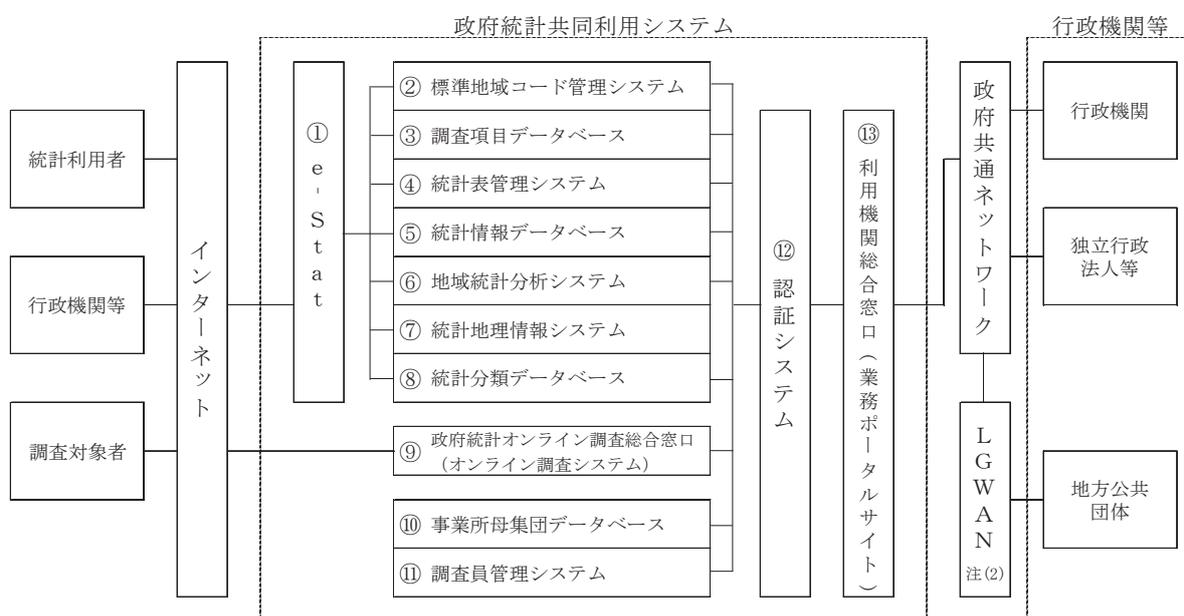
カ 公的統計に係るシステム整備

これまで各府省等が個別に整備してきた統計に係るデータベース、調査システム等の情報システムを集約し、効率的なシステム投資や業務の効率化を図るために、統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成18年各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。以下「最適化計画」という。）に基づき、政府統計共同利用システムが整備されている。政府統計共同利用システムは、各府省共同利用型のシステムであり、20年度から統計センターを運用管理機関として運用を開始している。政府統計共同利用システムは、図表1-7のとおり、計13サブシステムで構成されている。

図表1-7のうち①から⑧までのe-Stat等8サブシステムは、統計を利用する国民、

企業等の統計利用者や、統計を利用したり、統計データを登録したりする行政機関等が利用可能なサブシステム、⑨の政府統計オンライン調査総合窓口（以下「オンライン調査システム」という。）は、統計調査を実施する各府省等から調査対象者ID等を配布された国民、企業等の調査対象者や、調査結果を確認する行政機関等が利用可能なサブシステム、⑩から⑬までの事業所母集団データベース等4サブシステムは、統計調査等業務を実施する行政機関等が利用可能なサブシステムとなっている。

図表1-7 政府統計共同利用システムの概要



注(1) 統計センターから受領した資料を基に会計検査院が作成した。

注(2) L G W A Nとは、地方公共団体内のネットワークを相互に接続する総合行政ネットワークである。

(2) 統計調査における不適切な取扱い

ア 毎勤調査の概要

厚生労働省は、毎月の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的として、毎勤調査を実施し、その結果に基づき毎月勤労統計を公表している。毎勤調査の実施に当たっては、都道府県知事が任命した統計調査員が、毎月、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所を訪問するなどして、平均給与額の増減等について調査している。

毎勤調査は、調査計画等により、図表1-8のとおり、全国調査、地方調査及び特別調査に区分されている。全国調査及び地方調査においては、事業所が常用労働者の規模に応じて第一種事業所又は第二種事業所に分類されており、さらに、当該分類

に応じて報告を求める事業所の選定方法や調査方法が定められている。

第一種事業所のうち500人以上の事業所については全数調査を実施することとなっている。また、調査方法には、郵送調査（調査票を調査対象に郵送し、調査対象自身に記入して返送してもらう調査方法をいう。以下同じ。）、オンライン調査（電子メールを含むインターネット等を用いて調査票の配布・収集を行う調査方法をいう。以下同じ。）及び調査員調査（調査員が事業所を訪問して調査する方法をいう。以下同じ。）があり、事業所の種別等に応じて実施する調査方法が定められている。

図表1-8 毎勤調査の概要

区分	全国調査及び地方調査		特別調査
事業所種別	第一種事業所	第二種事業所	経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、抽出した調査区内において常用労働者を5人未満雇用する全事業所を調査
	報告を求める事業所の選定方法	常用労働者を常時30人以上雇用する事業所	
調査方法	常用労働者が30人以上500人未満の事業所については、産業別・規模別に無作為に抽出して調査	経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿から調査区を無作為に抽出し、抽出した調査区内の常用労働者を5人以上30人未満雇用する事業所の名簿から事業所を産業別に無作為に抽出して調査	調査員調査
	常用労働者が500人以上の事業所については全数調査		

(注) 全国調査は雇用、給与及び労働時間の全国的変動を、地方調査はその都道府県別の変動をそれぞれ毎月明らかにすることを、また、特別調査は両調査を補完することを目的として実施されている。

イ 毎勤不適切事案の概要

厚生労働省は、31年1月11日に、「毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて」を発表した。この発表資料によれば、総務省から30年12月に、全数調査の「500人以上規模の事業所」において29年と30年に数値の不連続がある旨の指摘があり、原因を精査したところ、東京都における「500人以上規模の事業所」を全数調査とすべきところ抽出して調査を実施させていたことや、抽出して調査していたにもかかわらず、29年において必要な復元処理がされていなかったことが判明したとされている。そして、上記の発表資料と同日に公表された「雇用保険、労災保険等の追加給付について」によると、上記の結果として、16年以降の毎勤調査における賃金額が低めに算定されており、毎勤調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している雇用保険制度等における給付額に影響が生じたとして、雇用保険、労働災害補償保険（以下「労災保険」という。）等について追加給付が必要となるとしている。31年1月18日には、

「平成31年度厚生労働省予算案の変更について」を公表し、図表1-9のとおり、雇用保険等の追加給付費等約600億円（追加給付額約564億円、加算額約37億円）^(注7)のほか、毎勤不適切事案により生じた雇用保険等の追加給付の対応に要する経費（以下「毎勤対応経費」という。）として約195億円（うち令和元年度分約96億円）、計約795億円が見込まれるとしている。そして、毎勤対応経費約195億円については、必要額を精査した上で、既定の経費の節減により財源を捻出して支出するとしている。

(注5) 復元処理 抽出して調査した結果を母集団の調査結果として扱うために行われる統計的処理

(注6) 例えば、雇用保険の基本手当等の支給額の算出に用いられる賃金日額については、毎月勤労統計の労働者の平均給与額の変化率に応じて、雇用保険法（昭和49年法律第116号）で規定されている上限額や下限額等がスライドするとしている。そして、毎月勤労統計の再集計値等の算出の結果、上記の変化率が上方修正された場合は、追加給付が必要になるとしている（一の受給期間を通じた一人当たりの追加給付額は平均約1,400円程度と推計されている。）。

(注7) 加算額 過去に給付された金額と、本来であれば給付されていたとされる金額との差額に、その差額が現在価値に見合う額となるようにするために加算する金額

図表1-9 厚生労働省が示した毎勤不適切事案によって発生した雇用保険等の追加給付費等及び毎勤対応経費の見込額

(単位：千円)					
費目	雇用保険	労災保険	船員保険	雇用調整助成金	計
追加給付費等					
追加給付額	27,563,440	24,090,846	1,643,465	3,061,305	56,359,056
加算額	1,981,497	1,420,781	86,499	173,576	3,662,353
計	29,544,937	25,511,627	1,729,964	3,234,881	60,021,409
毎勤対応経費	17,684,382	870,196	28,303	892,909	19,475,790
うち令和元年度分	8,467,939	578,529	28,303	501,121	9,575,892
合計	47,229,319	26,381,823	1,758,267	4,127,790	79,497,199

また、毎勤不適切事案についての事実関係を明らかにすることなどを目的として、平成31年1月に、厚生労働省監察本部長である厚生労働大臣によって「毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会」（以下「特別監察委員会」という。）が設置され、同省大臣官房人事課が庶務を担うこととされた。

さらに、特別監察委員会による報告として、同月22日に「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する報告書」が、同年2月27日に「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する追加報告書」（以下、これらを合わせて「特別監察報告」という。）が、それぞれ公表された。特別監察報告においては、職員等延べ69名のヒアリングを行うなどして把

握した事実関係及び責任の所在についての評価が記述されている。

特別監察報告において、厚生労働省は、16年から29年まで、給与の高い事業所の多い東京都の大規模事業所について抽出して調査を実施させながら、抽出した場合に抽出率に応じて本来必要となる適切な復元処理をしなかったことにより、「きまって支給する給与」等の金額が低めになっていたとされている。また、厚生労働省は、大阪府及び神奈川県、愛知県に対し、30年6月に、31年1月分調査から「500人以上規模の事業所」を抽出して調査する内容の通知を発出し、全数調査とすべき「500人以上規模の事業所」を抽出して調査しようとしていたとされている。

ウ 総務省政策統括官による点検結果の取りまとめの公表

毎勤不適切事案を受けて、31年1月に、各府省等は、56基幹統計を対象に自己点検を実施し、総務省政策統括官は、その結果を取りまとめて、同月24日に「基幹統計の点検及び今後の対応について」を公表している。これによると自己点検の結果、毎勤調査のような、調査計画や対外的な説明内容に照らして実際の調査方法や復元推計の実施状況に問題のある事案はなかったとされている。そして、今後の対応として、統計委員会に新たな専門部会を設置して、基幹統計に加えて一般統計調査についても、再発防止及び統計の品質向上を目指した検証を行うよう要請するとしている。自己点検の結果の概要は、図表1-10のとおりとなっていて、「結果数値の訂正(注8)が必要なもの」(1統計)等が報告されている。

(注8) 結果数値の訂正が必要なもの 統計調査の結果等により作成されて公表された数値が、自己点検の結果、調査票の数値に誤りがあることが判明するなどしたため訂正が必要になったもの

図表1-10 「基幹統計の点検及び今後の対応について」の概要

点検結果等で示された態様	所管省名	統計名
承認された調査計画や対外的な説明内容に照らして、実際の調査方法、復元推計の実施状況に問題があったもの（1統計）	厚生労働省	毎月勤労統計
結果数値の訂正が必要なもの（1統計）	国土交通省	建設工事統計
調査計画上の集計事項の中に集計、公表されていないものがあるもの（9統計）	総務省	住宅・土地統計、経済構造統計、全国消費実態統計
	財務省	法人企業統計
	文部科学省	学校教員統計
	厚生労働省	毎月勤労統計
	経済産業省	経済産業省企業活動基本統計
国土交通省	建築着工統計、鉄道車両等生産動態統計	
都道府県における抽出作業の手順が、国が示した手順と細部において相違していたもの（1統計）	国土交通省	建築着工統計
その他手続等の問題があるもの（16統計）		
計画変更手続の未実施（1統計）	経済産業省	商業動態統計
告示が未修正（1統計）	国土交通省	建築着工統計
公表期日の遅延（14統計）	文部科学省	学校教員統計、社会教育統計
	厚生労働省	薬事工業生産動態統計、医療施設統計、患者統計
	農林水産省	牛乳乳製品統計、農業経営統計
	経済産業省	経済産業省企業活動基本統計
	国土交通省	建築着工統計、自動車輸送統計、港湾統計、造船造機統計、鉄道車両等生産動態統計、法人土地・建物基本統計
公表方法の変更（4統計）	経済産業省	ガス事業生産動態統計
	国土交通省	自動車輸送統計、港湾統計、造船造機統計
平成31年1月28日に追加報告されたもの（1統計）		
調査票の配布・回収方法	厚生労働省	賃金構造基本統計
報告を求める期間		
調査対象の範囲		

エ 賃金構造基本統計調査において判明した不適切な取扱い

厚生労働省は、法等に基づき、労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等と賃金との関係を明らかにすることを目的として、賃金構造基本統計調査（基幹統計調査。以下「賃金構造調査」という。）を実施し、その結果に基づき賃金構造基本統計を作成している。

賃金構造調査の調査方法は、31年より前の調査計画によれば、調査員調査に限定されており、都道府県労働局長は、調査対象となる事業所の事業主に対する必要な指導及び事業所に対する調査票の配布、その他調査の実施に伴う事務を行う統計調査員を任命することとされている。

厚生労働省は、「基幹統計の点検及び今後の対応について」の公表後の31年1月28日に、「賃金構造基本統計調査において、調査員調査により実施するとしている配

布・回収とも郵送調査により実施していたこと等について」を公表した。この発表資料によれば、賃金構造調査について、①調査計画では調査員調査であるのに郵送調査をしていたこと、②調査計画より早い提出期限を定めていたこと、③「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査対象から除外していたことの三つの事実が確認され、これらを総務省に報告したとされている。

その後、厚生労働省は、省内の調査により判明した事実関係として、同年2月1日に「賃金構造基本統計調査に関し、一斉点検の際に総務省に報告しなかった件について」を公表した。この発表資料によれば、ウの各府省等による自己点検の際に上記の①、②及び③について報告をしなかった理由として、厚生労働省賃金福祉統計室長が、調査計画と異なる実態にあることを知っていたが、近々変更申請を予定している調査計画は外国人の項目追加という重要な内容を含んでいるところ、上記の報告をすることによって変更申請ができなくなることを危惧して報告をしないと判断したことを挙げている。また、同室長は、同省政策統括官（統計・情報政策担当）に同点検ではこの点については回答しないとの方針を説明しようとしたが、その機会が得られなかったとされている。その結果、同年1月24日に、総務省政策統括官へ上記の事項を含めないまま同点検の回答に関する報告がなされ、同日に「基幹統計の点検及び今後の対応について」が公表されている。

厚生労働省は、「賃金構造基本統計問題」に関する調査・検証の結果（通知）（平成31年3月総評第20号）を受けて、令和元年10月に、「厚生労働省統計改革ビジョン2019」（令和元年8月厚生労働省）及び同ビジョンを実行するための工程表を策定して、今後、毎勤不適切事案や賃金構造調査において判明した不適切な取扱いといった一連の統計問題に対し、具体的な改善処置を講じていくとしている。

オ 統計委員会に設置された点検検証部会による検証

毎勤不適切事案等を踏まえて、統計委員会は、平成31年1月に、統計委員会に基幹統計及び一般統計調査における不適切事案の発生防止並びに統計の品質向上に資する点検検証に関する事項を所掌する点検検証部会（令和2年10月に「統計作成プロセス部会」に改組）を設置するとともに、同部会の下に二つのワーキンググループを設置して会合を開催している。

ウのとおり、毎勤不適切事案を受けて、総務省政策統括官は、56基幹統計を対象に、各府省等が実施した自己点検の結果を取りまとめて公表している。その後、各

府省等は、232一般統計調査についても、基幹統計の自己点検の内容に準じて、自己点検を実施している（以下、各府省等が56基幹統計及び232一般統計調査について実施し、その結果を総務省政策統括官が取りまとめた一連の自己点検を「31年の一斉点検」という。）。

そして、点検検証部会は、総務省政策統括官から報告された31年の一斉点検の結果について検証を行った。その結果は、図表1-11のとおり、第4回点検検証部会において「一斉点検で報告のあった調査等の影響度評価」として公表されており、これによると、24基幹統計調査及び154一般統計調査において不適切な対応があったとされている。

図表1-11 31年の一斉点検で報告のあった調査等の影響度評価

影響度区分	基幹統計調査	一般統計調査
IV 注(1) (利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り)	1統計調査 (毎勤調査)	—
III (利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り)	2統計調査 注(2) (建設工事統計調査、小売物価統計調査)	16統計調査 (最低賃金に関する実態調査、労務費率調査、通信利用動向調査、学術情報基盤実態調査、大学等におけるフルタイム換算データに関する調査、雇用動向調査、雇用の構造に関する実態調査、労使関係総合調査、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査、食肉検査等情報還元調査、賃金引上げ等の実態に関する調査、森林組合一斉調査、特用林産物生産統計調査、全国貨物純流動調査、水害統計調査、環境にやさしい企業行動調査)
I又はII I:数値の誤りも利用上の支障も生じない場合 II:数値の誤りは生じていないが、利用上の支障を来す場合	注(3) 21統計調査	注(4) 140統計調査

注(1) 統計委員会によれば、「利用上重大な影響が生じる」とは、数値の誤りが発生した箇所が、

- ① 国民経済計算、四半期別GDP速報その他重要な統計を作成する際の主要な材料
- ② 国が交付する給付金等の金額の算定根拠
- ③ 重要な政策の立案・実施の根拠
- ④ 民間企業等の重大な意思決定の根拠

のいずれかとして直接的に用いられている場合（参考資料にとどまる場合を除く。）において、誤りの内容がそれらの作成・決定内容に影響（軽微な場合は除く。）を及ぼす可能性があると思われる場合としている。

注(2) 小売物価統計調査については、平成31年1月24日に公表された「基幹統計の点検及び今後の対応について」において問題のある事象が発見されていなかったが、同年2月1日に、大阪府の小売物価統計調査の統計調査員が不適切な調査事務を行っていたとして、総務省が「小売物価統計調査に係る統計調査員による不適切事務の発生」を公表している。

注(3) このうち1調査は賃金構造調査であり、平成31年1月24日に公表された「基幹統計の点検及び今後の対応について」において問題のある事象が発見されていなかったが、同月28日に、厚生労働省が総務省に追加報告を行っている。

注(4) このうち2統計調査は影響度Ⅲの16統計調査と重複して計上されている。

また、統計委員会は、点検検証部会での審議を踏まえて、31年の一斉点検の結果を受けた再発防止措置の考え方等を建議として盛り込んだ「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月統計委第10号。以下「品質管理建議」という。）を、元年9月に総務大臣に提出している。

(3) これまでの会計検査の実施状況

会計検査院は、従来、統計調査等に係る会計経理について検査を行っており、元年10月に、厚生労働省に対して、会計法令等に従うなどして会計経理が適切に行われる

などするよう是正改善の処置を求め、及び統計調査の実施に係る予算の執行実績を把握するなどし、その結果に応じて統計調査の適切な実施を確保するための措置について検討するなどした上で、統計調査の実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もる態勢を整えるよう改善の処置を要求している。これは、賃金構造調査において調査計画と異なる調査方法で調査を実施したことに伴って、都道府県労働局において、統計調査の実施に要する経費を、厚生労働本省から示達されるなどした一般会計の歳出科目ではなく、一般会計と区分経理されている労働保険特別会計の歳出科目から支出するなど、適切でない会計処理が行われていたことを取り上げたものである。

統計調査等に係る会計経理に関する会計検査の結果として、上記に加えて、不当事項2件、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項4件を検査報告に掲記している（これまでの会計検査の実施状況の詳細については別図表3参照）。

4 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

公的統計は、国及び地方公共団体の政策運営のみならず、事業者及び国民の意思決定に不可欠な情報であり、社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を提供することは、政府の基本的な行政サービスの一つであるとされている。また、雇用保険制度等における給付額が変更されるに至った毎勤不適切事案のように、国民生活に直接悪影響をもたらす事象が発生するなどの事態も見受けられているところである。そして、前記のとおり、公的統計の整備に当たっては、毎年度の予算において多額の経費が計上されている。

そこで、会計検査院は、前記要請の公的統計の整備に関する業務の実施状況等に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の点に着眼して検査した。

ア 公的統計の整備に関する業務の実施体制

各府省等における公的統計の整備に関する業務の実施体制はどのようになっているか、各府省等と地方公共団体との連携はどのようになっているか。

イ 公的統計の整備に関する予算の執行状況及び同業務の実施状況

公的統計の整備に関する予算の執行状況はどのようになっているか、同業務の実施状況はどのようになっているか、毎勤不適切事案によって発生した雇用保険等の追加給付の実施状況等はどのようになっているか。

ウ 公的統計に対する点検検証の取組状況

公的統計に対する点検検証等の取組状況はどのようになっているか。

エ 公的統計の利用状況

公的統計の利用状況はどのようになっているか、法に基づく二次的利用の状況はどのようになっているか。

(2) 検査の対象及び方法

会計検査院は、公的統計の整備に関する業務を実施している府省等のうち統計改革(注9)を担う内閣、2年3月末現在において統計調査を実施している11府省等及びこれら以外で前記の要請において検査の対象とされた防衛省計13府省等、統計センター並びに法定受託事務として業務を受託するなどしている47都道府県のうち11都道府県における業務の実施状況等を対象として検査した。いずれも原則として平成27年度から令和元年度までの業務を対象とした。

(注9) 11府省等 人事院、内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(注10) 11都道府県 東京都、北海道、京都、大阪府、埼玉、神奈川、愛知、奈良、広島、香川、福岡各県

また、上記に加えて、日本年金機構及び全国健康保険協会における毎勤不適切事案により発生した追加給付等に係る対応状況について検査するとともに、日本銀行における毎勤不適切事案による業務への影響に係る対応状況等についても検査した。

検査に当たっては、13府省等の本省等、外局及び地方支分部局、11都道府県、日本年金機構本部、全国健康保険協会本部並びに日本銀行本店において、509.3人日を要して会計実地検査を行うなどして、調書及び関係書類を徴したり、担当者等から説明を聴取したりなどした。また、公表されている資料等により把握した内容を基に調査分析を行った。

第2 検査の結果

1 公的統計の整備に関する業務の実施体制

(1) 各府省等及び統計センターにおける業務の実施体制

ア 各府省等における業務の実施体制

各府省等は、法に基づく公的統計の作成・提供、統計調査及び統計情報処理に関する理論又は技術の研究その他統計の作成を円滑にする目的をもって行うなどの業務（以下「統計業務」という。）を主に担当する部局（以下「統計主管部局」とい

う。)において、基幹統計を作成したり、当該府省等内の統計業務の管理を行ったりなどしている。また、個別の行政ニーズに直結する統計については、当該行政の担当部署が作成するなどしている。

(注11)

各府省等において統計業務を本務とする職員（以下「統計従事職員」という。）の人数についてみると、総務省の公表資料では、図表2-1-1のとおり、平成24年度では2,047人、直近5か年度では27年度1,938人、28年度1,899人、29年度1,904人、30年度1,947人、令和元年度1,953人となっており、平成28年度までは24年度と比較して減少して推移し、29年度は28年度と比較して微増となっている。30年度には統計改革の推進に必要な体制の整備等のために、内閣府等3府省の人員が増員されるなどしている。また、令和元年度における府省等別の状況を見ると、少ないところで法務省8人、多いところで農林水産省612人となっている。

(注11) 統計業務を本務とする職員 統計業務を専担とする職員又は統計業務と統計業務以外の業務とを兼務する職員のうち統計業務を本務とする職員（統計調査員、非常勤職員及び臨時職員を除く。）

図表2-1-1 統計従事職員の配置状況（平成24年度～令和元年度）

府省等名	平成24年度 (人)	25年度 (人)	26年度 (人)	27年度 (人)	28年度 (人)	29年度 (人)	30年度 (人)	令和元年度 (人)	
									基幹統計数
人事院	11	12	12	12	15	15	14	13	0
内閣府	96	96	95	94	85	86	100	104	1
総務省	560	545	542	537	554	557	589	591	12
法務省	8	8	8	8	8	8	8	8	0
財務省	75	75	74	74	74	74	74	76	2
文部科学省	20	19	18	17	20	20	20	18	4
厚生労働省	247	243	240	238	237	237	233	235	9
農林水産省	698	683	667	652	606	610	613	612	7
経済産業省	278	266	259	252	247	245	245	242	7
国土交通省	54	52	57	54	53	52	51	54	9
計	2,047	1,999	1,972	1,938	1,899	1,904	1,947	1,953	51

注(1) 各年度4月1日時点の職員数を示している。また、統計従事職員が配置されていない外務省、環境省及び防衛省は除いている。

注(2) 「府省等名」欄で示している府省等には、外局及び地方支分部局が含まれている。

注(3) 「基幹統計数」欄は令和2年3月末現在の状況であり、複数府省が共管している2統計を除いている。

主な府省等における統計主管部局の設置状況等をみると、次のとおり、所管する統計、統計調査の規模や内容、さらに、調査を地方公共団体が行うか、地方支分部局が行うかなどにより、異なる状況となっている。

(ア) 内閣府

内閣府は、統計主管部局として経済社会総合研究所が置かれており、基幹統計として国民経済計算（加工統計）の作成を行っている。また、機械受注統計調査及び消費動向調査（いずれも一般統計調査）を始めとする主に景気動向に関連する統計調査を実施している。

(イ) 総務省

総務省は、統計主管部局として統計局が置かれており、統計主管部局としては他の行政機関と異なり、特定の行政分野にとらわれずに、国勢調査その他の国勢の基本に関する統計調査等を実施し、統計を作成している。統計調査の実施に際しては、都道府県に設置された国の統計調査に関する事務を集中的に処理する部署（以下「統計主管課」という。）等が大きな役割を担っている（後掲第2の1

(2)イ参照）。

(ウ) 厚生労働省

厚生労働省は、統計主管部局として政策統括官（統計・情報政策担当）が置かれており、都道府県を通じるなどして、人口動態調査（基幹統計調査）を始めとする統計調査を実施するなどして人口動態統計等を作成している。都道府県においては、多岐にわたる行政分野に応じて、統計主管課のほか、保健及び労働政策に関する部署等によって調査等が分担されている。

(エ) 農林水産省

農林水産省は、統計主管部局として大臣官房統計部が置かれており、農業経営統計調査（基幹統計調査）を始めとする農林水産業の各分野の統計調査を実施している。また、同省の地方支分部局である地方農政局等にも統計部が置かれており、統計部において実査を実施している。

(オ) 経済産業省

経済産業省は、統計主管部局として大臣官房調査統計グループが置かれており、工業統計調査（基幹統計調査）を始めとする多岐にわたる統計調査を実施し、統計を作成している。

(カ) 国土交通省

国土交通省は、総合政策局が統計主管部局としての役割も担っており、建設工事統計調査（基幹統計調査）を始めとする建設工事関連の統計調査を実施したり、

港湾調査（基幹統計調査）を始めとする交通関連の統計調査を実施したりするなどして、統計を作成している。

イ 各府省等における統計従事職員の専門性

統計業務には専門性の高い側面があることから、統計に関する専門的な知見等を有している統計従事職員を配置することが重要である。そこで総務省の公表資料に（注12）より、基幹統計を所管している8府省別の統計検定の資格取得者の令和元年度末時点の人数をみると、総務省において23人、経済産業省において13人、内閣府及び厚生労働省において4人、財務省及び農林水産省において1人、文部科学省及び国土交通省において該当者なしとなっていた。

（注12） 統計検定 一般財団法人統計質保証推進協会が実施する統計に関する知識や活用力を評価する全国統一試験

また、厚生労働省についてみると、同省は、専門性の高い統計業務の例として、合計特殊出生率等の我が国の人口動態把握の基礎となる各種指標や生命表等の加工統計の作成・評価、さらには、これらの指標や加工統計を活用した国の施策の実施に必要となる将来推計や、施策の実施による効果の定量的な分析等が挙げられるとしている。そこで、同省は、このような専門性の高い統計業務を実施するために、（注13）統計従事職員235人（令和元年度）のうち、数理職の統計従事職員を14人（5.9%）（注14）配置している。

（注13） 数理職 国家公務員総合職試験の試験区分である「数理科学・物理・地球科学」の合格者等から採用される職員であり、数学や数理科学の専門的知識を有する者

（注14） 数理職については、これまで国家公務員試験の試験区分の変更が行われていることなどから、厚生労働省以外の各府省等について数理職に該当する職員を把握することはできなかった。

総務省政策統括官は、法第55条第2項に基づき作成している統計法施行状況報告において、基幹統計を所管する各府省における統計従事職員の修士号・博士号の保有状況を記載している。しかし、総務省政策統括官は、修士号・博士号の具体的な内容について各府省等に報告を求めていることから、統計学、数理学等の分野に係る修士号・博士号であるかどうかまでは把握していない状況となっていた。

なお、各府省等においては、統計従事職員が執務を通じての研修（On the Job Training。以下「OJT」という。）として実務を重ねることで専門的な知見等を身に付けていくとしている。

ウ 統計センターにおける業務の実施体制

統計センターは、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第81号に規定する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の集計を行う製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的として設置されている。

統計センターが製表を行う統計調査については、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するために、総務省が定める基準に沿って、期限までに製表結果を作成し総務省に提出することとなっている。このほか、統計センターは、行政機関又は地方公共団体の委託を受けて、統計調査を実施し、又は統計調査の製表を行っている。

統計センターが製表を行った総務省所管の統計調査数は、平成27年度から令和元年度までの間に大きな変動はない。また、統計センターの職員数についてみると、主に製表を行う統計編成部門において定員削減計画及び今後の統計改革に対応していくため、情報通信技術の活用や製表のプロセスの見直しを行っていることもあって、平成31年4月時点で614人となっており、30年4月時点の666人から52人減少している。

さらに、統計センターの職員の各種資格の取得状況をみると、31年4月時点において、統計検定の資格取得者は28人、情報処理に係る資格取得者は基本・応用情報技術者16人、ITパスポート6人、その他情報処理関連資格等を取得している者は60人となっていた（延べ人数）。なお、統計センターによると、統計業務には専門性の高い側面があるものの、OJTとして実務を重ねることによって専門性を身に付けていくとしており、各府省等と同様の方針（イ参照）であった。

(2) 国と地方公共団体との連携等

ア 国と地方公共団体との連携

基幹統計調査の実施に当たっては、限られた期間内に実査を円滑に終えるために多くの統計調査員を動員して大規模に行う場合等があることから、国の職員だけで対応することは困難である。このため、国の統計調査に関する事務の一部を、法第16条に基づく法定受託事務として地方公共団体が行うこととし、当該法定受託事務に要する経費は、地方財政法（昭和23年法律第109号）に基づき国が全額支出することとしている。^(注15)

(注15) 国及び地方公共団体において実施している基幹統計調査としては、総務省所管の家計調査（基幹統計調査）等がある。家計調査は、全国の世帯か

ら抽出した世帯を調査対象として、国民生活における家計収支の実態を把握して国の経済政策の立案のための基礎資料を提供することを目的とするものであり、4種類の調査票を用いて実査を実施している。家計調査における事務についてみると、総務省統計局が調査票の設計、調査方法等の企画・設計、調査地域の選定等を、都道府県が統計調査員の選任・指導、調査世帯の選定等をそれぞれ実施している。

イ 地方公共団体における業務の実施体制

地方統計機構整備要綱（昭和22年7月閣議決定）に基づき、都道府県に国の統計調査に従事する地方公務員（以下「統計専任職員」という。）が置かれている。そして、都道府県には統計主管課が設置されており、統計主管課の統計専任職員に係る人件費等の費用は、アの法定受託事務として国がその全額を支出している。具体的には、総務省政策統括官が、統計調査事務地方公共団体委託費取扱要綱（平成17年総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき総務大臣の定めた職員数（以下「配置定数」という。）を基に算出した人件費等の額を統計調査事務地方公共団体委託費（以下「事務委託費」という。）として予算に計上して、都道府県に対して交付している。また、個別の統計調査に関する事務に必要な経費については、当該統計調査を所管する各府省等が委託費（以下「調査委託費」という。）として予算に計上して、都道府県に対して交付している。

配置定数は、昭和24年以降に行われた国の行政整理や43年以降における国家公務員の定員削減計画に準じて削減されている。直近では、平成26年7月に、各年度の行政機関の機構・定員管理を戦略的かつ的確に実施するための基本的な枠組み及び指針を定めた「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針－戦略的人材配置の実現に向けて－」が閣議決定された。これを踏まえて、27年度以降は新たな定数削減が計画的に実施されていることから、都道府県全体として減少傾向にある。

なお、配置定数の削減を受けて、総務省は、28年度から事務委託費の物件費を事務補助職員の賃金に充てることを認めている。

会計実地検査を行った11都道府県の統計専任職員の実際の配置職員数についてみると、令和元年度では、7道府県において、実際に配置されている職員数が配置定数を上回っていた（都道府県の統計専任職員に係る配置定数については別図表4参照）。

そして、統計主管課における統計作成に係る業務についてみると、国の統計調査に関する業務が多数を占めているが、地方公共団体が独自に行う統計調査に関する業務もある（注16）（上記の会計実地検査を行った11都道府県に係る統計調査等数の比較に

については別図表5参照)。

(注16) 地方公共団体が独自に行う統計調査の例として、北海道は、市町村に届出のあった事項のデータを取りまとめて人口の移動状態を明らかにし、各種施策の基礎資料を得ることを目的として、北海道住民基本台帳人口移動報告(業務統計)を作成している。

そこで、実際の配置職員に係る人件費をみると、前記の7道府県において、統計作成に係る業務の必要性等のため事務委託費により措置される配置定数を上回る数の職員を配置していたり、事務委託費の算定基準となる職員の等級と実際に配置されている職員の等級との相違が生じていたりすることもある。平成27年度から令和元年度までの11都道府県における統計主管課の人件費は、人件費に係る国からの事務委託費の額を上回っていた。統計主管課の人件費に対する都道府県の負担割合について、5か年度の計でみると18.8%から34.6%となっていて、これらの財源には都道府県予算が充てられていた。総務省政策統括官では、上記のように統計主管課が地方公共団体において独自に行う統計調査に関する業務を担っている側面もあるなどの状況を踏まえ、地方公共団体における統計作成に係る業務の実施状況を別途調査するなどして業務量の把握に努めているとしている(上記の会計実地検査を行った11都道府県における統計主管課の人件費の負担状況については別図表6参照)。

(3) 国及び都道府県の職員に係る統計に関する研修

統計改革を始めとする統計行政の重要課題を推進するために取りまとめられた「統計改革推進会議最終取りまとめ」(平成29年5月19日統計改革推進会議決定)では、国及び地方の職員一般を対象とした統計研修の充実等を図ることが求められており、第Ⅲ期基本計画においても、統計作成の効率化及び報告者の負担軽減を図りつつ、統計の品質を確保し、統計の利活用促進・環境改善等を推進するためには、個々の職員の能力向上が不可欠であるとされている。

国及び都道府県の職員に対する統計に関する研修の代表的なものとしては、統計に関する我が国唯一の専門研修機関とされている総務省の統計研究研修所が実施する研修課程が挙げられる。統計研究研修所では、統計の基礎的知識の習得に係る研修から統計理論や統計分析の専門的な研修まで、幅広い研修課程を設けている。

そこで、統計従事職員が所属する10府省等及び会計実地検査を行った11都道府県について、平成27年度から令和元年度までの間に開催された、統計研究研修所の主催する研修課程の受講状況を確認したところ、国の職員の統計に関する研修については、

10府省等における職員（統計従事職員以外の職員も含む。）の受講者数は延べ5,381人となっていた。平成30年度以降に受講者が急増しているが、これは、オンラインによる研修受講者の増加等によるものである（10府省等の研修課程の受講状況については別図表7参照）。都道府県職員の統計に関する研修については、11都道府県における職員の受講者数は延べ1,466人となっていた。30年度以降に受講者が急増しているが、これは、オンラインによる研修受講者の増加等によるものである。そして、上記延べ1,466人のうち統計主管課の職員の受講者数を都道府県別にみると、埼玉県において延べ41人中36人、香川県において延べ55人中45人、福岡県において延べ71人中69人となっていた（11都道府県の研修課程の受講状況については別図表8参照）。

2 公的統計の整備に関する予算の執行状況及び同業務の実施状況

(1) 公的統計の整備に関する予算の執行状況

ア 公的統計の整備に関する予算の状況

① 統計事業に係る予算の状況

公的統計の整備に関する予算については、各府省等において、統計作成に係る経費の規模等に応じて、独立した予算科目として計上していたり、一般の事務経費等と合わせて計上していたりして、予算計上の方法は区々となっており、統一的に把握できるようにはなっていない。

一方で、第1の3(1)オのとおり、総務省政策統括官は、毎年度、各府省等に依頼を行い、提出された情報を基に国の統計予算を取りまとめて公表している。

これにより、総務省政策統括官は、翌年度の統計調査の実施に係る承認審査・調整業務の円滑化・効率化を図るとともに、財政当局に対して各府省等の予算を含む事業計画等に関する意見を通知することで、適正な統計リソースの確保及び有効活用に資するとしている。

そして、27年度から令和元年度までの国の統計予算を基にするなどして、会計検査院において各府省等から改めて調書を徴して統計事業に係る予算を集計した結果は第1の3(1)オのとおりである。これを統計調査及び統計関連事業に区分して示すと図表2-2-1のとおりであり、5か年度の計2326億余円のうち上位5省に係る予算額が計2212億余円と95.1%を占めていた。また、5か年度のうち、5年に一度実施される総務省所管の国勢調査の実査が行われた平成27年度の予算額が925億余円（うち、国勢調査に係る予算が670億余円）と突出して大きくなっていた。

図表2-2-1 統計事業に係る予算額（平成27年度～令和元年度）

（単位：千円）

府 省 等 名	区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計 注(3)
人 事 院	統計調査	9,520	13,443	9,550	8,636	39,872	81,021
	統計関連事業	-	-	-	-	-	-
	小計	9,520	13,443	9,550	8,636	39,872	81,021 (0.0 %)
内 閣 府	統計調査	423,337	468,550	534,536	546,701	502,642	2,475,766
	統計関連事業	245,807	185,518	202,554	279,572	311,831	1,225,282
	小計	669,144	654,068	737,090	826,273	814,473	3,701,048 (1.5 %)
復 興 庁	統計調査	-	-	-	-	-	-
	統計関連事業	9,704	9,704	10,467	10,648	10,960	51,483
	小計	9,704	9,704	10,467	10,648	10,960	51,483 (0.0 %)
総 務 省	統計調査	74,814,799	15,887,451	9,000,803	15,305,699	16,383,096	131,391,848
	統計関連事業	1,651,332	1,839,725	2,690,491	2,477,034	2,771,284	11,429,866
	小計	76,466,131	17,727,176	11,691,294	17,782,733	19,154,380	142,821,714 (61.3 %)
法 務 省	統計調査	-	-	-	26,740	-	26,740
	統計関連事業	54,862	29,362	73,765	24,424	26,588	209,001
	小計	54,862	29,362	73,765	51,164	26,588	235,741 (0.1 %)
財 務 省	統計調査	191,430	190,741	191,225	213,034	219,387	1,005,817
	統計関連事業	550,694	336,688	400,123	388,824	669,235	2,345,564
	小計	742,124	527,429	591,348	601,858	888,622	3,351,381 (1.4 %)
文 部 科 学 省	統計調査	216,424	173,677	182,919	256,168	214,220	1,043,408
	統計関連事業	368,271	532,446	178,476	173,288	172,375	1,424,856
	小計	584,695	706,123	361,395	429,456	386,595	2,468,264 (1.0 %)
厚 生 労 働 省	統計調査	4,812,818	5,840,986	5,744,900	4,966,440	5,643,932	27,009,076
	統計関連事業	-	-	19,972	-	2,869	22,841
	小計	4,812,818	5,840,986	5,764,872	4,966,440	5,646,801	27,031,917 (11.6 %)
農 林 水 産 省	統計調査	3,103,229	2,264,262	2,196,540	3,488,378	8,064,137	19,116,546
	統計関連事業	975,064	1,415,469	1,128,140	1,078,309	1,090,330	5,687,312
	小計	4,078,293	3,679,731	3,324,680	4,566,687	9,154,467	24,803,858 (10.6 %)
経 済 産 業 省	統計調査	2,637,158	2,198,568	3,908,786	3,560,396	2,095,649	14,400,557
	統計関連事業	428,278	465,228	494,384	545,705	870,497	2,804,092
	小計	3,065,436	2,663,796	4,403,170	4,106,101	2,966,146	17,204,649 (7.3 %)
国 土 交 通 省	統計調査	1,791,035	1,529,815	1,521,487	2,554,411	1,858,108	9,254,856
	統計関連事業	13,054	3,238	40,304	53,867	42,724	153,187
	小計	1,804,089	1,533,053	1,561,791	2,608,278	1,900,832	9,408,043 (4.0 %)
環 境 省	統計調査	253,728	372,540	312,749	300,870	227,684	1,467,571
	統計関連事業	8,812	9,153	8,645	-	-	26,610
	小計	262,540	381,693	321,394	300,870	227,684	1,494,181 (0.6 %)
12府省等計	統計調査	88,253,478	28,940,033	23,603,495	31,227,473	35,248,727	207,273,206
	統計関連事業	4,305,878	4,826,531	5,247,321	5,031,671	5,968,693	25,380,094
	小計	92,559,356	33,766,564	28,850,816	36,259,144	41,217,420	232,653,300 (A) (100.0 %)
上 位 5 省 計	統計調査	87,159,039	27,721,082	22,372,516	29,875,324	34,044,922	201,172,883
	統計関連事業	3,067,728	3,723,660	4,373,291	4,154,915	4,777,704	20,097,298
	小計	90,226,767	31,444,742	26,745,807	34,030,239	38,822,626	221,270,181 (95.1 %)

注(1) 本図表は当初予算額を記載している。

注(2) 各府省等から総務省政策統括官へ提出された資料を基に、会計検査院が各府省等から改めて調書を徴して集計している。ただし、統計関連事業に係る予算のみを計上している復興庁については、国の統計予算の数値を記載している。

注(3) ()は、12府省等計(A)に占める各府省等の小計の割合である。

(イ) 国の統計予算に含まれていない主な経費及び公的統計の整備に関する経費の全体像

第1の3(1)オのとおり、総務省政策統括官が取りまとめている国の統計予算は、公的統計の整備に関する予算を網羅的に把握したものではないとしている。そこで、これに含まれない主な経費について、会計検査院において統計従事職員に係る給与等を試算するとともに、統計専任職員に係る人件費等及び統計センターに係る経費を取りまとめ、これらを統計事業に係る予算に加えることにより、公的統計の整備に関する経費の全体像を示すと、次のとおりとなっていた。

a 国の統計予算に含まれていない主な経費

(a) 統計従事職員に係る給与等

統計従事職員に係る給与等については、年度別の統計従事職員数は総務省政策統括官により公表されているものの、給与等について集計されたものはないため、そのおおよその規模を把握するために、会計検査院において次のとおり試算した。すなわち、人事院が毎年公表している国家公務員給与等実態調査（業務統計）の結果を基に単価を算出し、これに上記の年度別の統計従事職員数を乗じると、令和元年度で132億余円となる（平成27年度から令和元年度までの統計従事職員に係る給与等の試算額については別図表9参照）。

(b) 統計専任職員に係る人件費等

国の行う統計調査については、各府省等が実施する場合のほか、都道府県に委託して実施する場合がある。総務省は、1(2)イのとおり、統計専任職員に係る職員基本給等の人件費等を対象として事務委託費を予算計上しており、元年度の当初予算額は95億余円となっていた。

(c) 統計センターに係る経費

統計センターに係る経費について、統計センターの支出予算額を確認したところ、元年度で107億余円となっていた（平成27年度から令和元年度までの統計センターに係る予算及びその内訳については別図表10参照）。

b 公的統計の整備に関する経費の全体像

公的統計の整備に関する経費の全体像を、元年度について示すと、図表2-2-2のとおり、統計事業に係る予算等額が計593億余円、統計従事職員に係る給与等の試算額が132億余円となっていた（平成27年度から30年度までについては別図表11参照）。

図表2-2-2 公的統計の整備に関する経費の全体像（令和元年度）



注(1) 政府統計共同利用システムの運用管理等に係る経費は統計関連事業及び統計センターに係る経費の両方に該当するが、当該経費は国から統計センターに支払われた後統計センターにおいて執行されることを踏まえて、本図表では「統計関連事業」欄には計上せず、「統計センターに係る経費」欄のみに計上している。

注(2) 基幹統計調査及び一般統計調査に係る経費は「統計調査」欄に、加工統計に係る経費は「統計関連事業」欄にそれぞれ計上している。業務統計は業務上入手可能な情報を集計等して作成されるものであるため、業務統計に係る経費は限定的であることから、ここでは考慮していない。

注(3) 本図表において、公的統計の整備に関する経費の全体像を示すに当たり、予算額を積み上げて集計した「統計事業に係る予算」「統計専任職員に係る人件費等」及び「統計センターに係る経費」と、会計検査院において試算した「統計従事職員に係る給与等」は単純に合計できないことから、欄を分けて記載している。

イ 公的統計の整備に関する予算の執行状況

公的統計の整備に関する予算には、ア(イ)のとおり、統計事業に係る予算のほか、統計従事職員に係る給与等、統計専任職員に係る人件費等及び統計センターに係る経費がある。このうち、会計検査院において試算した統計従事職員に係る給与等以外の予算について、その執行状況を示すと次のとおりである。

(ア) 統計事業に係る予算の執行状況

ア(ア)のとおり、公的統計の整備に関する予算は、府省等ごとに予算計上の方法が区々となっているが、統計事業に係る予算は、総務省政策統括官が取りまとめて公表している国の統計予算を用いるなどして把握できる。一方、統計事業に係る予算の執行状況については、総務省政策統括官は業務上の必要が生じていないとして取りまとめていないため、今回の検査では、会計検査院が統計事業に係る予算の執行状況を検査して、その内容を集計することとした。

そして、統計調査に係る予算が統計事業に係る予算の89.0%と大半を占めていたことを踏まえて、検査の対象期間である27年度から令和元年度までに統計調査(注17)を実施していた11府省等を対象として検査を行い、これらに係る統計調査及び統計関連事業に係る予算(以下「11府省等の統計事業に係る予算」という。)の執行額(注18)(支出済歳出額)等を集計した。

(注17) 11府省等 人事院、内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

(注18) 統計事業に係る予算には、復興庁の統計関連事業に係る予算が含まれているが、同庁は検査対象期間に統計調査を実施していなかったため検査の対象としておらず、同予算についても本件の集計には含めていない。

検査の結果、図表2-2-3のとおり、11府省等の統計事業に係る予算の執行額は計2227億余円となっており、当初予算額に、補正予算額、流用等増減額及び繰越額を加除した予算現額計2349億余円に対して94.8%となっていた。また、上記の予算現額2349億余円と執行額2227億余円との差額122億余円については、間接費等として統計以外に係る経費と合わせて執行されていたり、不用額となっていたりしていた。

図表2-2-3 11府省等の統計事業に係る予算の執行状況（平成27年度～令和元年度）

（単位：千円）

府 省 等 名	区 分	予算現額 (平成27～令 和元年度計) 注(2) (A)	執行額 注(3)					計 (B) (B)/(A) (%)
			平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
人 事 院	統計調査	81,021	6,570	7,137	5,805	5,612	12,509	37,636
	統計関連事業	-	-	-	-	-	-	-
	小計	81,021	6,570	7,137	5,805	5,612	12,509	37,636 (46.4%)
内 閣 府	統計調査	2,475,766	410,392	398,672	499,159	406,059	502,653	2,216,937
	統計関連事業	1,225,282	194,313	106,113	115,012	209,488	235,745	860,673
	小計	3,701,048	604,705	504,786	614,172	615,548	738,398	3,077,610 (83.1%)
総 務 省	統計調査	131,370,904	74,401,487	15,326,968	8,715,697	14,682,317	15,601,190	128,727,663
	統計関連事業	14,764,245	1,781,536	2,176,366	2,726,376	3,794,309	3,364,999	13,843,588
	小計	146,135,149	76,183,024	17,503,335	11,442,074	18,476,627	18,966,190	142,571,251 (97.5%)
法 務 省	統計調査	26,740	-	-	-	26,298	-	26,298
	統計関連事業	209,001	52,527	21,226	68,841	22,400	23,610	188,606
	小計	235,741	52,527	21,226	68,841	48,698	23,610	214,904 (91.1%)
財 務 省	統計調査	1,005,817	181,419	173,584	170,810	186,442	193,420	905,677
	統計関連事業	2,320,564	532,641	325,232	384,516	382,474	631,910	2,256,777
	小計	3,326,381	714,061	498,817	555,327	568,917	825,331	3,162,455 (95.0%)
文部科学省	統計調査	1,043,408	140,440	160,273	150,724	194,289	188,818	834,545
	統計関連事業	1,424,856	358,291	518,626	161,571	171,452	160,084	1,370,027
	小計	2,468,264	498,731	678,900	312,296	365,742	348,903	2,204,573 (89.3%)
厚生労働省	統計調査	26,977,383	4,436,100	5,309,919	5,250,612	4,324,888	5,244,485	24,566,006
	統計関連事業	22,841	-	-	18,301	-	2,921	21,222
	小計	27,000,224	4,436,100	5,309,919	5,268,914	4,324,888	5,247,406	24,587,228 (91.0%)
農 林 水 産 省	統計調査	19,091,274	2,670,293	1,869,329	1,936,135	3,141,006	7,634,094	17,250,860
	統計関連事業	5,618,909	891,297	1,463,387	1,106,229	1,030,868	964,408	5,456,190
	小計	24,710,184	3,561,591	3,332,717	3,042,364	4,171,874	8,598,502	22,707,050 (91.8%)
経 済 産 業 省	統計調査	13,600,823	2,030,757	1,763,693	2,846,271	2,958,750	1,712,767	11,312,241
	統計関連事業	2,804,092	503,456	456,899	513,293	513,757	849,311	2,836,718
	小計	16,404,915	2,534,214	2,220,592	3,359,565	3,472,507	2,562,078	14,148,959 (86.2%)
国 土 交 通 省	統計調査	9,254,856	1,546,882	1,432,331	1,423,188	2,461,406	1,820,836	8,684,644
	統計関連事業	153,187	6,845	192	7,889	51,563	37,131	103,622
	小計	9,408,043	1,553,727	1,432,523	1,431,078	2,512,970	1,857,967	8,788,267 (93.4%)
環 境 省	統計調査	1,467,571	283,235	233,511	222,892	284,290	209,236	1,233,167
	統計関連事業	26,610	7,452	11,880	8,640	-	-	27,972
	小計	1,494,181	290,687	245,391	231,532	284,290	209,236	1,261,139 (84.4%)
11府省等計	統計調査	206,395,563	86,107,580	26,675,423	21,221,298	28,671,361	33,120,013	195,795,678
	統計関連事業	28,569,587	4,328,361	5,079,925	5,110,674	6,176,315	6,270,122	26,965,399
	小計	234,965,151	90,435,942	31,755,349	26,331,973	34,847,676	39,390,135	222,761,077 (94.8%)
上 位 5 省 計	統計調査	200,295,240	85,085,522	25,702,243	20,171,906	27,568,369	32,013,374	190,541,416
	統計関連事業	23,363,274	3,183,135	4,096,845	4,372,091	5,390,497	5,218,770	22,261,341
	小計	223,658,515	88,268,658	29,799,089	24,543,997	32,958,867	37,232,145	212,802,757 (95.1%)

注(1) 国の統計予算を基に、その執行状況について会計検査院が各府省等から調書を徴して集計した。

注(2) 「予算現額」欄には、図表2-2-1の当初予算額に、補正予算額、流用等増減額及び繰越額を加除したものを記載している。

注(3) 複数の統計調査及び統計関連事業で一括で執行された経費は、当初予算額で案分等して計上している。また、間接費等として統計以外に係る経費と合わせて執行されていて、統計調査又は統計関連事業に係る経費として特定できなかったものは計上していない。

(イ) 上位5省における統計事業に係る予算の執行状況等

図表2-2-3のとおり、予算と同様執行額も多額となっている上位5省について、統計事業に係る予算の執行状況等の概要を示すと次のとおりである。

a 総務省

(a) 統計事業に係る予算の執行状況

総務省所管の統計調査及び統計関連事業に係る平成27年度から令和元年度までの予算現額計1461億余円に対して、執行額は計1425億余円となっていた。

同省は、図表1-4で示した50基幹統計調査のうち15基幹統計調査（共管の3基幹統計調査を含む。これらのうち都道府県を通じて実査を実施しているものは12基幹統計調査）を所管しており、これらに係る執行額は計1222億余円となっていた。

同省が所管する主な統計調査は、図表2-2-4のとおり、執行額の大きい順に国勢調査、経済センサス - 活動調査（基幹統計調査）、住宅・土地統計調査（基幹統計調査）等となっていた。このうち、家計消費状況調査（一般統計調査）及び政府統計共同利用システムの運用等を除く8基幹統計調査では、業務の一部を都道府県へ委託している。これらに係る執行額は調査委託費を含む総額で計1157億余円と、同省の執行額1425億余円の81.1%を占めていた。その中でも、国勢調査は、統計調査の中で最大の規模のものであって、これに係る執行額は、計703億余円（平成27年度計669億余円（同年度に実査を実施）、28年度計7379万余円、29年度計1億余円、30年度計4億余円、令和元年度計27億余円）となっており、同省の執行額1425億余円の49.3%、11府省等の執行額の総額である2227億余円の31.5%を占めていた。^(注19)

(注19) 統計調査ごとの執行額の集計に当たっては、各統計調査の実施のための経費に、これに付随して発生する、調査区管理、試験調査等を含む準備経費と、検証、公表等の事後的な経費を合算している。以下同じ。

また、複数の府省等が横断的に用いている政府統計共同利用システムの運用等に必要な経費は、同省において執行されており、その執行額は計53億余

円となっていた。

図表2-2-4 総務省が所管する主な統計調査又は統計関連事業（平成27年度～令和元年度）

(単位：千円)

	統計調査又は統計関連事業名	対象年度	予算現額	執行額
①	国勢調査 注(3)	平成27～令和元年度	70,245,365	70,318,232
②	経済センサス - 活動調査	平成27～令和元年度	13,163,237	12,495,085
③	住宅・土地統計調査	平成27～30年度	8,662,598	8,601,248
④	労働力調査	平成27～令和元年度	7,790,844	7,752,858
⑤	家計調査	平成27～令和元年度	6,856,780	6,765,059
⑥	政府統計共同利用システムの運用等 注(4)注(5)	平成27～令和元年度	5,455,445	5,326,612
⑦	小売物価統計調査	平成27～令和元年度	4,533,135	4,413,413
⑧	家計消費状況調査	平成27～令和元年度	3,087,582	3,037,510
⑨	経済センサス - 基礎調査	平成27～令和元年度	2,890,821	2,812,265
⑩	全国家計構造調査（平成30年度以前は全国消費実態調査）	平成27、28、30、令和元年度	2,667,975	2,590,164

注(1) 総務省が所管する統計調査又は統計関連事業について、平成27年度から令和元年度までの予算現額及び執行額をそれぞれ集計し、執行額の大きい順に10件記載している。

注(2) 本図表のうち、業務の一部を都道府県へ委託している基幹統計調査は①から⑤まで、⑦、⑨及び⑩であり、執行額は計1157億余円となっている。

注(3) 「執行額」欄記載の額が「予算現額」欄記載の額を超過しているものは、他の統計調査等の執行の残額を用いており、予算科目間の流用によるものではない。

注(4) 統計関連事業である。

注(5) 平成26年度予算からの繰越予算がある。

(b) 統計専任職員の人件費等に係る予算の執行状況

同省において、統計専任職員に係る人件費等のために措置されている事務委託費に係る予算の執行状況については、平成27年度から令和元年度までの歳出予算現額計485億余円に対して、支出済歳出額は計480億余円となっていた。

事務委託費の内訳としては、統計専任職員の人件費のほか、統計主管課における共通的な事務経費等に充てるための物件費等がある。そして、同省から事務委託費を交付された都道府県等における事務委託費の執行状況をみると、交付額計480億余円に対して、精算額は計477億余円となっており、残額は、翌年度以降に国庫に返還されていた。

b 厚生労働省

厚生労働省所管の統計調査及び統計関連事業に係る平成27年度から令和元年度までの予算現額計270億余円に対して、執行額は計245億余円となっていた。同省は7基幹統計調査を所管しており、これらに係る執行額は計163億余円となっていた。

同省が所管する主な統計調査は、図表2-2-5のとおり、執行額の大きい順に人口動態調査、毎勤調査、国民生活基礎調査（基幹統計調査）等となっていた。このうち、基幹統計調査についてみると、人口動態調査、毎勤調査、国民生活基礎調査及び薬事工業生産動態統計調査は業務の一部を都道府県へ委託しており、これらに係る執行額は調査委託費を含む総額で計153億余円と、同省の執行額245億余円の62.5%を占めていた。

図表2-2-5 厚生労働省が所管する主な統計調査又は統計関連事業（平成27年度～令和元年度）

(単位：千円)

統計調査又は統計関連事業名	対象年度	予算現額	執行額
① 人口動態調査	平成27～令和元年度	8,288,008	8,110,517
② 毎勤調査	平成27～令和元年度	5,566,930	5,092,184
③ 国民生活基礎調査	平成27～令和元年度	1,786,006	1,750,944
④ 介護事業実態調査	平成27～令和元年度	1,024,969	959,511
⑤ 国民健康・栄養調査	平成27～令和元年度	914,770	830,565
⑥ 介護サービス施設・事業所調査 注(3)	平成27～令和元年度	792,309	807,543
⑦ 社会福祉施設等調査	平成27～令和元年度	738,303	697,314
⑧ 賃金構造調査	平成27～令和元年度	756,276	685,675
⑨ 社会保障生計調査（被保護者生活実態調査）	平成27～令和元年度	599,947	450,115
⑩ 薬事工業生産動態統計調査	平成27～令和元年度	523,477	432,750

注(1) 厚生労働省が所管する統計調査又は統計関連事業について、平成27年度から令和元年度までの予算現額及び執行額をそれぞれ集計し、執行額の大きい順に10件記載している。

注(2) 本図表のうち、業務の一部を都道府県へ委託している基幹統計調査は①から③まで及び⑩であり、執行額は計153億余円となっている。

注(3) 「執行額」欄記載の額が「予算現額」欄記載の額を超過しているものは、他の統計調査等の執行の残額を用いており、予算科目間の流用によるものではない。

注(4) 「執行額」欄記載の額のほかに、間接費等の個々の統計調査又は統計関連事業に振り分けられない経費がある。

c 農林水産省

農林水産省所管の統計調査及び統計関連事業に係る平成27年度から令和元年度までの予算現額計247億余円に対して、執行額は計227億余円となっていた。同省は7基幹統計調査を所管しており、これらに係る執行額は計127億余円となっていた。

同省が所管する主な統計調査は、図表2-2-6のとおり、執行額の大きい順に農林業センサス（基幹統計調査）、農業経営統計調査、作物統計調査（基幹統計調査）等となっていた。このうち、基幹統計調査についてみると、農林業センサス及び漁業センサスは業務の一部を都道府県へ委託しており、これらに係る執行額は調査委託費を含む総額で計77億余円と、同省の執行額227億余円の33.9%

を占めていた。

また、同省が所管する統計調査で共通に用いている農林水産統計システム整備に係る経費として計37億余円が執行されていた。

図表2-2-6 農林水産省が所管する主な統計調査又は統計関連事業（平成27年度～令和元年度）

（単位：千円）

統計調査又は統計関連事業名	対象年度	予算現額	執行額
① 農林業センサス	平成27～令和元年度	7,330,919	6,816,136
② 農林水産統計システム整備 注(3)	平成27～令和元年度	3,836,919	3,788,501
③ 農業経営統計調査	平成27～令和元年度	2,889,038	2,415,017
④ 作物統計調査	平成27～令和元年度	5,052,650	2,226,768
⑤ 漁業センサス	平成27～令和元年度	1,032,191	886,932
⑥ 農業物価統計調査	平成27～令和元年度	604,298	589,665
⑦ 内水面漁業生産統計調査	平成27～令和元年度	264,426	246,149
⑧ 生鮮食料品流通情報調査 注(3)	平成27～令和元年度	259,959	243,773
⑨ 海面漁業生産統計調査	平成27～令和元年度	253,966	229,548
⑩ 6次産業化総合調査	平成27～令和元年度	299,494	229,098

注(1) 農林水産省が所管する統計調査又は統計関連事業について、平成27年度から令和元年度までの予算現額及び執行額をそれぞれ集計し、執行額の大きい順に10件記載している。

注(2) 本図表のうち、業務の一部を都道府県へ委託している基幹統計調査は①及び⑤であり、執行額は計77億余円となっている。

注(3) 統計関連事業である。

注(4) 「執行額」欄記載の額のほかに、間接費等の個々の統計調査又は統計関連事業に振り分けられない経費がある。

d 経済産業省

経済産業省所管の統計調査及び統計関連事業に係る平成27年度から令和元年度までの予算現額計164億余円に対して、執行額は計141億余円となっていた。

同省は9基幹統計調査（総務省と共管の3基幹統計調査を含む。）を所管しており、これらに係る執行額は計63億余円となっていた。

同省が所管する主な統計調査は、図表2-2-7のとおり、執行額の大きい順に工業統計調査、エネルギー消費統計調査（一般統計調査）、商業動態統計調査（基幹統計調査）等となっていた。このうち、基幹統計調査についてみると、工業統計調査、商業動態統計調査及び経済産業省生産動態統計調査は、業務の一部を都道府県へ委託しており、これらに係る執行額は調査委託費を含む総額で計47億余円と、同省の執行額141億余円の33.7%を占めていた。

また、経済センサス - 活動調査、工業統計調査及び経済構造実態調査（平成30年度以前は特定サービス産業実態調査及び商業統計調査）は、経済構造統計を構成するものであり、これらに係る執行額は、計31億余円（総務省において

(注20)
計上されていた予算の執行額を含めると計60億余円) と、同省の執行額141億
余円の22.5%を占めていた。

(注20) 総務省と共管の経済センサス - 活動調査、令和元年度以降の工業統計調査及び経済構造実態調査については、総務省において予算計上し、一部を経済産業省へ支出委任して執行している。

また、同省が所管する統計調査で共通で用いている経済産業省調査統計システムの運用管理に係る経費として計11億余円が執行されていた。

図表2-2-7 経済産業省が所管する主な統計調査又は統計関連事業（平成27年度～令和元年度）

(単位：千円)

統計調査又は統計関連事業名	対象年度	予算現額	執行額
① 工業統計調査	平成27～30年度	2,527,569	2,353,803
② エネルギー消費統計調査	平成27～令和元年度	2,371,484	2,060,583
③ 商業動態統計調査	平成27～令和元年度	1,772,342	1,609,709
④ 中小企業実態基本調査	平成27～令和元年度	1,523,798	1,417,356
⑤ 経済産業省調査統計システムの運用管理 注(3)	平成27～令和元年度	1,436,613	1,160,922
⑥ 経済産業省生産動態統計調査	平成27～令和元年度	1,602,344	812,834
⑦ 特定サービス産業実態調査	平成27～30年度	820,924	689,893
⑧ 経済産業省企業活動基本調査	平成27～令和元年度	705,852	639,577
⑨ 情報通信業基本調査	平成27～令和元年度	349,747	341,631
⑩ 海外事業活動基本調査 注(4)	平成27～令和元年度	245,172	259,826

注(1) 経済産業省が所管する統計調査又は統計関連事業について、平成27年度から令和元年度までの予算現額及び執行額をそれぞれ集計し、執行額の大きい順に10件記載している。

注(2) 本図表のうち、業務の一部を都道府県へ委託している基幹統計調査は①、③及び⑥であり、執行額は計47億余円となっている。

注(3) 統計関連事業である。

注(4) 「執行額」欄記載の額が「予算現額」欄記載の額を超過しているものは、他の統計調査等の執行の残額を用いており、予算科目間の流用によるものではない。

注(5) 「執行額」欄記載の額のほかに、間接費等の個々の統計調査又は統計関連事業に振り分けられない経費がある。

e 国土交通省

国土交通省所管の統計調査及び統計関連事業に係る27年度から令和元年度までの予算現額計94億余円に対して、執行額は計87億余円となっていた。同省は9基幹統計調査を所管しており、これらに係る執行額は計40億余円となっていた。

同省が所管する主な統計調査は、図表2-2-8のとおり、執行額の大きい順に法人土地・建物基本調査（基幹統計調査）、訪日外国人消費動向調査（一般統計調査）、自動車輸送統計調査（基幹統計調査）等となっていた。このうち、基幹統計調査についてみると、法人土地・建物基本調査、港湾調査及び建設工事統計調査は業務の一部を都道府県へ委託しており、これらに係る執行額は調査委託費を含む総額で計27億余円と、同省の執行額87億余円の31.4%を占めていた。

図表2-2-8 国土交通省が所管する主な統計調査又は統計関連事業（平成27年度～令和元年度）

(単位：千円)

	統計調査又は統計関連事業名	対象年度	予算現額	執行額
①	法人土地・建物基本調査	平成27～令和元年度	1,883,580	1,798,206
②	訪日外国人消費動向調査	平成27～令和元年度	1,209,255	1,125,156
③	自動車輸送統計調査	平成27～令和元年度	1,097,451	996,902
④	宿泊旅行統計調査	平成27～令和元年度	870,143	830,032
⑤	旅行・観光消費動向調査	平成27～令和元年度	545,794	530,097
⑥	港湾調査	平成27～令和元年度	513,496	511,615
⑦	建設工事統計調査	平成27～令和元年度	468,352	452,482
⑧	大都市交通センサス	平成27～29年度	343,422	329,917
⑨	幹線鉄道旅客流動実態調査	平成27、28年度	314,275	270,540
⑩	国際航空旅客動態調査	平成27～30年度	254,000	249,469

注(1) 国土交通省が所管する統計調査又は統計関連事業について、平成27年度から令和元年度までの予算現額及び執行額をそれぞれ集計し、執行額の大きい順に10件記載している。

注(2) 本図表のうち、業務の一部を都道府県へ委託している基幹統計調査は①、⑥及び⑦であり、執行額は計27億余円となっている。

注(3) 「執行額」欄記載の額のほかに、間接費等の個々の統計調査又は統計関連事業に振り分けられない経費がある。

(ウ) 都道府県における調査委託費の執行状況等

a 都道府県における調査委託費の執行状況

上位5省が平成27年度から令和元年度までに都道府県に交付した基幹統計調査に係る調査委託費の執行状況についてみると、その精算額は、図表2-2-9のとおり、総務省所管の国勢調査の実査年度である平成27年度に609億余円と突出して大きくなっていった。

図表2-2-9 都道府県における調査委託費の執行状況（平成27年度～令和元年度）

(単位：百万円)

省名	平成27年度			28年度			29年度			30年度			令和元年度		
	交付額	精算額	翌年度以降返納額	交付額	精算額	翌年度以降返納額	交付額	精算額	翌年度以降返納額	交付額	精算額	翌年度以降返納額	交付額	精算額	翌年度以降返納額
総務省	58,935	57,776	1,159	10,712	9,755	956	6,202	5,969	232	10,600	10,123	473	8,737	8,039	697
厚生労働省	2,526	2,382		2,857	2,707		2,710	2,494		2,590	2,367		2,843	2,668	
農林水産省	282	204	77	10	8	2	-	-	-	651	485	165	4,853	4,614	238
経済産業省	460	375	84	448	366	82	1,142	996	145	1,083	955	128	346	265	81
国土交通省	202	197	-	202	198	-	225	214	-	364	311	-	205	199	-
計	62,407	60,936		14,232	13,036		10,280	9,676		15,290	14,243		16,985	15,787	

注(1) 厚生労働省所管の基幹統計調査については、新型コロナウイルス感染症に係る対応等のため、同省において調書を作成することが困難であったことから、一部執行状況の集計の対象としていない（「翌年度以降返納額」欄）。また、同省所管の薬事工業生産動態統計調査の調査委託費については、同様の理由で全て集計の対象としていない。

注(2) 国土交通省は調査委託費を精算払等で処理している。

都道府県に交付された基幹統計調査に係る調査委託費の執行状況について、新型コロナウイルス感染症に係る対応等のため確認することができなかった厚

生労働省を除く4省について確認したところ、いずれも交付年度中又は交付の翌年度までに精算を行い、その残額は国庫に返納されていた。

b 都道府県に対する上位5省の実地監査の状況

上位5省は、都道府県に交付する調査委託費の委託要綱等において、調査委託費の経理について実地監査をすることができる^(注21)としている。そして、上位5省^(注22)による都道府県に対する実地監査の実施状況をみると、総務省及び経済産業省は毎年度実地監査を行っていた。厚生労働省、農林水産省及び国土交通省は、実地監査を行っておらず、各都道府県から提出される精算報告や添付された証拠書類により確認しているなどとしていた。

(注21) 監査条項を設けていない総務省所管の地方公務員給与実態調査（基幹統計調査。平成30年度のみ交付）及び厚生労働省所管の薬事工業生産動態統計調査を除く。

(注22) 会計実地検査時点で実地監査が終了していた平成27年度から30年度までの4か年度を対象に検査した。

(e) 統計センターに係る予算の執行状況等

統計センターに係る27年度から令和元年度までの支出予算の執行状況についてみると、5か年度の予算額計492億余円に対して、決算額は計474億余円となっていた。なお、毎年度の収入決算額と支出決算額の差額を含む積立金については、積立金の額に相当する金額から所管大臣の承認を受けた金額を控除した残余の額が国庫に納付されていた。

(2) 公的統計の整備に関する業務の実施状況

公的統計の整備に関する業務のうち統計調査が(1)イ(ア)のとおり、統計事業に係る予算の大部分を占めている。また、公的統計の整備に関する業務の一環として公的統計に係るシステム整備が行われており、これについては、第1の3(1)カのとおり、政府統計共同利用システムの整備により効率的なシステム投資や業務の効率化を図ることとされている。このような状況を踏まえて、統計調査の実施状況、公的統計に係るシステム整備等の状況等に着眼して検査した。

ア 統計調査の実施方法

第1の3(1)イ(イ)のとおり、行政機関の長は、基幹統計調査又は一般統計調査を行おうとするときは、法第9条第1項又は第19条第1項の規定に基づき、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないこと、承認を受けようとする行政機関の長は、所定の事項を申請書に記載して総務大臣に提出することとなっている。そして、行

政機関の長は、総務大臣の承認を受けた基幹統計調査を変更し、又は中止しようとするときは、法第11条第1項の規定に基づき、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないこととなっている。

承認要領によれば、基幹統計調査の調査計画に記載する事項は、図表2-2-10のとおり、法第9条第2項各号に掲げる事項であるとされている。

図表2-2-10 基幹統計調査の調査計画に記載する主な事項等

事項	主な記載内容	調査計画に記載された事項の主な具体例（注）
調査の名称	統計調査を行うに当たって称される名称を記載する。	国勢調査
調査の目的	どの基幹統計を作成するために行うのかを記載する。	法第5条第2項の規定に基づき、国勢統計（法第2条第4項第1号に規定する基幹統計）を作成し、国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。
調査対象の範囲	統計調査の対象となる母集団の地域的及び属性的な範囲を記載する。	（地域的範囲） 本邦（総務省令で定める島を除く。） （属性的範囲） 本邦に常住する者（ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等は除く。）
報告を求める個人又は法人その他団体	報告者の数、報告者の具体的な選定の方法、法第13条に規定する報告義務を負う個人又は法人その他の団体を記載する。	（数） 約1億2700万人（約5300万世帯） （選定の方法） 全数
報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間	統計調査によって集められる情報の内容、いつの時点又はどの期間の内容について報告を求めるのかを記載する。	（報告を求める事項） 調査票により、次に掲げる事項を調査する。 ア 氏名 イ 男女の別 ウ 出生の年月等 （基準となる期日又は期間） 調査実施年の10月1日午前零時現在
報告を求めるために用いる方法	どのような組織を用いて、又は、経由して統計調査を行うのか、調査員調査、郵送調査、オンライン調査、その他の別について明らかにした上で、具体的な実施方法について記載する。	（調査方法） 調査員調査、郵送調査、オンライン調査
報告を求める期間	調査の周期、調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載する。	（調査の周期） 5年 （調査の実施期間又は調査票の提出期限） 9月14日～10月20日

（注）「調査計画に記載された事項の主な具体例」欄は、令和2年に実施された国勢調査の調査計画を基にしている。

調査計画に記載する調査方法には、調査員調査、郵送調査、オンライン調査等があるが、図表2-2-11のとおりそれぞれに長所及び短所がある。このため、統計調査ごとに、調査対象の範囲等に応じて適当な調査方法が採用されている。

図表2-2-11 各調査方法の長所及び短所

調査方法	長所	短所
調査員調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票の回収率を確保可能 ・調査事項が多少複雑でも調査可能 ・質問の内容を相手に理解させることが可能なため正確に記入してもらえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経費がかかる。 ・調査員の選任及び指導の事務が必要 ・調査対象者が不在の場合、面接できない。
郵送調査	<ul style="list-style-type: none"> ・広い地域にわたる調査が可能 ・調査員や特別な調査組織を必要としない。 ・面接調査では回答しづらい内容の事項でも調査可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査票の回収率が確保しにくい。 ・無回答から起こる誤差が大きくなる可能性がある。 ・質問の内容を誤解することにより誤回答が多くなる。
オンライン調査（インターネット調査）	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間いつでも回答可能となるなど利便性の向上 ・面接調査では答えにくい内容の事項でも調査が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しいセキュリティ対策が必要 ・利用環境が整備されていない調査対象もある。

(注) 本図表は、統計実務を基に会計検査院が作成した。

イ 統計調査の実施状況

第1の3(2)イのとおり毎勤不適切事案により雇用保険等について追加給付が必要になることに伴って毎勤対応経費が発生していた。また、第1の3(3)のとおり厚生労働省所管の賃金構造調査において調査計画と異なる調査方法で調査を実施したことに伴って都道府県労働局において、統計調査の実施に要する経費を、厚生労働本省から示達されるなどした一般会計の歳出科目ではなく、一般会計と区分経理されている労働保険特別会計の歳出科目から支出するなどの適切でない会計処理が行われていた。

そこで、各府省等が2年3月末現在で実施している50基幹統計調査及び248一般統計調査、計298統計調査について、各府省等及び会計実地検査を行った11都道府県における調査票の集計方法、回収方法等の状況を検査した。検査したところ、次のとおり、国土交通省所管の建設工事受注動態統計調査（以下「受注動態調査」という。）において集計に含めるべきではない過去の調査周期に係る調査票（以下「過去分の調査票」という。）も集計していたり、8統計調査において調査計画で定められていない郵送により調査票の提出を受けていたりするなどの状況が見受けられた。

(ア) 集計に含めるべきではない過去分の調査票の情報も集計していたもの

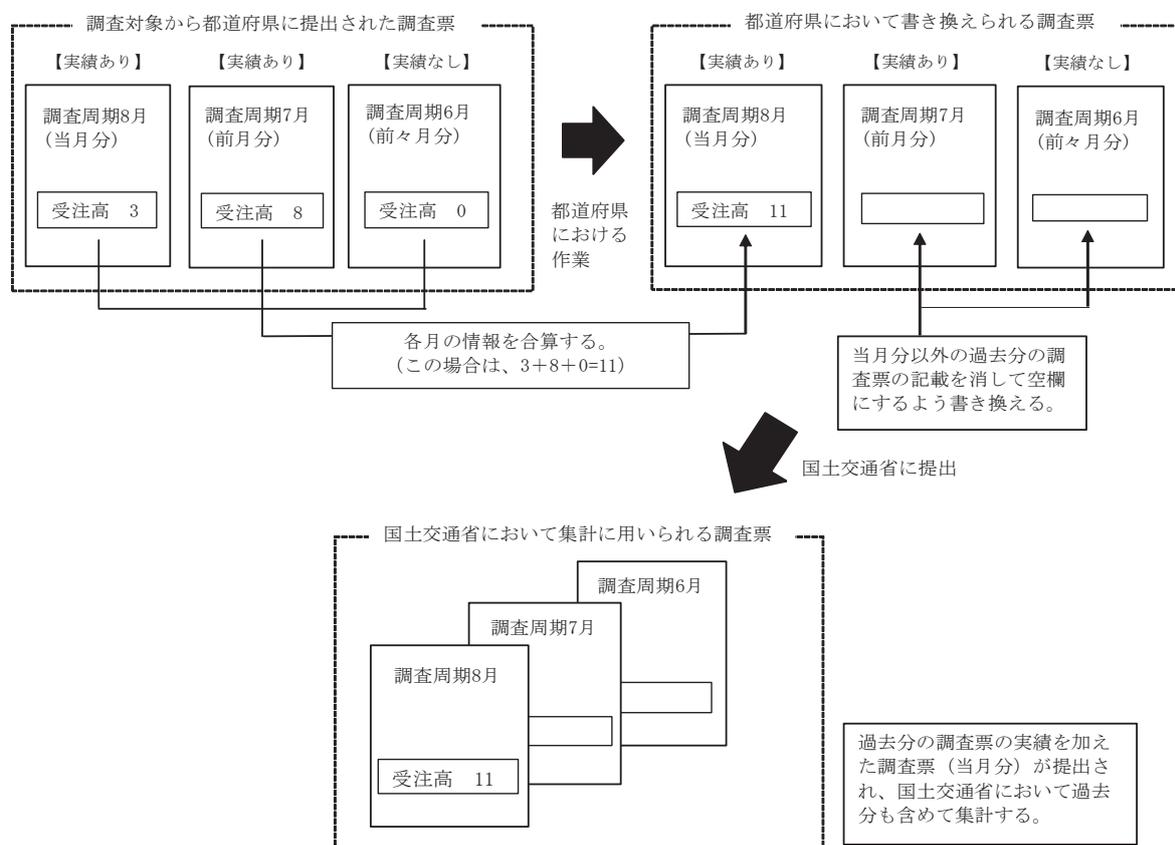
国土交通省は、建設工事及び建設業の実態を明らかにし、建設行政等に必要な基礎資料を得ることを目的として、建設工事統計調査を実施しており、平成27年

度から令和元年度までにおいて計4億5248万余円を執行している。

このうち受注動態調査は、調査計画によると、調査周期を毎月とするもので、全国の約12,000業者を調査対象とした毎月1日から末日までの一月における月間受注高等について、毎月、調査期日（毎月月末）の属する月の翌月10日を提出期限として報告を求めるものとなっている。そして、調査計画によると、都道府県は、受注動態調査の調査組織として、管内の調査対象から提出された紙媒体の調査票を取りまとめて、調査期日の属する月の翌月20日までに同省に送付することとなっている。

しかし、11都道府県において検査したところ、同省は、図表2-2-12のとおり、都道府県に対して、一の調査対象から、所定の提出期限後に過去分の調査票を含んだ複数の調査票がまとめて提出された場合には、過去分の調査票の情報を、提出時点における調査周期の調査票の情報に含めて同省に提出するように指示していた。そして、同省は、過去分の調査票の情報を、調査計画に定められた本来の調査周期ではなく、提出時点における調査周期の調査票の情報に含めて集計していた。

図表2-2-12 受注動態調査の実際の作業イメージ



そこで、同省を通じて、過去分の調査票の提出状況を確認したところ、元年5月分から2年3月分までの調査対象数延べ85,093者のうち9,540者（11.2%）については、過去分の調査票の情報を提出時点における調査周期の調査票の情報に含めて提出されていたことが判明した。

このように、調査計画に定められている調査周期と異なる調査周期の調査票の情報を提出時点の調査票の情報に合算して同じ調査周期の調査結果とする集計方法では、実態を示すことができないことから、作成される調査結果は精度が低いものになっていると史料された。

なお、元年12月分の集計以降、同省は、前記の指示を改めて、過去分の調査票を別途提出するように都道府県に対して指示していた。そして、同省は、統計の品質向上の観点から、過去分の調査票について関係機関と集計方法等の見直しを検討して、3年4月分の集計以降、都道府県から別途提出を受けた過去分の調査票について提出時点の調査周期の調査票の情報に含めずに集計している。

(イ) 調査計画に定められていない郵送により調査票の提出を受けるなどしていたもの

a 調査計画に定められていない郵送により調査票の提出を受けるなどしていたもの

第1の3(2)エのとおり、「賃金構造基本統計調査において、調査員調査により実施するとしている配布・回収とも郵送調査により実施していたこと等について」によれば、賃金構造調査において、調査計画では調査員調査と定められているのに郵送調査を実施していたとされている。また、31年の一斉点検では、賃金構造調査のほか、厚生労働省所管の港湾運送事業雇用実態調査（一般統計調査）においても、調査計画と異なる調査方法により調査票を配布して回収していたことが報告されている。

そこで、これら以外にも調査計画に定められた調査方法と各統計調査の実態との整合性が取れていないのに、31年の一斉点検において報告されていないものがないかなどについて11都道府県等において検査したところ、図表2-2-13のとおり、4府省が所管する8統計調査を実施した全ての年度において、調査計画では調査票の提出方法として郵送が定められていないにもかかわらず、調査対象者の要望があった場合等に郵送により調査票の提出を受けるなどしている状

況が見受けられた。

図表2-2-13 調査計画に定められていない郵送により調査票の提出を受けるなどしていた統計調査

府省名	統計調査名	統計調査の種別	調査実施年度における調査計画に定められていない郵送により調査票の提出を受けるなどしていたもの				
			平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
総務省	注(2) 労働力調査	基幹統計調査	○	○	○	○	○
総務省	就業構造基本調査	基幹統計調査	/	/	○	/	/
総務省	社会生活基本調査	基幹統計調査	/	○	/	/	/
総務省	注(3) 小売物価統計調査	基幹統計調査	○	○	○	○	○
厚生労働省	注(2)注(4) 毎月勤労統計調査	基幹統計調査	○	○	○	○	○
国土交通省	港湾調査	基幹統計調査	○	○	○	○	○
内閣府	青少年のインターネット利用環境実態調査	一般統計調査	○	○	○	○	○
厚生労働省	公的年金加入状況等調査	一般統計調査	/	○	/	/	○

注(1) 「○」は調査計画に定められていない郵送により調査票の提出を受けるなどしていた年度を、「/」は調査を実施していない年度をそれぞれ示している。

注(2) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、郵送調査を実施できるよう、労働力調査については令和2年3月、毎月勤労統計調査については同年7月に、調査計画をそれぞれ変更している。

注(3) 小売物価統計調査については、郵送により調査票の提出を受けている他の7統計調査と異なり、調査計画において都道府県の職員が調査店舗の事業主に価格について質問することにより調査票の作成を行うとされているが、調査店舗のウェブサイトに掲載されている情報を調査票に入力するなどすることにより調査を行っていたものである。

注(4) 毎月勤労統計調査については、第二種事業所への調査及び特別調査で見受けられたものである。

上記について事例を示すと、次のとおりである。

<事例> 調査計画に定められていない郵送により調査票の提出を受けていたもの（労働力調査）

総務省は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的として、労働力調査を実施し、その結果に基づき労働力統計を作成している。

労働力調査は、全国の国勢調査調査区から選定された約2,900の調査区に居住している約4万世帯の調査世帯を2か年にわたり同一の2か月間調査することなどによって、15歳以上人口の就業・不就業状態等を毎月調査するものである。そして、調査計画によれば、調査票は、都道府県知事から任命された統計調査員が各調査世帯を訪問して配布及び回収を行うことなどとされている。

しかし、11都道府県において検査したところ、平成27年度から令和元年度までの間の労働力調査において、郵送により調査票の提出を受けており、調査計画に定められていない方法で実施していた。そして、元年度に実施した労働力調査において提出を受けた調査票のうち、郵送により提出を受けたものの割合を都道府県別にみると、最も低い都道府県において22,584件中487件で2.1%、最も高い都道府県において6,954件中2,029件で29.1%、11都道府県の計で193,

290件中31,042件で16.0%となっていた。

上記検査の結果等について、前記の4府省に対して見解を徴したところ、総務省は、賃金構造調査のように調査計画と異なる調査方法により調査票の配布及び回収を行っていたものとは異なり、調査票の配布については統計調査員が実施しており調査計画を遵守していることから、調査計画の変更までは要しないとしていた。また、内閣府、厚生労働省及び国土交通省は、公的統計における政府横断的な調整を行う総務省政策統括官に、調査計画の変更手続が必要なのか確認したところ、変更を要しない旨の回答を得たとしていた。

そこで、会計検査院において改めて総務省政策統括官の見解を徴したところ、原則として調査計画に基づいた調査方法で調査票の回収等を行う必要があるが、調査計画における調査方法に郵送調査が定められていないなどの場合であっても、報告者の要望若しくは事情又は調査員の事故等により郵送で調査票の提出を受けるなどのやむを得ない場合には、調査計画の変更を要しないとしている。しかし、やむを得ない場合であっても、「経常的かつ一定の規模」で調査計画と異なる方法により調査票の回収が行われている場合には、調査計画の記載等の適正化を求めていくことも想定されるとしている。

そして、前記のとおり、8統計調査を実施した全ての年度において郵送により調査票の提出を受けるなどしていたこと、また、元年度に実施した労働力調査（基幹統計調査）において、提出を受けた調査票のうち、郵送により提出を受けた調査票の割合は16.0%となっていたことを踏まえると、8統計調査については「経常的」に行われていた可能性があり、特に、そのうち労働力調査については、それが「一定の規模」で行われていた可能性がある。

上記の状況を踏まえ、総務省政策統括官においては、調査計画と異なる調査方法により調査を行っている実態が常態化していないか、今後、各府省等が実施する統計調査について、調査方法等の実態把握を行い、調査計画の変更又は調査方法等の見直しが見受けられた場合には、その結果を踏まえ、適正化に努める必要がある。

- b 調査計画に定められていない郵送により調査票の提出を受けていた統計調査に係る会計経理上の影響

a の調査計画に定められていない郵送により調査票の提出を受けるなどしていた8統計調査のうち、総務省所管の労働力調査、就業構造基本調査（基幹統計調査）及び社会生活基本調査（基幹統計調査）、厚生労働省所管の毎勤調査並びに国土交通省所管の港湾調査の5統計調査については、都道府県に対して、実査を委託するとともにこれに係る経費を調査委託費として交付している。調査計画に定められていない郵送により調査票の提出を受けていたことによって、実査に係る費用にどのような影響があったかなどについてみるために、調査委託費の検査を行ったところ、次のような状況となっていた。

各省から都道府県に交付されている調査委託費の会計処理については、調査委託費ごとに定められた委託要綱等に基づいて実施されており、各省は調査委託費の額を費目ごとに決定した上で、区分経理させるなどしていた。

(注23) 調査計画に定められていない郵送により調査票の提出を受けるなどしていた8統計調査のうち、内閣府所管の青少年のインターネット利用環境実態調査（一般統計調査）及び厚生労働省所管の公的年金加入状況等調査（一般統計調査）については、都道府県に対して実査を委託していないため調査委託費が交付されておらず、また、総務省所管の小売物価統計調査（基幹統計調査）については、a で記載した事態は都道府県職員がウェブサイトを開覧することによって調査していたものであり、これによって新たな調査委託費を要するものではないことから、分析の対象としていない。

平成27年度から令和元年度までの間に交付された調査委託費の内訳をみると、総務省及び厚生労働省所管の4統計調査では、各統計調査の精算額計に占める統計調査員等の手当に係る費目の割合が62.3%から83.5%となっており、調査委託費の大きな割合を占めていた。また、国土交通省所管の港湾調査では、精算額計に占める都道府県から管内の港湾管理を実施する市町村等への委託料の割合が、42.8%から51.0%となっており、調査委託費の大きな割合を占めていた。そして、統計調査員等の手当は、都道府県において調査員を雇用する場合には謝金として、市町村等の委託先において雇用する場合には委託料の一部として支出されるなどしていた（平成27年度から令和元年度までの5統計調査における調査委託費の精算額の内訳については別図表12参照）。

調査計画に定められていない郵送により調査票の提出を受けていたことに伴い会計経理にどのような影響が生じているかについて、調査委託費を構成する個々の費目をみたところ、郵送に係る費目において当初交付額を上回る精算額となっており、調査委託費の交付時点において見込まれていない費用が生じて

いる可能性があるものが見受けられた。これについては、前記の委託要綱等に
従い必要に応じて流用申請等の手続をとった上で、他の費目で生じた節減額を
流用するなど所定の手続に従って処理されていた。そして、調査委託費ごとの
合計額でみると、5統計調査はいずれも最終的な交付額の範囲内となっており、
委託要綱等で認められていない異なる調査委託費の間で流用を行ったり、必要
な手続をとることなく費目間の流用を行ったりしているような事態は見受けら
れなかった。

また、調査員手当等の統計調査員に係る経費についてみたところ、統計調査
員による調査を一切行うことなく郵送により調査票の提出を受ける方法のみを
実施していたのではなく、統計調査員による調査と郵送により調査票の提出を
受ける方法を併用していたこともあり、統計調査員等の手当に係る費目の精算
額が当初交付額を著しく下回っているなどの状況は確認した範囲では見受けら
れなかった。

(ウ) 毎勤調査の実施状況等

第1の3(2)イのとおり、厚生労働省は、毎勤調査について、東京都における「5
00人以上規模の事業所」を全数調査とすべきところ抽出して調査を実施させてい
たことなどが判明したとしている。また、同省は、大阪府及び神奈川、愛知両県
に対して、平成31年1月分調査から「500人以上規模の事業所」を抽出して調査す
る内容の通知を発出し、全数調査とすべき「500人以上規模の事業所」を抽出して
調査しようとしていたとされている。

そこで、東京都、大阪府、神奈川県及び愛知県の4都府県における調査の実施状
況等について検査したところ、次のような状況となっていた。

a 東京都の状況

前記のとおり、厚生労働省は、毎勤調査について「500人以上規模の事業所」
を全数調査とすべきところ抽出して調査を実施させていたことなどが判明した
としている。同省大臣官房統計情報部が隔年で改訂する「毎月勤労統計調査抽
出替えに伴う事務取扱要領」(以下「毎勤事務取扱要領」という。)を確認した
(注24)
ところ、東京都における「標本調査」とした理由として、図表2-2-14のとおり、
改訂の翌年となる16年から26年までの間に実施した調査について、東京都内の
「500人以上規模の事業所」を「標本調査」とする記載が見受けられた。

(注24) 「標本調査」 調査の対象全体の中から一部を抽出して、この抽出した部分のみ調査し、その結果から全体について値を推定しようとする調査

また、上記の期間における毎勤事務取扱要領には「規模500人以上事業所は、東京都に集中しており（約4分の1）、全数調査にしなくても精度が確保できるためである。」とその根拠が明記されており、統計の精度が維持できるとされていた。

図表2-2-14 毎勤事務取扱要領における「標本調査」とした理由の記載の変遷

改訂年月	対象期間	「標本調査」とした理由
平成13年 8月	14年～15年	—
15年 7月	16年～18年	従来から規模500人以上事業所は全数調査としていたが、 <u>今回は東京都に限って一部の産業で標本調査とした。</u>
18年 7月	19年～20年	従来から規模500人以上事業所は全数調査としていたが、 <u>前回より東京都に限って一部の産業で標本調査としている。</u>
20年 4月	21年～23年	従来から規模500人以上事業所は全数調査としていたが、 <u>平成16年より東京都に限って一部の産業で標本調査としている。</u>
23年 4月	24年～26年	従来から規模500人以上事業所は全数調査としていたが、 <u>平成16年より東京都に限って一部の産業で標本調査としている。</u>
26年 4月	27年～	—

注(1) 「一部の産業」とは、「標本調査」でも標本数が足りると厚生労働省が判断した、日本標準産業分類で定める分類項目であり、東京都においては建設業等が該当する。

注(2) 「—」は毎勤事務取扱要領に「標本調査」とした理由の記載がないものである。

注(3) 下線は、記載の内容に変更があった箇所を示すために、会計検査院が付したものである。

一方、調査計画の記載を確認したところ、毎勤不適切事案が発覚する直前である29年2月に承認された調査計画では、「500人以上規模の事業所」について全数調査とすると明記されており、東京都のみ「500人以上規模の事業所」を抽出して調査することについては記載されていなかった。

b 大阪府及び神奈川、愛知両県の状況

前記のとおり、厚生労働省は、大阪府及び神奈川、愛知両県に対して、31年1月分調査から「500人以上規模の事業所」を抽出して調査する内容の通知を发出し、全数調査とすべき「500人以上規模の事業所」を抽出して調査しようとしていたとされている。

3府県において検査したところ、3府県は、上記の通知において、調査対象事業所を決定するために事前に実施する予備調査についても抽出された事業所を

対象として調査を行うこととされていたことから、これに沿って予備調査を行い、30年10月までに予備調査を完了していた。その後、毎勤不適切事案が発覚する前の同年12月に、厚生労働省は、「500人以上規模の事業所」について抽出による調査ではなく全数調査とするために、予備調査についてもこれに対応して抽出された事業所だけでなく全事業所を対象とするよう追加の予備調査を実施することを求める通知を3府県に対して発出しており、結果的に東京都以外の道府県は、「500人以上規模の事業所」について全数調査を行っていた。

しかし、令和2年10月末に厚生労働省に対して、3府県が行った全数調査の結果が適正に集計結果に反映されているか確認したところ、同省は、「500人以上規模の事業所」について全数調査とする取扱いに戻した後、全ての調査票を回収していたのに、3府県の79事業所に係る調査票を集計に含めておらず、集計誤りが生じていたことが判明した。

なお、上記の状況については、その後、同年11月5日に「毎月勤労統計調査（全国調査）」における公表結果の訂正等について」として公表されている。

c 毎勤不適切事案の影響を受けた経済指標、統計指標等に係る調査

厚生労働省は、毎勤不適切事案に伴う毎月勤労統計の訂正が生ずることを踏まえて、内閣官房副長官補室の参事官を通じて、全府省等に対して、毎月勤労統計の影響を受けた経済指標、統計指標等に係る調査を行い、各府省等の11の経済指標、統計指標等について修正等の必要があることを把握していた（毎勤不適切事案の影響を受けた経済指標、統計指標等に係る所管府省等による対応状況については別図表13参照）。

なお、上記調査の対象に含まれていなかった日本銀行への影響について確認したところ、同行が公表している需給ギャップと潜在成長率及び企業向けサービス価格指数について、同行は、厚生労働省から情報の提供を受けることなく、同省が公表する毎月勤労統計の再集計値の情報を自らウェブサイト入手の上、修正していた。

d 毎勤不適切事案以外の毎勤調査における不適切な事務処理

毎勤不適切事案発覚後の元年10月、厚生労働省は、「大阪府において判明した「毎月勤労統計調査」を担当する統計調査員による不適切な事務処理事案を踏まえた全国点検の結果について」を公表した。この公表資料によると、大阪府

において毎勤調査を担当する統計調査員2名が平成26年1月分から令和元年6月分までについて不適切な事務処理を行っていたとしており、これを踏まえた集計結果の訂正は同年8月に公表されたとしている。また、上記の公表資料によると、厚生労働省は、同事案を踏まえて、同府を除く全ての都道府県に対して同様の事案がないか点検を依頼した結果、奈良県においても同種の事態が確認されたとしている。

これらの大阪府及び奈良県での不適切な事務処理を踏まえて、毎月勤労統計は訂正されている。そこで、同訂正に伴い生じた経費について厚生労働省に確認したところ、同省は、労災保険に関して、3,258人について計343,245円の追加給付が生ずるとしており、このうち、3年1月末現在で2,981人に対して計299,787円支払っていた。なお、雇用保険、船員保険及び雇用調整助成金の追加給付については発生していなかった。

(エ) オンライン調査の実施状況

第1の3(2)アのとおり、オンライン調査は、電子メールを含むインターネット等を用いて調査票の配布・収集を行うものであるが、オンライン調査を実施する場合の具体的な方法としては、主に、①オンライン調査システム、②電子政府の総合窓口（e-Gov）、③電子メール及び④インターネット上に設けたウェブサイト（回答ページ）がある。

第Ⅲ期基本計画において、統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、オンライン調査の導入や導入後のオンライン回答率の向上は、報告者の負担軽減・利便性の向上、調査票の回収率・記入率の向上を通じた正確性確保への寄与や統計調査業務の効率化の実現に向けた有効な手段と位置付けられており、総務省政策統括官は、毎年度、各府省等の基本計画の推進状況を確認している。

そして、「オンライン調査の推進に関する行動指針」（平成27年オンライン調査推進会議申合せ。以下「オンライン推進指針」という。）によると、各府省等は、オンライン調査の導入促進や導入後のオンライン回答率の向上に取り組むなどとされている。

そこで、各府省等が実施している統計調査におけるオンライン調査の実施状況を検査したところ、図表2-2-15のとおり、50基幹統計調査、248一般統計調査、計298統計調査のうち、元年度末時点において、オンライン調査が導入されている統

計調査は、それぞれ47基幹統計調査、208一般統計調査、計255統計調査となっており、全体の85.5%は既にオンライン調査が導入されていた。

一方、上記の255統計調査について、統計調査ごとに、調査票の回収総数に対するオンライン調査による回答数の割合をみると、同割合が50%に満たない統計調査が158統計調査となっており、このうち10%に満たない統計調査が59統計調査となっていた。そして、59統計調査のうち、オンライン調査の導入から少なくとも5回以上調査が実施されているものが22統計調査あり、当該統計調査の実施の間においてオンライン調査による回答率は低調となっていた。

これらのオンライン調査による回答率が低調となっている理由について、各府省等によると、個人を調査対象とする統計調査において、オンライン調査に必要な電子機器を保有していないといった調査対象側の環境が未整備であることやオンライン調査による回答に対する調査対象側の心理的抵抗があることなどとしている。各府省等において、引き続き、オンライン推進指針に基づいてオンライン調査に係る回答率の向上を図るよう努めることが望まれる。

図表2-2-15 各府省等が実施している統計調査におけるオンライン調査の実施状況

府 省 等 名	統計調査数		オンライン調査が導入されている統計調査数		50%未満の統計調査数		調査票の回収総数に対するオンライン調査による回答数の割合																
							10%未満の統計調査数						オンライン調査導入からの実施回数										
	基幹	一般	基幹	一般	基幹	一般	5回以上の統計調査数		2～4回の統計調査数		1回の統計調査数		基幹	一般									
							基幹	一般	基幹	一般	基幹	一般			基幹	一般							
人 事 院	4	-	4	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
内 閣 府	14	-	14	12	-	12	8	-	8	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
総 務 省	21	12	9	20	11	9	16	10	6	2	2	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-
法 務 省	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
財 務 省	7	2	5	6	2	4	4	2	2	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1
文 部 科 学 省	20	4	16	19	4	15	3	-	3	2	-	2	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-
厚 生 労 働 省	76	7	69	48	5	43	28	2	26	8	-	8	2	-	2	4	-	4	2	-	2	-	2
農 林 水 産 省	46	7	39	46	7	39	34	6	28	25	4	21	11	2	9	9	-	9	5	2	3	-	3
経 済 産 業 省	28	6	22	28	6	22	18	4	14	6	-	6	-	-	1	-	1	5	-	5	-	-	5
国 土 交 通 省	63	9	54	59	9	50	38	6	32	13	2	11	6	1	5	4	1	3	3	-	3	-	3
環 境 省	8	-	8	7	-	7	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共 管 分	10	3	7	8	3	5	6	3	3	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
計	298	50	248	255	47	208	158	33	125	59	8	51	22	3	19	21	3	18	16	2	14	-	14

注(1) 令和2年3月末時点で行われている統計調査を対象にしている。

注(2) 本図表において、「基幹」欄は基幹統計調査を、「一般」欄は一般統計調査を表している。

また、オンライン調査が導入されていない統計調査のうち、検査実施時点においてオンライン調査の実施を検討しておらず今後もオンライン調査を実施するかどうか未定であるものが18統計調査あった。その理由についてみると、調査対象が高齢者であるなどオンライン調査が不向きなものであるためとしているもの

が10統計調査、調査内容が調査対象と対面によって調査する必要があり、オンライン調査が不向きなものであるためとしているものが3統計調査等となっていた（オンライン調査において、各府省等が利用しているシステムに着眼した検査結果については後掲第2の2(2)ウ(ア)b(b)参照）。

ウ 政府統計共同利用システム等の整備、利用等の状況

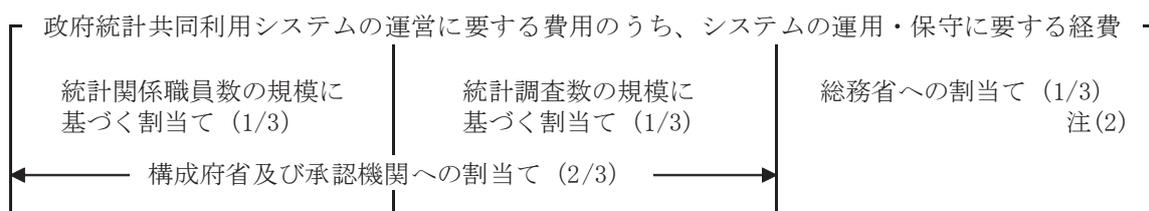
(ア) 政府統計共同利用システム

a 政府統計共同利用システム全体の運用管理の状況

政府統計共同利用システムの運営に係る費用は、政府統計共同利用システム基本規程（平成20年統計調査等業務最適化推進協議会決定）に基づき、
 (注25) (注26) (注27)
 構成府省及び承認機関が負担する利用料金等により賄われることとなっている。
 上記の利用料金は、図表2-2-16のとおり、統計関係職員数や統計調査数の規模に応じるなどして算定されている。

- (注25) 構成府省 「統計調査等業務最適化推進協議会について」（平成18年各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において統計調査等業務最適化推進協議会の構成員となっている府省等
- (注26) 承認機関 政府統計共同利用システムの利用料金を負担して利用機関となることについて統計調査等業務最適化推進協議会の承認を得た機関
- (注27) 利用料金以外には、総務省が統計センターに支払っている事業所母集団データ整備等に係る費用（平成27年度～令和元年度計45億6776万余円）がある。

図表2-2-16 構成府省及び承認機関が負担する利用料金の算定構造



注(1) 総務省統計局のウェブサイトに掲載された資料を基に会計検査院が作成した。

注(2) 総務省は、総務省への割当てのほか、構成府省及び承認機関への割当てのうち総務省に係る分を負担している。

そして、平成27年度から令和元年度までに政府統計共同利用システムの運営に係る費用のうち、システムの運用・保守に要する経費として構成府省及び承認機関が負担した利用料金は、計37億6976万余円となっている（構成府省及び承認機関が負担した利用料金の詳細については別図表14参照）。

- (注28) 総務省以外の各構成府省が負担する利用料金は、総務省自身の負担する利用料金とともに同省の予算に一括計上されており、同省は、統計センターとの間で締結した契約に基づき支払を行っている。また、承認機関（日本銀行）は、統計センターとの間で締結した契約に基づき、負担する利用

料金計2507万余円を統計センターに直接支払っている。

構成府省及び承認機関は、上記の利用料金を負担することで、図表1-7の13サブシステムによる各種情報及び機能の提供等のサービスを利用していた（13サブシステムの機能等については別図表15参照）。

また、各サブシステムにおいて蓄積している統計表、統計情報データベース等に係るデータを記録するための領域（以下「ストレージ」という。）は、サブシステムごとのストレージ容量及びデータ量を把握できる仕様とされておらず、政府統計共同利用システム全体で共有する仕様として設計されていた。

そこで、統計センターにおいて、政府統計共同利用システム全体のストレージ容量及びデータ量について検査したところ、元年度末時点のストレージ容量は62.3TB（テラバイト）、データ量は14.8TB（ストレージ容量に対するデータ使用率23.7%）であり、ストレージには容量の約7割の空き容量がある状況となっていた。

そして、ストレージ容量の推移について検査したところ、統計センターは、平成30年1月にデータベースへのアクセスの高速化を図るなどのために、システムの基盤を更新したことにより、付随的にストレージ容量を増加したとしており、29年12月以前のストレージ容量は21.7TB（28年度末時点のデータ量は8.2TB。同時点のストレージ容量に対するデータ使用率37.7%）であった。

なお、統計センターは、今後、オンライン調査、統計情報のデータベース化、業務統計のe-Statへの登録等の推進等によって、ストレージの空き容量の活用を行うとしている。

b 政府統計共同利用システムの各サブシステムの整備、利用等の状況

(a) e-Stat等8サブシステムの整備、利用等の状況

総務省は、各府省等が公表する統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報等の各種統計情報について、広く国民がインターネットを通じて利用できるようにするために、ワンストップで提供することを実現するためのポータルサイトとしてe-Statを整備している。そして、国民等の統計利用者（注29）は、図表1-7のとおり、e-Stat上において、e-Stat等8サブシステムの機能やこれらに蓄積された情報を利用することができる。

(注29) e-Stat等8サブシステム e-Stat、標準地域コード管理システム、調査項目データベース、統計表管理システム、統計情報データベース、

地域統計分析システム、統計地理情報システム及び統計分類データベースの8サブシステム（図表1-7及び別図表15の①～⑧）

統計センターにおいて、e-Stat等8サブシステムに関連するe-Stat上のページアクセス等の件数を確認したところ、令和元年度の件数は平成30年度に比べて、ほとんどの項目において増加していた（e-Stat等8サブシステムに関連するe-Stat上のページアクセス等の件数の推移については別図表16参照）。

ただし、統計センターによると、これらの件数の増減要因は、統計利用者における分析の傾向の変化やe-Stat上で提供された統計情報に対する各統計利用者の関心の差異といった、e-Stat上で提供している機能や情報の追加等とは別の影響を受けているとしていた（e-Statの登録及び利用状況に着眼した検査結果については後掲第2の4(2)参照）。

(b) オンライン調査システムの整備、利用等の状況

総務省は、国民、企業等を対象とする統計調査をオンライン調査により行う手段の一つとしてオンライン調査システムを整備している。最適化計画によれば、国民、企業等を対象とする統計調査をオンラインにより行う場合には、オンライン調査システムを利用することとされているが、円滑な事務の遂行及び費用対効果の観点から、電子メール等を利用することもやむを得ないとされている。ただし、そのような統計調査においても、調査の実施に当たっては、引き続きオンライン調査システムの利用可能性について検討することとされている。

そこで、各府省等において、27年度から令和元年度までに国民、企業等を対象とする統計調査をオンライン調査により行った50基幹統計調査、228一般統計調査、計278統計調査に係るオンライン調査システムの利用状況を検査したところ、オンライン調査システムを利用していなかったものは174統計調査（278統計調査の62.5%）となっていた。また、上記の174統計調査におけるオンライン調査の方法について検査したところ、総務省が運用する電子政府の総合窓口（e-Gov）の電子申請システムを利用していたものは18統計調査（174統計調査の10.3%）、電子メールを利用していたものは102統計調査（同58.6%）、各府省等の既存システムを利用していたものは13統計調査（同7.4%）、調査を委託するなどして民間事業者のシステムを利用するなどしてい

たものは61統計調査（同35.0%）となっていた（オンライン調査システムの利用状況の詳細については別図表17参照）。

さらに、オンライン調査システムを利用していなかったものについて主な理由を確認したところ、オンライン調査システムの利用の検討にとどまっていたり、既に別の手段でオンライン調査を行っていたためオンライン調査システムの利用を検討していなかったりしていたものが見受けられた。

(c) 調査員管理システムの整備、利用等の状況

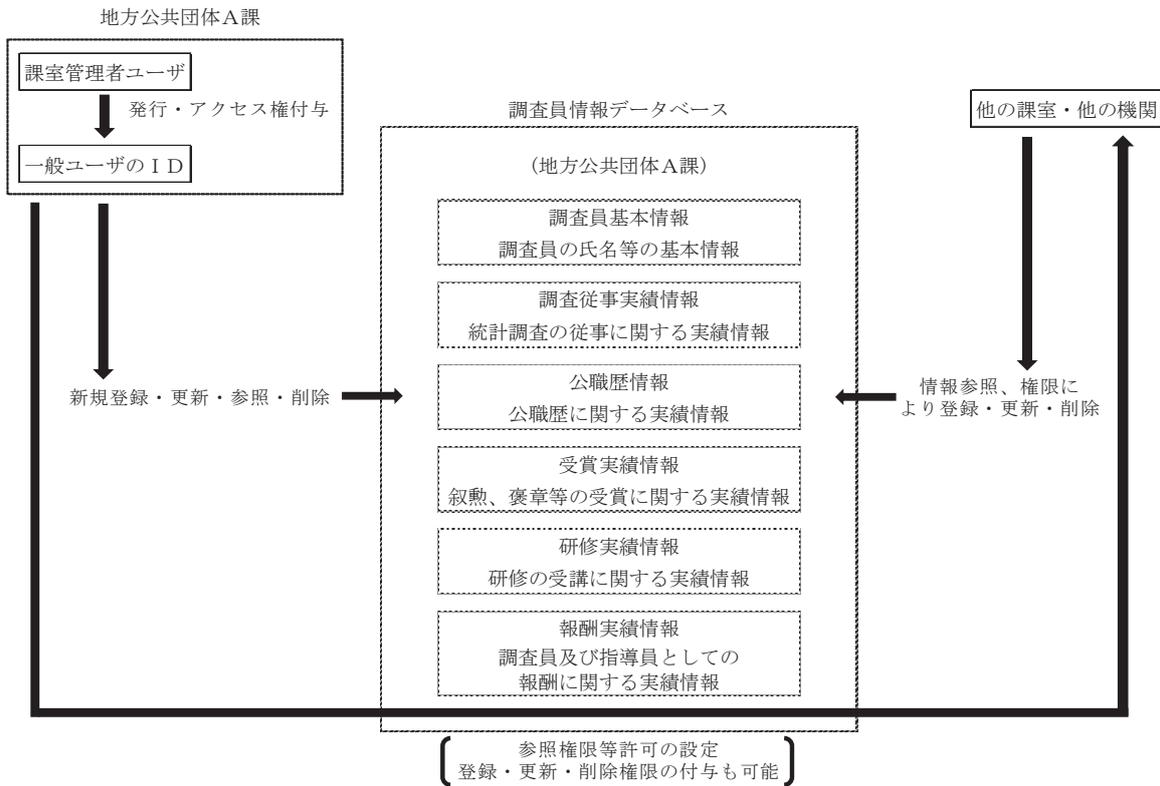
(注30)

総務省は、地方公共団体における登録調査員に関する情報の効率的かつ適切な管理、統計調査員等の選任等に際しての当該データの有効活用等に資することを目的として、調査員管理システムを整備している。調査員管理システムは、図表2-2-17のとおり、調査員基本情報（調査員の氏名等）、調査従事実績情報等を登録して管理することができるシステムであり、地方公共団体において任意に利用できるものとされている。地方公共団体の担当職員が調査員管理システムを利用するに当たっては、地方公共団体の課室管理者ユーザにより、調査員管理システムのアクセス権が付与された一般ユーザのID（以下「アクセス権付与ID」という。）が発行されることが必要となる。

(注30) 登録調査員 地方公共団体が、公募、推薦その他の方法により募集した、国の統計調査に係る統計調査員希望者の中から選考し、当該希望者の同意を得て登録した者

(注31) 一般ユーザ 利用機関（各府省等、地方公共団体、日本銀行等）において、政府統計共同利用システムを使用する者。使用が許可されたシステムを用いて、設定されたアクセス権限の範囲内で各種操作を行うことができる。

図表2-2-17 調査員管理システムの概要



統計センターにおいて、地方公共団体におけるアクセス権付与IDの発行状況を検査したところ、1,724地方公共団体のうち25道府県及び287市区町村の計312地方公共団体（18.0%）でアクセス権付与IDが発行されていた。

(注32) 1,724地方公共団体 47都道府県及び1,741市区町村の計1,788地方公共団体から、令和元年6月から管内市町村との間で調査員管理システムを相互利用する業務体系を構築した埼玉県及び同県管内63市町村の計64地方公共団体を除いたもの

そして、312地方公共団体のうち5道府県及び43市区町の計48地方公共団体において、調査員管理システムの利用状況を検査したところ、調査員管理システムを利用して調査員名簿の管理等を行っているとは認められる地方公共団体は、1府及び5市町の計6地方公共団体（12.5%）となっていて、調査員管理システムの利用が低調となっていた（地方公共団体における調査員管理システムの利用状況の詳細については別図表18参照）。

また、アクセス権付与IDが発行されていない5都府県及びアクセス権付与IDが発行されているものの調査員管理システムを利用しているとは認められない4道県の計9都道府県において、調査員管理システムを利用していない理由や調査員名簿の管理等の方法を確認したところ、次のとおりとなっている

た。

すなわち、上記の9都道府県は、調査員管理システムの運用開始以前から独自に調査員名簿の管理等を行う業務体系を整備していたり、各府省等へ報告する調査員名簿等の様式が各府省等によって区々になっていたり、個人情報保護の観点から調査員情報を他の機関や他の課室と共有することに抵抗があったりするなどのため、調査員管理システムを利用せずに表計算ソフト等の汎用ソフトウェアや独自に開発した情報システムにより調査員名簿の管理等を行っていた。

総務省においては、調査員管理システムの利用状況が低調であることや、上記のような調査員管理システムを利用していない理由を踏まえて、地方公共団体への連絡調整会議等を通じて実情や課題を把握することにより、調査員管理システムの見直しも含めた今後の方策について速やかに検討する必要がある。

(イ) 各府省等が独自に整備した政府統計関係情報システム

各府省等は、各府省等が独自に整備した政府統計関係情報システムについて、最適化計画に基づき、政府統計共同利用システムと連携するために必要となるシステムの改修等の必要な措置を講ずることとしている。また、政府統計共同利用システムの整備状況を踏まえつつ、政府統計共同利用システムと重複又は類似する機能について、必要に応じて廃止その他の見直しを行うこととしている。

各府省等において検査したところ、各府省等が独自に整備した政府統計関係情報システムは元年度末現在で計121システムあり、このうち、2年度以降も継続して運用することとしているものが67システム、政府統計共同利用システム等に移行済み又は廃止済みのものが51システム及び政府統計共同利用システム等に移行予定又は廃止予定のものが2システムとなっていた（各府省等が独自に整備した政府統計関係情報システムの状況の詳細については別図表19参照）。

(3) 毎勤不適切事案によって発生した雇用保険等の追加給付の実施状況等

厚生労働省は、毎勤不適切事案により、第1の3(2)イのとおり、雇用保険等について必要となる追加給付費等及び毎勤対応経費の見込額（以下「厚労省見込額」という。）を発表している。

厚生労働省において、厚労省見込額に対する支出済額の内容を検査したところ、図

表2-2-18のとおり、厚労省見込額に対する支出済額のうち雇用保険等の追加給付費等は3年3月末時点で395億余円（追加給付額373億余円、加算額21億余円）、毎勤対応経費は79億余円（元年度分）、計475億余円となっていた。

図表2-2-18 厚労省見込額に対する支出済額

(単位：千円)					
費目	雇用保険	労災保険	船員保険	雇用調整助成金	計
追加給付費等（令和3年3月末時点）					
追加給付額	17,731,508	17,164,021	1,407,237	1,076,139	37,378,907
加算額	1,147,164	896,855	78,325	48,771	2,171,117
計	18,878,673	18,060,876	1,485,563	1,124,911	39,550,025
毎勤対応経費（令和元年度分）	6,872,031	578,529	97,554	414,363	7,962,478
合計	25,750,704	18,639,406	1,583,118	1,539,274	47,512,504

そして、厚生労働省、日本年金機構及び全国健康保険協会において毎勤不適切事案によって発生した雇用保険等の追加給付等に対する対応等が適切に行われているか、各府省等及び都道府県において厚労省見込額には含まれていない費用等が生じていないか検査したところ、次のような状況となっていた。

ア 毎勤不適切事案によって発生した雇用保険等の追加給付の実施状況

厚生労働省は、第1の3(2)イのとおり、毎勤不適切事案によって雇用保険等の追加給付が必要となったため、通常の給付と同様に、被保険者等から徴収した雇用保険(注33)分の保険料等を基に運用している労働保険特別会計予算等を財源にして、平成31年2月4日に追加給付のスケジュールを公表し、同年3月15日に「追加給付業務に係る留意事項」等を発出して、追加給付を開始している。

(注33) 雇用保険のうち早期再就職支援基金事業に係る給付金の追加給付については、通常の給付と同様に、一般会計予算を財源にしている（令和3年3月末時点での支出済額は18,775,205円）。

厚生労働省において、雇用保険等の追加給付の実施状況をみたところ、令和3年3月末時点では、図表2-2-19のとおり、雇用保険、労災保険及び船員保険の追加給付の人数並びに追加給付費等は、それぞれ延べ13,405,875人、188億7867万余円（平成31年1月末時点における追加給付の試算額に占める割合63.8%）、延べ347,339人、180億6087万余円（同70.7%）及び延べ10,279人、14億8556万余円（同85.8%）、雇用調整助成金の追加給付の対象件数及び追加給付費等は、延べ170,334件、11億2491万余円（同34.7%）であり、これらの追加給付費等の合計は、395億5002万余円（同65.8%）であった。

厚生労働省によれば、雇用保険等の追加給付については、追加給付のスケジュールどおり支払を順次行っており、令和5年までに対応していくとしている。

図表2-2-19 平成31年1月末に厚生労働省が示した雇用保険等の追加給付費等の試算及び令和3年3月末時点の追加給付の実施状況

給付内容	平成31年1月末時点（厚生労働省試算）			
	追加給付の対象となる延べ人数又は件数 (A)	追加給付費等 (千円) (B) = (C) + (D)	追加給付額 (千円) (C)	加算額 (千円) (D)
雇用保険	19,421,053 人	29,544,937	27,563,440	1,981,497
労災保険	720,000 人	25,511,627	24,090,846	1,420,781
船員保険	10,756 人	1,729,964	1,643,465	86,499
雇用調整助成金	303,530 件	3,234,881	3,061,305	173,576
計		60,021,409	56,359,056	3,662,353

給付内容	令和3年3月末時点					
	追加給付された延べ人数又は件数 (E)	追加給付費等 (千円) (F) = (G) + (H)	追加給付額 (千円) (G)	加算額 (千円) (H)	対応済の人数又は件数の割合 (%) (E)/(A)	平成31年1月末時点における追加給付費等の試算額に占める割合 (%) (F)/(B)
雇用保険	13,405,875 人	18,878,673	17,731,508	1,147,164	69.0	63.8
労災保険	347,339 人	18,060,876	17,164,021	896,855	48.2	70.7
船員保険	10,279 人	1,485,563	1,407,237	78,325	95.5	85.8
雇用調整助成金	170,334 件	1,124,911	1,076,139	48,771	56.1	34.7
計		39,550,025	37,378,907	2,171,117		65.8

イ 厚生労働省等における毎勤対応経費等の状況

(ア) 厚生労働省等における毎勤対応経費の状況

厚生労働省は、図表1-9のとおり、厚労省見込額を約195億円（うち元年度分約96億円）としている。そして、厚労省見込額に対する支出済額のうち元年度末時点における毎勤対応経費は、図表2-2-18で示したとおり79億6247万余円であるが、これを費目別で見ると、図表2-2-20のとおり、633万余円から35億8887万余円となっていた。

図表2-2-20 厚労省見込額に対する支出済額のうち毎勤対応経費の内訳（令和元年度末時点）

（単位：千円）

給付内容	費目					計
	追加給付の連絡等に要する郵送費等	コールセンター運営費	追加給付に必要なとなるシステム改修等	台帳確認等に要する人件費	その他（周知費用等）	
雇用保険による支出済額	3,032,283	528,376	1,399,701	1,911,451	218	6,872,031
労災保険による支出済額	154,788	82,797	289,179	49,043	2,721	578,529
船員保険による支出済額（注）	1,592	60,200	32,363	—	3,397	97,554
雇用調整助成金による支出済額	400,212	—	—	14,151	—	414,363
計	3,588,876	671,374	1,721,243	1,974,646	6,337	7,962,478

（注） 船員保険に係る毎勤対応経費については、全国健康保険協会からの支出であり、その財源には労働保険特別会計の労災勘定から交付される職務上金給付費等交付金が充てられる。当該年度の交付額に過不足が生じた場合には、翌々年度に精算される（一部、平成30年度支出分が含まれている。）。

（イ）毎勤対応経費に充てるために厚生労働省において捻出したとされる財源

雇用保険及び雇用調整助成金における通常の保険給付に要する経費は労働保険特別会計雇用勘定から、労災保険及び船員保険における通常の保険給付に要する経費は労働保険特別会計労災勘定からそれぞれ支出されている。そして、厚生労働省は、今回の毎勤対応経費も、通常の保険給付と同様に労働保険特別会計の両勘定から支出することとしており、そのための財源については、既定の経費の節減により捻出を行うことによって確保していくとしている。

そこで、毎勤対応経費に充てるために捻出したとされる財源を検査したところ、図表2-2-21のとおり、システム改修経費や庁舎新営の繰延等が含まれており、これらは元年度には支出されないものの、後年度において支出することが見込まれる経費であった。

図表2-2-21 毎勤対応経費に充てるために捻出したとされる財源（平成30年度末時点）
（単位：千円）

給付内容	費目	金額
雇用保険	システム改修経費の削減	3,846,902
	拠点新設等の抑制	1,760,000
	手続の合理化の体制整備による削減	3,284,460
	雇用保険相談員の削減	4,164,297
	雇用保険事業用印刷費におけるリーフレットの削減	1,476,025
	庁舎新営の繰延等	3,084,046
	計	17,615,730
労災保険 船員保険	システム改修経費（注）	1,391,641
雇用調整 助成金	令和2年度から5年度までの相談員の削減	904,288
合計		19,911,659

（注）厚生労働省は、船員保険に係る経費は、労働保険特別会計からの繰入で賄われており、労働保険特別会計において既定の経費を削減することにより、船員保険の追加給付に要する経費に充てることとしている。

ウ 厚労省見込額には含まれていない費用等の状況

毎勤不適切事案に関して、各府省等及び都道府県において、厚労省見込額には含まれていない費用等がないか検査したところ、次のような状況となっていた。

すなわち、厚生労働省において、雇用保険等の追加給付の対応に要する費用が、図表2-2-22のとおり、平成30年度支出済額で計2億8944万余円見受けられた。

図表2-2-22 雇用保険等の追加給付の対応に要する費用の支出済額（平成30年度決算額。厚労省見込額には含まれていない費用）

（単位：千円）

給付内容	費目				計
	追加給付の連絡等に要する郵送費等	コールセンター運営(経)費	追加給付に必要なとなるシステム改修等	台帳確認等に要する人件費	
雇用保険による支出済額	—	125,378	32,270	6,715	164,364
労災保険による支出済額	1,118	118,119	—	—	119,238
船員保険による支出済額（注）	—	5,842	—	—	5,842
計	1,118	249,340	32,270	6,715	289,444

（注） 船員保険については、厚生労働省が日本年金機構に交付した日本年金機構運営費交付金から賄われたものである。また、コールセンター運営経費については、既存のコールセンター契約から追加給付に係る対応件数を踏まえて算出した額である（一部、令和元年度支出分が含まれている。）。

厚生労働省は、当該費用の支出については30年度予算の執行残額で対応したとしており、31年度予算の見直しの対象ではないことから厚労省見込額には含めていなかった。

上記のほか、特別監察委員会に要した費用474万余円を含む計550万余円が見受けられた（550万余円の内訳については別図表20参照）。

したがって、ア、イ及びウの状況を踏まえて、厚生労働省等においては、毎勤不適切事案によって発生した雇用保険等の追加給付等について、経費の節減等に留意しつつ、迅速かつ的確な追加給付等の実施に努めることが必要である。

3 公的統計に対する点検検証の取組状況

毎勤不適切事案を受けて実施された公的統計に対する点検検証等の取組状況及び再発防止に向けた取組状況は、次のようになっていた。

(1) 31年の一斉点検、検証等の結果等

ア 31年の一斉点検、検証等の結果

第1の3(2)オのとおり、31年の一斉点検が実施された。その後、点検検証部会は、総務省政策統括官から報告された31年の一斉点検の結果について検証を行い、24基幹統計調査及び154一般統計調査に不適切な対応があったことを公表した。

さらに、上記の公表後に、厚生労働省所管の就労条件総合調査（一般統計調査）について、公表方法が調査計画と一致しないなどの不適切な状態となっていたこと

が判明し、この結果、不適切な対応があった一般統計調査は最終的に155統計調査となり、基幹統計調査と合わせて計179統計調査において不適切な対応があったものと整理された。

イ 31年の一斉点検及び検証に基づく態様別の影響度区分

点検検証部会は、総務省政策統括官から報告された31年の一斉点検の結果について検証を行い、図表1-11のとおり、影響度評価としてその結果を公表しており、その中で各統計調査の影響度区分が示されている。

そこで、基幹統計調査について、31年の一斉点検における報告及び検証の結果に基づき、態様別に影響度区分を整理したところ、図表2-3-1のとおり、点検検証部会において「数値の誤りも利用上の支障も生じない場合」(Ⅰ)又は「数値の誤りは生じていないが、利用上の支障を来す場合」(Ⅱ)に分類されている「公表期日の遅延」等の態様が多くを占めていた。そして、図表2-3-1に示した態様のうち、「利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り」(Ⅳ)に分類されている「承認された調査計画や対外的な説明内容に照らして、実際の調査方法、復元推計の実施状況に問題がある」の態様は、国が交付する給付金等の金額の算定根拠として直接的に用いられている毎勤調査の1統計調査のみとなっていた。

図表2-3-1 31年の一斉点検及び検証に基づく態様別影響度区分別の基幹統計調査数

31年の一斉点検における報告の態様	影響度区分			
	Ⅰ又はⅡ	Ⅲ	Ⅳ	
公表期日の遅延	14	-	-	14
調査計画上の集計事項の中に集計、公表されていないものがある	9	-	-	9
公表方法の変更	4	-	-	4
集計事項	1	-	-	1
計画変更手続の未実施	1	-	-	1
告示が未修正	1	-	-	1
調査対象の範囲	1	-	-	1
調査票の配布・回収方法	1	-	-	1
都道府県における抽出作業の手順が細部において相違していたもの	1	-	-	1
報告を求める期間	1	-	-	1
結果数値の訂正があるもの	-	1	-	1
統計調査員による不適切な調査事務の実施	-	1	-	1
承認された調査計画や対外的な説明内容に照らして、実際の調査方法、復元推計の実施状況に問題がある	-	-	1	1
計	22	2	1	24

(注) 「影響度区分」欄の計は純計であり、一つの統計調査が複数の態様に該当することがあるため、合計しても「計」欄と一致しないものがある。

また、同様に、一般統計調査について、31年の一斉点検における報告及び検証の

結果に基づき、態様別に影響度区分を整理したところ、図表2-3-2のとおり、点検検証部会において、前記のとおり「数値の誤りも利用上の支障も生じない場合」(Ⅰ)等に分類されている「公表遅延」等の態様が多数を占めていて、基幹統計調査と異なり、「利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り」(Ⅳ)に該当するものはなかった。

図表2-3-2 31年の一斉点検及び検証に基づく態様別影響度区分別の一般統計調査数

31年の一斉点検における報告の態様	影響度区分		
	Ⅰ又はⅡ	Ⅲ	Ⅳ
公表遅延	92	-	92
集計事項	57	-	57
調査期間、提出期限、基準日等	48	-	48
抽出方法等	43	-	43
調査方法、調査組織	13	-	13
公表方法	12	-	12
報告事項	6	-	6
調査票の保存	3	-	3
統計基準	2	-	2
結果数値の誤り	-	16	16
復元推計未実施	-	2	2
計	154	16	155

注(1) 影響度評価においては、基幹統計調査と一般統計調査で同一の態様であっても、態様の表記が異なっているものがある。(例 基幹統計調査：公表期日の遅延、一般統計調査：公表遅延)

注(2) 「影響度区分」欄の計は純計であり、一つの統計調査が複数の態様に該当することがあるため、合計しても「計」欄と一致しないものがある。

ウ 31年の一斉点検のその後の改善状況

31年の一斉点検の結果を踏まえて、総務省政策統括官は、各府省等に対して、元年12月末までに報告事項に対する対応状況について報告を求め、第13回点検検証部会は「一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善について」を公表している。この公表資料では、「対応済」「対応中」「対応予定」及び「検討中」の四つの改善状況の態様を定めている。

31年の一斉点検において、不適切な対応があったとされた179統計調査のうち、中止予定又は1回限りの実施とされている11統計調査を除いた168統計調査に係るその後の対応状況について検査したところ、図表2-3-3のとおり、2年11月時点で、109統計調査が「対応済」となっていた。

一方、「対応中」が42統計調査、「対応予定」が17統計調査、「検討中」が1統計調査となっていた。これらについては、次回の統計調査で「対応済」となる予定であるとされていたり、新型コロナウイルス感染症等の対応のために対応が延期されて

いたりしているなどとされており、「対応済」となっていない統計調査については、各省において速やかな改善を図ることが望まれる（31年の一斉点検の2年11月時点の改善状況の詳細については別図表21参照）。

図表2-3-3 「一斉点検結果を踏まえた個別統計の改善について」で示された基幹統計調査及び一般統計調査の改善状況（令和2年11月時点での対応状況）

影響度 区分	基幹統計調査数 (24統計調査)		一般統計調査数（155統計調査）			統計調査数計（179統計調査）	
			継続調査 (144統計調査)		中止予定・ 1回限り (11統計調査)	改善状況 (168統計調査)	中止予定・ 1回限り (11統計調査)
	対象	改善状況	対象	改善状況			
IV	1	注(2) 対応済：1	—	—	—	対応済：1	—
III	2	対応済：2	15	対応済：8 対応中：5 対応予定：2	注(3) 1	対応済：10 対応中：5 対応予定：2	1
I又はII	21	対応済：14 対応中：7	131	対応済：84 対応中：31 対応予定：15 注(4) 検討中：1	10	対応済：98 対応中：38 対応予定：15 検討中：1	10
統計調 査数計	24	対応済：17 対応中：7	144	対応済：92 対応中：35 対応予定：17 検討中：1	11	対応済：109 対応中：42 対応予定：17 検討中：1	11

注(1) 重複して計上されている統計調査が含まれていることから、各項目ごとの数値を合計しても「統計調査数計」欄と一致しないものがある。

注(2) この1統計調査は、毎勤調査である。

注(3) この1統計調査は、平成30年調査で調査終了となった環境省所管の環境にやさしい企業行動調査であり、数値誤りは訂正済みである。

注(4) この1統計調査は、関係機関で企画検討が継続して行われている各府省共管の産業連関構造調査である。

(2) 再発防止の取組の進捗状況等

31年の一斉点検の結果を踏まえて、第1の3(2)オのとおり、点検検証部会による点検検証が行われ、再発防止策を盛り込んだ品質管理建議が総務大臣に提出されている。そして、厚生労働省、統計改革推進室及びその他の各府省等においても再発防止の取組が行われている。

そこで、厚生労働省、統計改革推進室及びその他の各府省等における再発防止の取組の進捗状況をみたところ、次のとおりとなっていた。

ア 厚生労働省における再発防止の取組の進捗状況

厚生労働省は、「毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見」において、毎勤調査の信頼回復に向け、東京都の「500人以上規模の事業

所」の全数調査を可及的速やかに履行するよう具体的措置の実施が求められた。これを受けて、同省は、「500人以上規模の事業所」のうち、全数調査の3分の1に相当する、これまで調査対象としていた事業所については引き続き東京都が実施することとした。また、従来調査対象から除外していたため新たに調査対象となった、全数調査の3分の2に相当する事業所について、元年6月調査以降、東京都の負担軽減の観点から同省が直接調査を実施することとした。そして、同省は、上記3分の2に相当する事業所について直接調査できるようにするために、総務大臣の承認を受けて毎勤調査の調査計画を変更していた。

また、復元処理を行うために必要なデータの一部が不足している平成16年から23年までの毎勤調査の遡及推計作業の主な結果は、令和2年8月及び同年10月の2回に分けて、「時系列比較のための推計値」としてe-Statに公表されていた。

そして、上記の公表に間に合わなかった推計データについては、3年6月時点において作業が終了しておらず、公表されていない。

イ 統計改革推進室における再発防止の取組の進捗状況等

統計改革推進会議は、元年8月に、統計行政新生部会及び統計改革調査部会を設置している。これらの部会で討議された内容及び各府省等における取組状況は、次のとおりとなっていた。

(ア) 統計行政新生部会での検討状況等

統計行政新生部会は、毎勤不適切事案に端を発する統計行政の問題について、再発防止にとどまらない、国民に真に信頼される政府統計の確立に向けた総合的な対策を検討することを目的として開催されている。そして、同部会は元年12月に、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(令和元年12月統計改革推進会議統計行政新生部会)を公表した。同報告書では、「統計行政の改善のための8つのステートメント(基本認識)」とその実現のための「29のタスク」を定めた「総合的対策」の提言がなされていた。

同報告書で提言された改革の内容について、各府省等の取組状況をみたら、総務省政策統括官は、2年6月に「総合的対策に基づく改革工程表」を策定し、同日の統計行政推進会議において、その内容について申合せが行われていた。

そして、同年7月には、統計改革推進室及び総務省は、リソースを集中して作成や見直しを重点的に行うべき重要な統計を区分することとして、一般統計調査の

区分の見直しを行うなどしており、今後各府省等と一体となって各種取組を実施することとしていた。

また、統計改革推進室では、今般の公的統計に関する不適切事案を受け、調査担当から独立した立場で分析的審査を実施するために、元年7月までに統計改革推進室に新たに統計分析審査官を配置するとしていた。これらの統計分析審査官は、各府省等に派遣されて常駐し、集計結果の公表前の分析的審査、公表済みの統計の点検や誤りの是正、調査設計変更時の影響分析・補正手段の検討、誤りが発覚した事案への対応や再発防止策の検討等を行うとしていた。2年9月現在、課長補佐級又は係長級の職員計33人が派遣されており、派遣された各府省等の統計幹事の統括の下で分析的審査の導入等の業務を行っていた。

(イ) 統計改革調査部会での検討状況等

統計の体系的整備と個別統計の改善に関し、必要な調査を行い、統計改革を不断に継続するために、統計改革調査部会が開催されている。統計改革調査部会は、毎勤不適切事案を契機として行われた点検検証部会による検証において各府省等が所管する統計の利用状況を十分に把握できていないことが確認されたことから、統計を作成した各府省等において、当該統計が政府内でどのように利用されているか十分に把握できるよう統計利活用リストの整備等をしていくことについて、今後も継続して議論していくとしている。

そこで、統計利活用リストの整備状況について確認したところ、統計改革推進室は、政府内における統計の利活用状況等を把握するために、各府省等に対して元年11月下旬に照会を行っていた。そして、当該照会に基づき、各府省等から延べ2,465件の利活用が報告されていた。

4 公的統計の利用状況

(1) 各府省等において作成された公的統計の利用状況

公的統計は、社会の情報基盤として、行政機関、国民、学術研究機関等において幅広く利用されている。

行政機関における公的統計の利用をみると、特定の公的統計のデータを用いることが法令に規定されているものがある。例えば、国民年金法（昭和34年法律第141号）において、毎年度の老齢基礎年金等の額の改定に当たっては、消費者物価指数を用いることとなっている。法令に規定されているもの以外にも、行政上の施策における利用

や、行政上の計画の策定における利用等があり、様々な場面で利用されている。

公的統計のうち、特に、基幹統計については、統計実務によれば、行政施策推進のための基礎資料として必要不可欠なもの、又は国民生活の把握にとって重要なものとなっているとされている。そこで、基幹統計を所管する各府省では、所管している基幹統計をどのような目的で利用しているかについて上記の各府省から調書を徴するなどして検査した。

その結果、利用件数が膨大であるため把握困難であるとした内閣府所管の国民経済計算を除き、図表2-4-1のとおり、「行政上の施策における利用」が240件、「他の統計への利用」が145件、「白書における分析のための利用」が88件、「地方行政のための利用」が43件、「民間企業や学術研究のための利用」が35件、「各種法令に基づく利用」が26件、「行政上の計画の策定における利用」が23件、「国際比較のための利用」が12件となっており、「行政上の施策における利用」が多くを占める状況となっていた。

図表2-4-1 各省別の基幹統計の類型別の利用状況

省名	所管する基幹統計数	利用件数(a)	利用類型ごとの利用件数							
			行政上の施策における利用(b)		他の統計への利用(c)		白書における分析のための利用(d)		地方行政のための利用(e)	
			利用件数に占める割合(b/a×100)		利用件数に占める割合(c/a×100)		利用件数に占める割合(d/a×100)		利用件数に占める割合(e/a×100)	
総務省	12	191	52	27.2%	24	12.5%	43	22.5%	38	19.8%
財務省	2	13	7	53.8%	1	7.6%	3	23.0%	0	0.0%
文部科学省	4	87	57	65.5%	12	13.7%	6	6.8%	1	1.1%
厚生労働省	9	86	36	41.8%	14	16.2%	22	25.5%	0	0.0%
農林水産省	7	78	47	60.2%	18	23.0%	2	2.5%	2	2.5%
経済産業省	7	78	21	26.9%	37	47.4%	10	12.8%	3	3.8%
国土交通省	9	88	21	23.8%	43	48.8%	4	4.5%	0	0.0%
計	50	612	240	39.2%	145	23.6%	88	14.3%	43	7.0%

省名	利用類型ごとの利用件数							
	民間企業や学術研究のための利用(f)		各種法令に基づく利用(g)		行政上の計画の策定における利用(h)		国際比較のための利用(i)	
	利用件数に占める割合(f/a×100)		利用件数に占める割合(g/a×100)		利用件数に占める割合(h/a×100)		利用件数に占める割合(i/a×100)	
総務省	14	7.3%	12	6.2%	4	2.0%	4	2.0%
財務省	0	0.0%	0	0.0%	2	15.3%	0	0.0%
文部科学省	0	0.0%	0	0.0%	9	10.3%	2	2.2%
厚生労働省	1	1.1%	6	6.9%	2	2.3%	5	5.8%
農林水産省	0	0.0%	8	10.2%	1	1.2%	0	0.0%
経済産業省	5	6.4%	1	1.2%	0	0.0%	1	1.2%
国土交通省	15	17.0%	0	0.0%	5	5.6%	0	0.0%
計	35	5.7%	26	4.2%	23	3.7%	12	1.9%

注(1) 複数の省による共管となっている基幹統計については、各省ごとに利用件数を計上し、「計」欄において重複分を控除しているため、各省ごとの件数を合計しても「計」欄と一致しないものがある。

注(2) 「所管する基幹統計数」欄については、別図表1の基幹統計及び基幹統計調査の件数に基づき記載している。

このうち、「地方行政のための利用」では、総務省所管の国勢調査の調査結果のうち「人口」「世帯数」等が地方交付税配分額の算定の際に用いられるなどしていることから国勢調査により作成される国勢統計がその9割近くを占めていた。このように、利用類型の中には、特定の統計の利用が多くを占めているものがある。

また、公的統計を作成している各府省等における公的統計の利用状況の把握方法をみると、統計を作成した府省等内での利用状況については、総務省政策統括官に対する調査計画の変更申請の際に行う調査実施担当部署から他部署へのヒアリングや、調査票情報の二次利用の申請等を通じて把握していた。また、統計を作成した府省等外における利用状況については、当該統計を利用して白書を作成する他の府省等からの事前合議等を通じて把握していた。具体的な把握方法についてみると、農林水産省では、統計部統計企画管理官が、同省所管の全ての統計の利用状況を毎年、定期的に把握して整理していた。一方、その他の府省等では、各統計作成部署に利用状況の把握が委ねられている状況となっていた。

(2) e-Statの登録及び利用状況

ア e-Statの登録状況等

(ア) 登録の実施状況

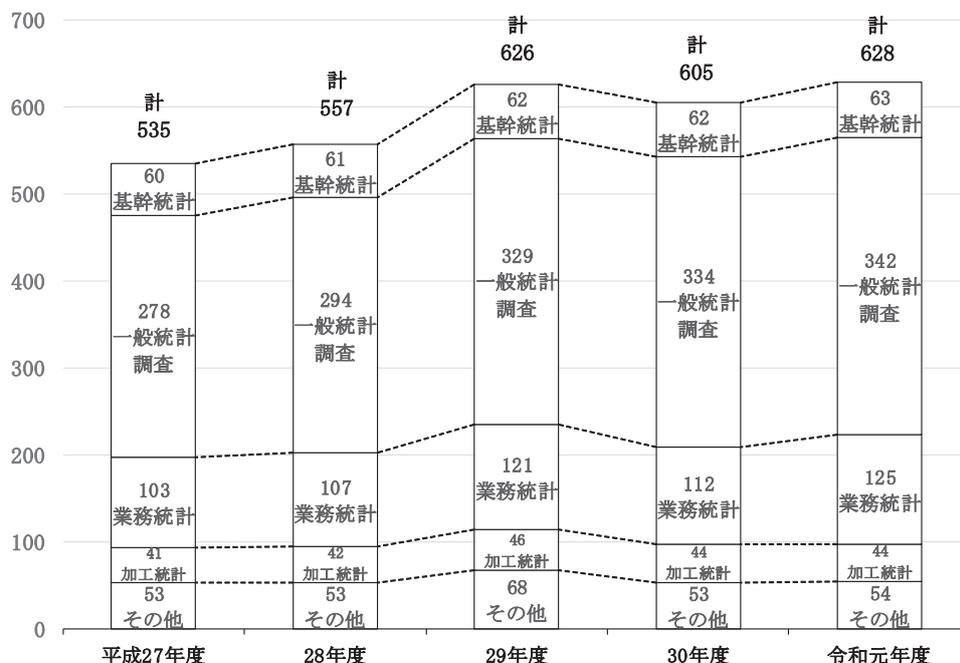
e-Statは、各府省等における公表する統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報等の各種統計情報について、広く国民がインターネットを通じて利用できるようにするためにワンストップで提供するポータルサイトとして位置付けられている。そして、e-Statは、政府統計共同利用システムの運営に係る費用として構成府省及び承認機関が負担した利用料金（元年度7億5228万余円）の一部によって運用されている。

第Ⅲ期基本計画によれば、各府省等は、政府の統計データについて、e-Statへの登録を原則とすること、機械判読可能な形式等により、調査の概要等の統計を利用する際に必要な情報も登録すること、より利便性の高い統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施することなどにより、統計利用者の利便性の向上を図ることとされている。

e-Statにおいて登録されている統計データの数は、図表2-4-2のとおり、元年度末現在において628となっていた。また、平成27年度から令和元年度までの登録数の推移をみると、一般統計調査の登録数が毎年度増加していた。さらに、平成29、

30両年度のシステム改修に伴って行われたe-Statのデータ整理の影響を除くと、業務統計及び加工統計の登録数も微増傾向となっていた。このため、全体の登録件数としても増加傾向となっていた。

図表2-4-2 e-Statで登録されている統計データの数（年度末時点）



(注) 平成29、30両年度にシステム改修を行い、登録されたデータの整理を行っている。

第Ⅲ期基本計画によれば、30年以降、一般統計調査のほか、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-Statに登録することとされている。また、統計情報データベースへのデータ登録を計画的に実施することとされている。

しかし、令和2年9月末時点において公表期限を経過した調査結果等について、e-Statへの登録状況を確認したところ、図表2-4-3のとおり、調査結果等が一切登録されていないものが13府省等において281統計等（4一般統計調査及び277業務統計等）見受けられたほか、直近の調査結果等が登録されていないものが5省において32統計等（1基幹統計、15一般統計調査及び16業務統計等）となっていた。

図表2-4-3 e-Statに調査結果等が登録されていない統計等数

府 省 等 名	調査結果等が一切登録されていない統計等数	直近の調査結果等が登録されていない統計等数	計
内閣	9	-	9
業務統計	9	-	9
人事院	9	-	9
業務統計	9	-	9
内閣府	6	-	6
一般統計調査	1	-	1
業務統計	5	-	5
総務省	57	-	57
業務統計	56	-	56
加工統計	1	-	1
法務省	3	-	3
業務統計	3	-	3
財務省	30	-	30
一般統計調査	1	-	1
業務統計	29	-	29
文部科学省	26	-	26
業務統計	26	-	26
厚生労働省	56	12	68
一般統計調査	2	7	9
業務統計	54	5	59
農林水産省	25	2	27
一般統計調査	-	2	2
業務統計	23	-	23
加工統計	2	-	2
経済産業省	6	6	12
業務統計	5	5	10
加工統計	1	1	2
国土交通省	21	10	31
基幹統計	-	1	1
一般統計調査	-	5	5
業務統計	21	4	25
環境省	15	2	17
一般統計調査	-	1	1
業務統計	15	1	16
防衛省	13	-	13
業務統計	13	-	13
共管分	5	-	5
業務統計	5	-	5
計	281	32	313
基幹統計	-	1	1
一般統計調査	4	15	19
業務統計	273	15	288
加工統計	4	1	5

注(1) 「調査結果等が一切登録されていない統計等数」欄及び「直近の調査結果等が登録されていない統計等数」欄には、e-Statに登録する代わりに所管府省等のウェブサイトに公表しているものなどが含まれている。

注(2) 「直近の調査結果等が登録されていない統計等数」欄には、一定の時点で調査結果等をまとめて登録しているものが含まれている。

注(3) 結果を非公表とする内容で調査計画の承認を受けているものを除いている。

そして、調査結果等が一切登録されていない281統計等について、その理由を確認したところ、当該府省等のウェブサイトで公表しているためなどとしていた。しかし、当該府省等としてe-Statに登録すること自体に特段の支障はなく、また、2(2)ウ(ア) a のとおり平成30年にe-Statのシステム上のストレージ容量を増加させたことにより空き容量があることからシステム上も支障はないと認められた。さらに、統計を作成している担当者が調査結果等を法に基づく統計情報であると認識していないような場合も見受けられた。

これらのことから、各府省等において、統計を作成している関係部門に対し、e-Statが国民にワンストップサービスを提供するためのポータルサイトとなっている趣旨を周知した上で、e-Statに調査結果等が登録されていない統計等については、登録の促進を図る必要がある。

(イ) 登録のデータ形式

各府省等のe-Statへの統計データの登録は、^(注34)①xlsx、CSV、XML又は^(注35)PDF形式で統計作成府省等の作業意図に沿って作成された統計表ファイルとして登録する方法、②データ抽出、レイアウト変換、グラフ作成等のデータ分析に容易に利用できる構造に設計された統計情報データベースとして登録する方法があり、各府省等は、登録する公的統計の情報に応じて登録することになっている。

(注34) XML eXtensible Markup Language の略で、拡張可能なマーク付け言語と呼ばれる。ソフトウェアとデータの連携に重点が置かれた言語

(注35) PDF 電子文書のためのファイル形式で、電子文書作成時と異なる環境においても元の文書のイメージのままに表示、印刷等できるもの

これらの登録方法別の登録数をみると、令和元年度末時点において、①の統計表ファイルとしての登録数は、63基幹統計等（基幹統計及び基幹統計調査）、342一般統計調査、125業務統計、44加工統計、その他53統計等、計627統計等となっていた。一方、②の統計情報データベースとしての登録数は、59基幹統計等（基幹統計及び基幹統計調査）、118一般統計調査、57業務統計、18加工統計、その他9統計等、計261統計等となっており、登録のためにデータを加工する作業が必要になることなどから、統計表ファイルとしての登録数に比べて少なくなっていた。

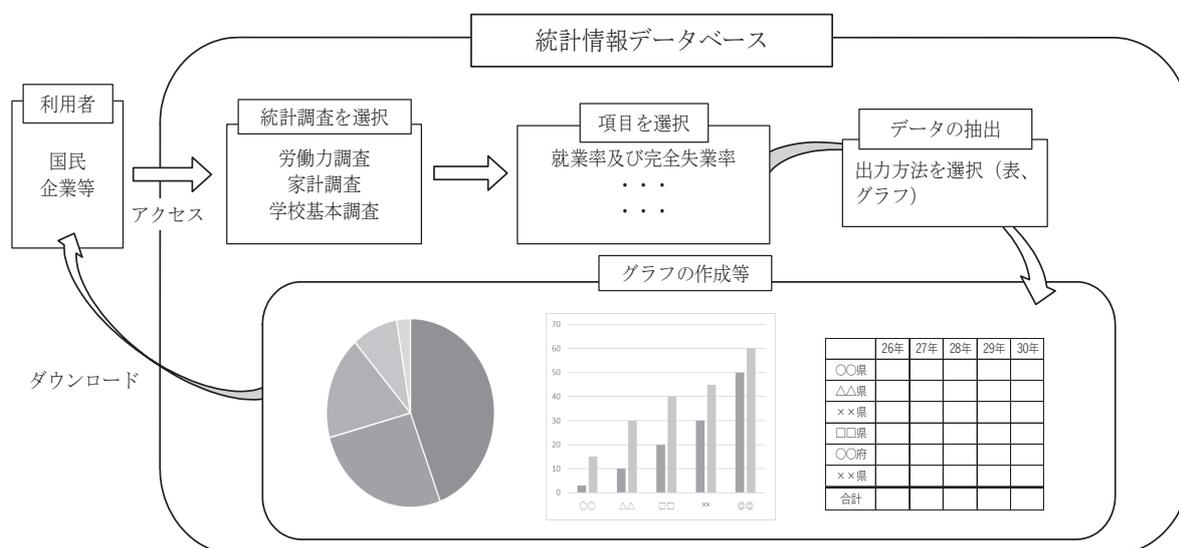
前記のとおり、各府省等は、第Ⅲ期基本計画において、統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施することとなっていることに鑑み、統計表ファ

イルのみならず、利用者がシステムにおいて直接データを編集する機能を有する統計情報データベースとしての登録件数を一層拡充する必要がある。

イ e-Statの利用状況

第2の2(2)ウ(ア) b (a)のとおり、e-Statに登録された統計データは、政府統計共同利用システム内のサブシステムによって、国民、企業等を始めとした利用者において利用することができる。例えば、サブシステムの一つである統計情報データベースは、図表2-4-4のとおり、基幹統計等を一元的にデータベース化し、インターネットを通じ、統計表の検索、データの抽出、グラフの作成、データのダウンロード等の機能を有するシステムとして、一般利用者に利用されている。

図表2-4-4 統計情報データベースの利用のイメージ



そこで、統計情報データベースにおけるページアクセス件数を確認したところ、合計件数はおおむね増加傾向となっていた。

特に、平成28年度から30年度にかけては、総務省によると、30年1月にデータ利活用の推進を目的にe-Statのインターフェイスを変更して、統計情報データベースの利便性を向上させたことから、大幅にアクセス件数が増加したとしている（統計情報データベースにおけるページアクセス件数については別図表22参照）。

(3) 法に基づく調査票情報の二次的利用の状況等

ア 公的統計の利用促進

第1の3(1)エのとおり、30年改正法により、調査票情報の二次的利用の促進等を図るために、調査票情報の提供対象の拡大措置が講じられたことにより、オーダーメイド集計及び匿名データの利用者の範囲が拡大されている。また、令和元年度から、

情報セキュリティが確保された環境で、許可を受けた研究者が調査票情報を用いて、独自の集計・分析を行うことができる専用室（以下「オンサイト施設」という。）が総務省及び統計センターと連携する国立大学法人等に設置されており、その施設において調査票情報の提供（以下「オンサイト利用」という。）が実施されている。

また、統計センターは、各府省等における二次的利用に係る事務の効率的かつ効果的な実施を支援するために、法第37条に基づき、各府省等の委託を受けて、これらの二次的利用に係る事務を実施している。

30年改正法施行後の調査票情報の二次的利用の形態を整理すると、大きく四つの利用形態により運用されている（法に基づく調査票情報の二次的利用の形態については別図表23参照）。

イ 法に基づく調査票情報の二次的利用の状況

調査票情報の二次的利用の平成27年度から令和元年度までの実績を利用形態別に示すと、図表2-4-5のとおり、おおむね横ばいで推移している。

図表2-4-5 調査票情報の二次的利用の実績

(単位：件)

利用形態		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
①調査票情報の二次利用		596	579	662	613	674	3,124
②調査票情報の提供	公的機関等が利用する場合	2,585	2,586	2,584	2,358	1,999	12,112
	主に公的機関等以外の者が公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として利用する場合	267	324	369	382	219	1,561
	一般の者が相当の公益性を有する統計の作成等として利用する場合	—	—	—	—	11	11
③オーダーメイド集計		22	17	25	22	35	121
④匿名データの提供		39	39	45	49	26	198

毎年度、①調査票情報の二次利用については数百件、②調査票情報の提供については数千件程度の利用となっている一方、③オーダーメイド集計及び④匿名データの提供については数十件程度の利用となっている。

そこで、30年改正法により利用促進を図るために利便性が向上したと考えられるオーダーメイド集計、匿名データ及びオンサイト利用による二次的利用の状況をみると、次のようになっていた。

(ア) オーダーメイド集計の運用状況

統計作成府省等は、法第34条に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲内においてオーダーメイド集計を行って、オーダーメイド集計を委託した利用者に対して、集計して作成した結果のみを提供することができることとなっている。オ

オーダーメイド集計は、法の施行に伴い平成21年度から導入されている。また、アのとおり、統計センターも、法第37条に基づき、統計作成府省等からオーダーメイド集計事務の委託があった場合、上記と同様、オーダーメイド集計を行って、利用者にその結果を提供している。

このように、オーダーメイド集計は、統計調査ごとに、統計センターが実施する場合と、統計作成府省等が実施する場合とがある。令和2年10月現在、オーダーメイド集計が実施可能な統計調査は、統計センターの場合、6府省に係る17統計調査（12基幹統計調査及び5一般統計調査）となっていた。一方、統計作成府省等の場合、5府省に係る12統計調査（11基幹統計調査及び1一般統計調査）となっていた（オーダーメイド集計が実施可能な統計調査の詳細については別図表24参照）。

なお、オーダーメイド集計が実施可能な5府省においては、オーダーメイド集計を実施している旨をe-Statや各府省のウェブサイトで周知していた。

オーダーメイド集計を実施可能としているもの、平成27年度から令和元年度までの間において実績がない府省等に対してその理由を確認したところ、統計調査の結果を詳細に公表していることからオーダーメイド集計を利用する必要性が低いのではないかとしているものや、オーダーメイド集計を利用しなくても既に法第32条又は第33条に基づく調査票情報の提供等によりニーズを満たすことができているのではないかとしているものなどがあった。

(イ) 匿名データの運用状況

各府省等は、法第35条に基づき、自らが行った統計調査に係る調査票情報を用いて、匿名データを作成することができることとなっている。作成に当たっては、特定の個人又は法人その他の団体が識別されないよう十分な匿名化処理が行われる必要があり、特に基幹統計調査に係る匿名データの作成については、専門的・技術的観点から検証を行うため、あらかじめ統計委員会の意見を聴かなければならないこととなっている。そして、法第36条に基づき、学術研究の発展に資すると認める場合その他の一定の公益性が認められる場合に、一般からの求めに応じて匿名データを提供することができることとなっており、法の施行に伴い平成21年度から導入されている。

調査を実施した各府省等における匿名データの提供可能件数は、令和元年11月時点において、総務省及び厚生労働省所管の7基幹統計調査となっていた。匿名デ

ータの提供を実施している両省は、匿名データの提供を実施している旨をe-Statや両省のウェブサイトで周知していた。一方、匿名データの提供実績のない各府省等において匿名データを提供していない理由については、いずれの府省等も、現時点で利用者からの具体的な要望が寄せられていないことを挙げており、今後、具体的な要望が寄せられることがあればその提供について検討することも考えられるとしていた。

(ウ) オンサイト施設における運用状況

法に基づく調査票情報の提供に関し、オンサイト施設では、調査対象の秘密保護を図った上で、調査票情報を利用できることとなっている。30年改正法により、元年度から、調査票情報の利用が可能な学術研究等の範囲が広がり、提供対象の拡大が図られている。第Ⅲ期基本計画では、調査票情報等の提供及び活用を推進するために、オンサイト利用について、利用拠点や利用可能なデータの段階的拡充に取り組むこととなっている。

オンサイト施設は、個票データの持ち出しができない仕組みや作業内容の監視システム等の環境の下、オンサイト施設に設置されたパーソナルコンピュータを用いて、あらかじめ利用申出を行った調査票情報を使用して、利用者自身で用意したデータやプログラムを利用して研究分析を行うことができるものとなっている。オンサイト施設で研究分析した結果は、秘密保護の観点から、所定の審査を経た上で提供を受けることができるものとなっている。このように、オンサイト利用は、調査票情報を直接使用できることから、各府省等から匿名データの提供を受ける場合よりも原情報に近い情報に接触することができるものとなっている。

そして、総務省及び統計センターは、高度なデータ解析を行うための基盤整備等を進めており、平成30年4月に、先進的なデータ利活用の推進拠点として和歌山県和歌山市に統計データ利活用センターを設置してオンサイト施設としての機能も持たせているほか、国立大学法人等との連携により令和2年10月時点で全国の11国立大学法人等にオンサイト施設を設置している。

これらのオンサイト施設で提供される調査票情報は、各府省等が保有している調査票情報を統計センターに寄託した上で、統計センターが、オンサイト利用が可能になるようにデータの不備の確認、データ加工等の必要な事務処理を施した上で利用者に対して提供するものとなっている。このため、オンサイト施設にお

ける調査票情報の積極的な利用の推進に当たっては、各府省等が統計センターに対して調査票情報を寄託することが必要となる。

そこで、オンサイト利用に向けた、各府省等の統計センターに対する調査票情報の寄託の状況についてみたところ、図表2-4-6のとおり、2年10月現在において、7府省49統計調査に係る調査票情報について、統計センターに寄託されオンサイト利用が可能な状態になっていた。

しかし、国土交通省は元年度末までに3統計調査を、農林水産省は2年度中に28統計調査をそれぞれ寄託するための事務処理を進めていたものの、一部の調査においてデータの差替えが必要となったことなどから、統計センターにおける必要な事務処理が完了しておらず、これらの統計調査に係る調査票情報については、利用者が利用できない状態であった。また、統計センターにおいて、オンサイト利用を可能とする統計調査数の目標の有無を確認したところ、そのような目標は設定されていなかった。

図表2-4-6 実施している統計調査のうちオンサイト利用が可能な統計調査

府 省 等 名	令和2年3月末現在も行われている基幹統計調査数			令和2年3月末現在も行われている一般統計調査数			計		
	(a)	オンサイト利用可能数(b) (注)	(b)/(a)×100	(c)	オンサイト利用可能数(d) (注)	(d)/(c)×100	(e)	オンサイト利用可能数(f) (注)	(f)/(e)×100
人 事 院	—	—	—	4	0	0.0	4	0	0.0
内 閣 府	—	—	—	14	2	14.2	14	2	14.2
総 務 省	12	10	83.3	9	3	33.3	21	13	61.9
法 務 省	—	—	—	1	0	0.0	1	0	0.0
財 務 省	2	1	50.0	5	0	0.0	7	1	14.2
文 部 科 学 省	4	2	50.0	16	0	0.0	20	2	10.0
厚 生 労 働 省	7	3	42.8	69	3	4.3	76	6	7.8
農 林 水 産 省	7	0	0.0	39	0	0.0	46	0	0.0
経 済 産 業 省	6	6	100.0	22	10	45.4	28	16	57.1
国 土 交 通 省	9	0	0.0	54	0	0.0	63	0	0.0
環 境 省	—	—	—	8	5	62.5	8	5	62.5
共 管 分	3	2	66.6	7	2	28.5	10	4	40.0
計	50	24	48.0	248	25	10.0	298	49	16.4

(注)令和2年10月現在の状況を示している。

そして、統計センターにおいて、統計データ利活用センターのオンサイト利用の状況を確認したところ、図表2-4-7のとおり、オンサイト施設に設置されたパーソナルコンピュータのログイン件数をみると、利用が進んでいるとはいえない状

況と思料された。

前記のとおり、第Ⅲ期基本計画において、調査票情報等の提供及び活用を推進するために、オンサイト利用について、利用拠点や利用可能なデータの段階的拡充に取り組むこととなっていることに鑑み、総務省及び統計センターにおいて、オンサイト利用が可能な統計調査数の目標を定めるなど、更なる利用促進のための取組を行う必要がある。

図表2-4-7 統計データ利活用センターのオンサイト施設に設置されたパーソナルコンピュータのログイン件数

(単位：件)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計
平成30年度	60	72	69	74	275
令和元年度	45	60	63	60	228
2年度	51	(注) 41			

(注) 把握できた令和2年8月までの件数を記載している。

なお、統計データ利活用センターは、オンサイト施設としての機能のほかに、地方公共団体における統計データを活用した課題解決の支援、データによる課題解決事例の研究等、統計データの利活用を推進している。その一環で、地方公共団体が保有するビッグデータと公的統計とを組み合わせ、新たな活用方策を見出すための研究を実施するなどとしている。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の主な内容

会計検査院は、前記要請の公的統計の整備に関する業務の実施状況等に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①各府省等における公的統計の整備に関する業務の実施体制はどのようになっているか、各府省等と地方公共団体との連携はどのようになっているか、②公的統計の整備に関する予算の執行状況はどのようになっているか、同業務の実施状況はどのようになっているか、毎勤不適切事案によって発生した雇用保険等の追加給付の実施状況等はどのようになっているか、③公的統計に対する点検検証等の取組状況はどのようになっているか、④公的統計の利用状況はどのようになっているか、法に基づく二次的利用の状況はどのようになっているかに着眼して検査した。

検査の結果の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 公的統計の整備に関する業務の実施体制 (20～27ページ参照)

統計従事職員の人数についてみると、総務省の公表資料では平成24年度では2,047人、直近5か年度では27年度1,938人、28年度1,899人、29年度1,904人、30年度1,947人、令和元年度1,953人となっており、平成28年度までは24年度と比較して減少して推移し、29年度は28年度と比較して微増となっている。30年度には統計改革の推進に必要な体制の整備等のために、内閣府等3府省の人員が増員されるなどしている（21ページ参照）。

統計主管課の統計専任職員に係る人件費等の費用は法定受託事務として国がその全額を支出している（25ページ参照）。統計専任職員の実際の配置職員に係る人件費をみると、統計作成に係る業務の必要性等のため事務委託費により措置される配置定数を上回る数の職員を配置していたり、事務委託費の算定基準となる職員の等級と実際に配置されている職員の等級との相違が生じていたりすることもあって、27年度から令和元年度までの11都道府県における統計主管課の人件費は、人件費に係る国からの事務委託費の額を上回っていた。統計主管課の人件費に対する都道府県の負担割合について、5か年度の計でみると18.8%から34.6%となっていて、これらの財源には都道府県予算が充てられていた（26ページ参照）。

(2) 公的統計の整備に関する予算の執行状況及び同業務の実施状況（27～62ページ参照）

11府省等の平成27年度から令和元年度までの統計事業に係る予算の執行額は計2227億余円となっており、当初予算額に、補正予算額、流用等増減額及び繰越額を加除した予算現額計2349億余円に対して94.8%となっていた。また、上記の予算現額2349億余円と執行額2227億余円との差額122億余円については、間接費等として統計以外に係る経費と合わせて執行されていたり、不用額となっていたりしていた（31ページ参照）。

調査計画に定められた調査方法と各統計調査の実態との整合性が取れていないのに、31年の一斉点検において報告されていないものがないかなどについて11都道府県等において検査したところ、4府省が所管する8統計調査を実施した全ての年度において、調査計画では調査票の提出方法として郵送が定められていないにもかかわらず、調査対象者の要望があった場合等に郵送により調査票の提出を受けるなどしている状況が見受けられた（43、44ページ参照）。

312地方公共団体のうち5道府県及び43市区町の計48地方公共団体において、調査員

管理システムの利用状況を検査したところ、調査員管理システムを利用して調査員名簿の管理等を行っていると思われる地方公共団体は、1府及び5市町の計6地方公共団体（12.5%）となっていて、調査員管理システムの利用が低調となっていた（56ページ参照）。

厚生労働省において、雇用保険等の追加給付の実施状況をみたところ、3年3月末時点では、雇用保険、労災保険及び船員保険の追加給付の人数並びに追加給付費等は、それぞれ延べ13,405,875人、188億7867万余円（平成31年1月末時点における追加給付の試算額に占める割合63.8%）、延べ347,339人、180億6087万余円（同70.7%）及び延べ10,279人、14億8556万余円（同85.8%）、雇用調整助成金の追加給付の対象件数及び追加給付費等は、延べ170,334件、11億2491万余円（同34.7%）であり、これらの追加給付費等の合計は、395億5002万余円（同65.8%）であった（58ページ参照）。

(3) 公的統計に対する点検検証の取組状況（62～67ページ参照）

31年の一斉点検において、不適切な対応があったとされた179統計調査のうち、中止予定又は1回限りの実施とされている11統計調査を除いた168統計調査に係るその後の対応状況について検査したところ、令和2年11月時点で、109統計調査が「対応済」となっていた。一方、「対応中」が42統計調査、「対応予定」が17統計調査、「検討中」が1統計調査となっていた。これらについては、次回の統計調査で「対応済」となる予定であるとされていたり、新型コロナウイルス感染症等の対応のために対応が延期されていたりしているなどとされていた（64、65ページ参照）。

(4) 公的統計の利用状況（67～78ページ参照）

e-Statにおいて登録されている統計データの数は、元年度末現在において628となっていた（69ページ参照）。第Ⅲ期基本計画によれば、平成30年以降、一般統計調査のほか、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-Statに登録することとされている。また、統計情報データベースへのデータ登録を計画的に実施することとされている。しかし、令和2年9月末時点において公表期限を経過した調査結果等について、e-Statへの登録状況を確認したところ、調査結果等が一切登録されていないものが13府省等において281統計等（4一般統計調査及び277業務統計等）見受けられたほか、直近の調査結果等が登録されていないものが5省において32統計等（1基幹統計、15一般統計調査及び16業務統計等）となっていた（70ページ参照）。さらに、登録方法別の登録数をみると、元年度末時点において、統計表ファイルとしての登録数は627統計等

となっていた。一方、統計情報データベースとしての登録数は261統計等となっており、登録のためにデータを加工する作業が必要になることなどから、統計表ファイルとしての登録数に比べて少なくなっていた（72ページ参照）。

統計センターにおいて、統計データ利活用センターのオンサイト利用の状況を確認したところ、オンサイト施設に設置されたパーソナルコンピュータのログイン件数をみると、利用が進んでいるとはいえない状況と史料された（77、78ページ参照）。

2 所見

公的統計は、国及び地方公共団体の政策運営のみならず、事業者及び国民の意思決定に不可欠な情報であり、社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を提供することは政府の基本的な行政サービスの一つであり、極めて重要なものである。一方で、厚生労働省による毎勤不適切事案を始めとする不祥事により、雇用保険等の追加給付による追加的な費用が生じたり、それらを踏まえて実施された31年の一斉点検の結果、多くの統計調査において問題が見受けられたりしたことなどから、国民の政府統計に対する信頼を大きく損なう結果となっており、一刻も早い信頼の回復に努める必要がある。

については、総務省、厚生労働省、その他の各府省等、統計センター等は、次の点に留意するなどして、公的統計の整備を適切かつ効果的に実施するよう努める必要がある。

ア 総務省政策統括官においては、調査計画と異なる調査方法により調査を行っている実態が常態化していないか、今後、各府省等が実施する統計調査について、調査方法等の実態把握を行い、調査計画の変更又は調査方法等の見直しが想定されるなどの事態が見受けられた場合には、その結果を踏まえ、適正化に努めること

イ 総務省においては、調査員管理システムの利用状況が低調であることや、調査員管理システムを利用していない理由を踏まえて、地方公共団体への連絡調整会議等を通じて実情や課題を把握することにより、調査員管理システムの見直しも含めた今後の方策について速やかに検討すること

ウ 厚生労働省等においては、毎勤不適切事案によって発生した雇用保険等の追加給付等について、経費の節減等に留意しつつ、迅速かつ的確な追加給付等の実施に努めること

エ 各府省等においては、統計を作成している関係部門に対し、e-Statが国民にワンストップサービスを提供するためのポータルサイトとなっている趣旨を周知した上で、e-Statに調査結果等が登録されていない統計等については、登録の促進を図ること。

また、第Ⅲ期基本計画において、統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施することとなっていることに鑑み、統計表ファイルのみならず、利用者がシステムにおいて直接データを編集する機能を有する統計情報データベースとしての登録件数を一層拡充すること

オ 総務省及び統計センターにおいては、第Ⅲ期基本計画において、調査票情報等の提供及び活用を推進するために、オンサイト利用について、利用拠点や利用可能なデータの段階的拡充に取り組むこととなっていることに鑑み、オンサイト利用が可能な統計調査数の目標を定めるなど、更なる利用促進のための取組を行うこと

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、国による公的統計の整備に関する業務の実施状況等について、今後も注視していくこととする。

別 図 表 目 次

別図表1	基幹統計及び基幹統計調査（令和2年3月末時点）	83
別図表2	一般統計調査（令和2年3月末時点）	85
別図表3	統計調査等に係る会計経理に関する検査報告掲記事項	90
別図表4	11都道府県における統計専任職員の配置定数と統計主管課の実際の配置職員数（平成27年度～令和元年度）	91
別図表5	11都道府県の統計主管課の統計調査等数（令和元年度）	91
別図表6	11都道府県における統計主管課の人件費の負担状況（平成27年度～令和元年度）	92
別図表7	10府省等の研修課程の受講状況（平成27年度～令和元年度）	93
別図表8	11都道府県の研修課程の受講状況（平成27年度～令和元年度）	93
別図表9	統計従事職員に係る給与等（試算）（平成27年度～令和元年度）	94
別図表10	統計センターに係る予算（平成27年度～令和元年度）	94
別図表11	公的統計の整備に関する経費の全体像（平成27年度～30年度）	95
別図表12	5統計調査における調査委託費の精算額の内訳（平成27年度～令和元年度）	96
別図表13	毎勤不適切事案を受けて修正等の必要や影響があった経済指標、統計指標等と対応状況	99
別図表14	政府統計共同利用システムの運営に係る費用として構成府省及び承認機関が負担した利用料金（平成27年度～令和元年度）	100
別図表15	構成府省及び承認機関に提供される13サブシステムによる各種情報及び機能等	101
別図表16	e-Stat等8サブシステムに関連するe-Stat上のページアクセス等の件数の推移（平成27年度～令和元年度）	103
別図表17	オンライン調査システムの利用状況（平成27年度～令和元年度）	104
別図表18	地方公共団体における調査員管理システムの利用状況	105
別図表19	各府省等が独自に整備した政府統計関係情報システムの状況（令和元年度末現在）	106
別図表20	特別監察委員会に要した費用474万余円を含む計550万余円の内訳（厚労省見込額には含まれていない費用等）	109

別図表21	31年の一斉点検のその後の改善状況（令和2年11月時点）	110
別図表22	統計情報データベースにおけるページアクセス件数	113
別図表23	法に基づく調査票情報の二次的利用の形態	114
別図表24	オーダーメイド集計が実施可能な統計調査（令和2年10月現在）	115

別図表1 基幹統計及び基幹統計調査（令和2年3月末時点）

府省名	基幹統計の名称	基幹統計調査の名称 注(2)	調査 周期 注(3)	目的
内閣府	国民経済計算	-	-	我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に明らかにすることを目的とする。
総務省	国勢統計	国勢調査	5年	国内の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的とする。
	住宅・土地統計	住宅・土地統計調査	5年	住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住宅等」という。）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。
	労働力統計	労働力調査	月	国民の就業及び不就業の状態を明らかにすることを目的とする。
	小売物価統計	小売物価統計調査	月 隔月	国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする。
	家計統計	家計調査	月	国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにすることを目的とする。
	個人企業経済統計	個人企業経済調査	1年	個人企業の経営の実態を明らかにすることを目的とする。
	科学技術研究統計	科学技術研究調査	1年	我が国における科学技術に関する研究活動の状態を明らかにすることを目的とする。
	地方公務員給与実態統計	地方公務員給与実態調査	5年	地方公務員の給与の実態を明らかにすることを目的とする。
	就業構造基本統計	就業構造基本調査	5年	国民の就業構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。
	全国家計構造統計	全国家計構造調査	5年	世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。
	社会生活基本統計	社会生活基本調査	5年	国民の社会生活の基礎的事項を明らかにすることを目的とする。
	人口推計	-	-	5年ごとに作成する国勢統計の間の人口の状態を明らかにすることを目的とする。
財務省	法人企業統計	法人企業統計調査	四半期 1年	我が国における法人の企業活動の実態を明らかにすることを目的とする。
	民間給与実態統計	民間給与実態統計調査	1年	民間給与の実態を明らかにし、租税に関する制度及び租税行政の運営に必要な基本的事項を明らかにすることを目的とする。
文部科学省	学校基本統計	学校基本調査	1年	学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。
	学校保健統計	学校保健統計調査	1年	学校における幼児、児童、生徒、学生及び職員の発育及び健康の状態並びに健康診断の実施状況及び保健設備の状況を明らかにすることを目的とする。
	学校教員統計	学校教員統計調査	3年	学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする。
	社会教育統計	社会教育調査	3年	社会教育行政に必要な社会教育に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。
厚生労働省	人口動態統計	人口動態調査	月	出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の実態を明らかにすることを目的とする。
	毎月勤労統計	毎月勤労統計調査	月 1年	雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすることを目的とする。
	薬事工業生産動態統計	薬事工業生産動態統計調査	月	医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産の実態等を明らかにすることを目的とする。
	医療施設統計	医療施設調査	月 3年	医療施設の分布及び整備の実態並びに医療施設の診療機能の状況を明らかにすることを目的とする。
	患者統計	患者調査	3年	医療施設を利用する患者の傷病の状況等の実態を明らかにすることを目的とする。
	賃金構造基本統計	賃金構造基本統計調査	1年	労働者の種類、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等と、賃金との関係を明らかにすることを目的とする。
	国民生活基礎統計	国民生活基礎調査	1年 3年	保健、医療、福祉、年金、所得等厚生行政の企画及び運営に必要な国民生活の基礎的事項を明らかにすることを目的とする。
	生命表	-	-	全国の区域について、日本人の死亡及び生存の状況を分析することを目的とする。
社会保障費用統計	-	-	社会保障に要する費用の規模及び政策分野ごとの構成を明らかにすることを目的とする。	

府 省 名	基幹統計の名称	基幹統計調査の名称 注(2)	調査 周期 注(3)	目 的
農林水産省	農林業構造統計	農林業センサス	5年	農林行政に必要な農業及び林業の基礎的事項を明らかにすることを目的とする。
	牛乳乳製品統計	牛乳乳製品統計調査	月 1年	牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにすることを目的とする。
	作物統計	作物統計調査	1年 年3回 随時	耕地及び作物の生産に関する実態を明らかにすることを目的とする。
	海面漁業生産統計	海面漁業生産統計調査	半年 1年	海面漁業の生産に関する実態を明らかにすることを目的とする。
	漁業構造統計	漁業センサス	5年	水産行政に必要な漁業の基礎的事項を明らかにすることを目的とする。
	木材統計	木材統計調査	月 1年	素材生産並びに木材製品の生産及び出荷等に関する実態を明らかにすることを目的とする。
	農業経営統計	農業経営統計調査	月 1年	農業経営体の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにすることを目的とする。
経済産業省	経済産業省生産動態統計	経済産業省生産動態統計調査	月	鉱工業生産の動態を明らかにすることを目的とする。
	ガス事業生産動態統計	ガス事業生産動態統計調査	月 四半期	ガス事業の生産の実態を明らかにすることを目的とする。
	石油製品需給動態統計	石油製品需給動態統計調査	月	石油製品の需給の実態を明らかにすることを目的とする。
	商業動態統計	商業動態統計調査	月	商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにすることを目的とする。
	経済産業省特定業種石油等消費統計	経済産業省特定業種石油等消費統計調査	月	工業における石油等の消費の動態を明らかにすることを目的とする。
	経済産業省企業活動基本統計	経済産業省企業活動基本調査	1年	企業の活動の実態を明らかにすることを目的とする。
	鉱工業指数	-	-	鉱工業製品を生産する国内の事業所における生産、出荷及び在庫に係る諸活動並びに各種設備の生産能力及び稼働状況を明らかにすることを目的とする。
国土交通省	港湾統計	港湾調査	月 1年	港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理に資することを目的とする。
	造船造機統計	造船造機統計調査	月 四半期	造船及び造機の実態を明らかにすることを目的とする。
	建築着工統計	建築着工統計調査	月 1年	全国における建築物の建設の着工動態を明らかにすることを目的とする。
	鉄道車両等生産動態統計	鉄道車両等生産動態統計調査	月 四半期	鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産の実態を明らかにすることを目的とする。
	建設工事統計	建設工事統計調査	月 1年	建設工事及び建設業の実態を明らかにすることを目的とする。
	船員労働統計	船員労働統計調査	1年	船員の報酬、雇用等に関する実態を明らかにすることを目的とする。
	自動車輸送統計	自動車輸送統計調査	月	自動車輸送の実態を明らかにすることを目的とする。
	内航船舶輸送統計	内航船舶輸送統計調査	月 1年	船舶による国内の貨物の輸送の実態を明らかにすることを目的とする。
	法人土地・建物基本統計	法人土地・建物基本調査	5年	国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地及び建物の所有及び利用並びに当該法人による土地の購入及び売却についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。
共 管 注(4)	経済構造統計	経済センサス - 基礎調査 注(5)	1回限り 1年 注(6)	全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。
		経済センサス - 活動調査	5年	
		工業統計調査	1年 注(6)	
		経済構造実態調査	1年 注(6)	
共 管 注(7)	産業連関表	-	-	生産活動における産業相互の連関構造並びに生産活動と消費、投資、輸出等との関連及び生産活動と雇用者所得、営業余剰等との関連を明らかにすることを目的とする。

- 注(1) 令和2年3月末現在も行われているものとして総務省により公表されているものを記載している。
 注(2) 「基幹統計調査の名称」欄に記載した各統計調査は、「基幹統計の名称」欄に掲げた基幹統計の作成を目的とするものである。
 注(3) 「調査周期」欄は、調査の中に周期の異なる調査が含まれている場合には、全てを記載している。
 注(4) 総務省及び経済産業省
 注(5) 「経済センサス - 基礎調査」は総務省の単独調査として実施している。
 注(6) 経済センサス - 活動調査実施年を除く。
 注(7) 内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省

別図表2 一般統計調査（令和2年3月末時点）

府省等名	統計調査の名称	調査周期注(2)	調査分野	備考
人 事 院	職種別民間給与実態調査	1年	労働・賃金	
	退職公務員生活状況調査	1回限り	労働・賃金	
	民間企業における役員報酬（給与）調査	1年	労働・賃金	
	民間企業の勤務条件制度等調査	1年	労働・賃金	
内 閣 府	機械受注統計調査	月、四半期	鉱工業	
	企業行動に関するアンケート調査	1年	企業・経営	
	景気ウォッチャー調査	月	生活・環境	
	公益法人の寄附金収入に関する実態調査	1回限り	企業・経営	
	高齢者の経済生活に関する調査	1回限り	生活・環境	
	市民の社会貢献に関する実態調査	3年	生活・環境	
	消費動向調査	月	家計・物価	
	青少年のインターネット利用環境実態調査	1年	生活・環境	
	男女間における暴力に関する調査	3年	生活・環境	
	地方公共団体消費状況等調査	四半期	金融・財政	
	特定非営利活動法人に関する実態調査	3年	企業・経営	
	民間企業投資・除却調査	1年	企業・経営	
	民間非営利団体実態調査	1年	企業・経営	
	幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査	1回限り	福祉・衛生	
総 務 省	家計消費状況調査	月	家計・物価	
	家計消費単身モニター調査	月	家計・物価	
	サービス産業動向調査	月	商業・サービス業	
	死因究明等の推進に関する取組に係るアンケート調査	1回限り	生活・環境	
	全国単身世帯収支実態調査	5年	家計・物価	
	通信利用動向調査	1年	運輸・通信	
法 務 省	成年年齢引下げの環境整備に関する浸透度についての調査	1回限り	生活・環境	
財 務 省	たばこ小売販売業調査	5年	企業・経営	
	適用実態調査（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第4条第1項に基づく適用実態調査）	1年	その他	
	法人企業統計調査 附帯調査（四半期別GDP速報（1次速報）のための一部項目早期調査）	四半期	金融・財政	
	連合会を組織する共済組合における医療状況実態統計調査	1年	福祉・衛生	
文部科学省	学術情報基盤実態調査	1年	教育・文化・科学	
	学校給食栄養報告	2年	教育・文化・科学	
	学校給食実施状況等調査	2年	教育・文化・科学	
	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	1年	教育・文化・科学	
	高等学校卒業（予定）者の就職（内定）状況に関する調査	年3回	労働・賃金	
	子供の学習費調査	2年	教育・文化・科学	
	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	1年	教育・文化・科学	
	全国イノベーション調査	2年	教育・文化・科学	
	体育・スポーツ施設現況調査	1回限り	教育・文化・科学	
	大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査	2年	教育・文化・科学	
	大学等におけるフルタイム換算データに関する調査	5年	教育・文化・科学	

府省等名	統計調査の名称	調査周期注(2)	調査分野	備考
文部科学省	体力・運動能力調査	1年	教育・文化・科学	
	地方教育費調査	1年、隔年	教育・文化・科学	
	ポストドクター等の雇用・進路に関する調査	3年	労働・賃金	
	民間企業の研究活動に関する調査	1年	教育・文化・科学	
	宗教統計調査	1年	教育・文化・科学	文化庁所管
厚生労働省	医薬品・医療機器産業実態調査	1年	福祉・衛生	
	医薬品価格調査	1回限り	福祉・衛生	
	医療給付実態調査	四半期	福祉・衛生	
	医療経済実態調査	2年	福祉・衛生	
	「医療費の動向」調査	月	福祉・衛生	
	医療扶助実態調査	1年	福祉・衛生	
	院内感染対策サーベイランス	月、半年、1年	福祉・衛生	
	衛生行政報告例	1年、2年	福祉・衛生	
	介護サービス施設・事業所調査	1年、3年	福祉・衛生	
	介護事業実態調査	3年	福祉・衛生	
	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	1回限り	生活・環境	
	家内労働等実態調査	3年	労働・賃金	
	看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査	1年	福祉・衛生	
	喫煙環境に関する実態調査	1回限り	生活・環境	
	健康保険・船員保険被保険者実態調査	1年	福祉・衛生	
	原子爆弾被爆者実態調査	10年	福祉・衛生	
	公的年金加入状況等調査	3年	福祉・衛生	
	公務員及び私学教職員に関する厚生年金保険適用給付状況調査	月、1年	福祉・衛生	
	港湾運送事業雇用実態調査	5年	労働・賃金	
	国民健康・栄養調査	1年	福祉・衛生	
	国民年金被保険者実態調査	3年	福祉・衛生	
	雇用均等基本調査	1年	労働・賃金	
	雇用動向調査	半年	労働・賃金	
	雇用の構造に関する実態調査	不定期	労働・賃金	複数のテーマについて毎年変更して実施
	最低賃金に関する実態調査	1回限り	労働・賃金	
	裁量労働制実態調査	1回限り	労働・賃金	
	歯科技工料調査	2年	福祉・衛生	
	歯科疾患実態調査	5年	福祉・衛生	
	児童養護施設入所児童等調査	1回限り	福祉・衛生	
	社会福祉施設等調査	1年	福祉・衛生	
	社会保障・人口問題基本調査	1年	人口	構成する個々の調査は5年
	社会保障生計調査	1年	福祉・衛生	
	就労条件総合調査	1年	労働・賃金	
	受療行動調査	3年	福祉・衛生	
	障害者雇用実態調査	5年	労働・賃金	
	障害福祉サービス等経営実態調査	1回限り	福祉・衛生	
	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査	1回限り	福祉・衛生	
	消費生活協同組合（連合会）実態調査	1年	生活・環境	
	食肉検査等情報還元調査	1年	福祉・衛生	
	所得再分配調査	3年	福祉・衛生	
	全国ひとり親世帯等調査	5年	福祉・衛生	
	地域児童福祉事業等調査	1回限り	福祉・衛生	
	地域保健・健康増進事業報告	1年	福祉・衛生	
	中高年者縦断調査	1年	生活・環境	
	中国残留邦人等実態調査	不定期	生活・環境	
	賃金引上げ等の実態に関する調査	1年	労働・賃金	
特定保険医療材料価格調査	1回限り	福祉・衛生		
21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）	1年	生活・環境		
21世紀成年人縦断調査（国民の生活に関する継続調査）	1年	生活・環境		
乳幼児栄養調査	10年	福祉・衛生		

府省等名	統計調査の名称	調査周期注(2)	調査分野	備考	
厚生労働省	乳幼児身体発育調査	10年	福祉・衛生		
	年金制度基礎調査	不定期	福祉・衛生		
	能力開発基本調査	1年	労働・賃金		
	被保護者調査	月、1年	福祉・衛生		
	病院報告	月	福祉・衛生		
	福祉行政報告例	月、1年	福祉・衛生		
	訪問看護療養費実態調査	2年	福祉・衛生		
	ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）	5年	福祉・衛生		
	保険医療材料等使用状況調査	2年	福祉・衛生		
	保健師活動領域調査	1回限り	福祉・衛生		
	無医地区等調査無歯科医地区等調査	3年	福祉・衛生		
	有期労働契約に関する実態調査	1回限り	労働・賃金		
	労使関係総合調査	1年、2年、3年、5年	労働・賃金		
	労働安全衛生調査	1年	労働・賃金	おおむね5年周期の調査をローテーションで実施	
	労働経済動向調査	四半期	労働・賃金		
	労働災害動向調査	半年、1年	労働・賃金		
	労働争議統計調査	月	労働・賃金		
	労務费率調査	3年	労働・賃金		
農林水産省	花き産業振興総合調査	1年、不定期 (おおむね3年)	農林水産		
	漁業経営統計調査	1年	農林水産		
	漁業構造動態調査	1年	農林水産		
	集落営農実態調査	1年	農林水産		
	食品循環資源の再生利用等実態調査	1回限り	生活・環境		
	食品製造業におけるHACCPに沿った衛生管理の導入状況実態調査	1年	商業・サービス業		
	食品流通段階別価格形成調査	1回限り	商業・サービス業		
	新規就農者調査	1回限り	農林水産		
	水産物流通調査（水産加工統計調査）	1年	商業・サービス業		
	青果物卸売市場調査	日、1年	商業・サービス業		
	生産者の米穀在庫等調査	1年	農林水産		
	地域特産野菜生産状況調査	2年	農林水産		
	畜産統計調査	1年	農林水産		
	畜産物流通調査	日、月、1年	商業・サービス業		
	特定作物統計調査	1年	農林水産		
	土壌改良資材の生産量及び輸入量調査	1年	農林水産		
	内水面漁業生産統計調査	1年	農林水産		
	農業協同組合及び同連合会一斉調査	1年、2年	農林水産		
	農業構造動態調査	1年	農林水産		
	農作物価統計調査	月	農林水産		
	農道整備状況調査	1年	農林水産		
	木材流通統計調査	月、5年	商業・サービス業		
	野生鳥獣資源利用実態調査	1年	農林水産		
	油糧生産実績調査	月	農林水産		
	林業経営統計調査	5年	農林水産		
	6次産業化総合調査	1年	農林水産		
	森林組合一斉調査	1年	農林水産	林野庁所管	
	特用林産物生産統計調査	1年	農林水産	林野庁所管	
	木質バイオマスエネルギー利用動向調査	1年	エネルギー	林野庁所管	
	水産物流通調査（産地水産物流通調査、冷蔵水産物在庫量調査）	月、1年	商業・サービス業	水産庁所管	
	都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する一斉調査	2年	農林水産	水産庁所管	
	経済産業省	海外現地法人四半期調査	四半期	企業・経営	
		海外事業活動基本調査	1年	企業・経営	
		外資系企業動向調査	1年	企業・経営	
工場立地動向調査		半年	鉱工業		
シェアリングエコノミーに関する実態調査		1回限り	商業・サービス業		
スポットLNG価格調査		月	エネルギー		

府省等名	統計調査の名称	調査周期注(2)	調査分野	備考
経済産業省	製造工業生産予測調査	月	鉱工業	
	鉄鋼需給動態統計調査	月	鉱工業	
	鉄鋼生産内訳月報	月、1年	鉱工業	
	特定サービス産業動態統計調査	月	商業・サービス業	
	エネルギー消費統計調査	1年	エネルギー	資源エネルギー庁所管
	貴金属流通統計調査	月	鉱工業	資源エネルギー庁所管
	石油設備調査	2年	エネルギー	資源エネルギー庁所管
	石油輸入調査	月	エネルギー	資源エネルギー庁所管
	総合エネルギー統計補足調査（電気事業者の発電量内訳調査）	1年	エネルギー	資源エネルギー庁所管
	知的財産活動調査	1年、3年	その他	特許庁所管
	模倣被害実態調査	1年	その他	特許庁所管
中小企業実態基本調査	1年	企業・経営	中小企業庁所管	
国土交通省	空き家所有者実態調査	5年	建設・国土	
	幹線旅客流動実態調査	5年	運輸・通信	
	近畿圏物資流動調査	1回限り	運輸・通信	
	建設関連業等の動態調査	月	建設・土地	
	建設業活動実態調査	1年	建設・土地	
	建設業構造実態調査	5年	建設・土地	
	建設資材・労働力需要実態調査	2年	建設・土地	
	建設副産物実態調査	1回限り	建設・土地	
	建設労働需給調査	月	建設・土地	
	建築物リフォーム・リニューアル調査	四半期	建設・土地	
	航空貨物動態調査	2年	運輸・通信	
	航空輸送統計調査	月	運輸・通信	
	航空旅客動態調査	2年	運輸・通信	
	国際航空貨物動態調査	2年	運輸・通信	
	国際航空旅客動態調査	1年	運輸・通信	
	自動車燃料消費量調査	月	エネルギー	
	住生活総合調査	5年	建設・土地	
	住宅市場動向調査	1年	建設・土地	
	主要建設資材需給・価格動向調査	月	建設・土地	
	水害統計調査	1年	生活・環境	
	船員異動状況調査	1年	運輸・通信	
	船員労働統計予備調査	1回限り	運輸・通信	
	全国貨物純流動調査	5年	運輸・通信	
	全国道路・街路交通情勢調査 自動車起終点調査	5年	運輸・通信	
	全国都市交通特性調査	5年	運輸・通信	
	全国輸出入コンテナ貨物流動調査	5年	運輸・通信	
	大都市交通センサス	5年	運輸・通信	
	中京都市圏物資流動調査	1回限り	運輸・通信	
	鉄道輸送統計調査	月、1年	運輸・通信	
	東京都市圏物資流動調査	10年	運輸・通信	
	土地保有・動態調査	1年	建設・土地	ただし、売主・買主の属性が法人の場合は、法人土地・建物基本調査実施年を除く。
	内航船舶輸送統計母集団調査	5年	運輸・通信	
	パーソントリップ調査	10年	運輸・通信	
	パルク貨物流動調査	5年	運輸・通信	
	北海道法人企業投資状況調査	1年	企業・経営	
	マンション総合調査	5年	建設・土地	
	民間住宅ローンの実態に関する調査	1年	金融・財政	
	ユニットロード貨物流動調査	5年	運輸・通信	
	旅客県間流動調査	1年	運輸・通信	
	宿泊旅行統計調査	月	商業・サービス業	観光庁所管
訪日外国人消費動向調査	四半期	商業・サービス業	観光庁所管	
旅行・観光消費動向調査	四半期	商業・サービス業	観光庁所管	

府省等名	統計調査の名称	調査周期注(2)	調査分野	備考
環境省	家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査	1年	生活・環境	
	環境にやさしい企業行動調査	1年	生活・環境	
	環境保健サーベイランス調査	1年	生活・環境	
	産業廃棄物排出・処理状況調査	1年	生活・環境	
	食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査	1年	生活・環境	
	水質汚濁物質排出量総合調査	2年	生活・環境	
	大気汚染物質排出量総合調査	3年	生活・環境	
共 管	容器包装廃棄物の収集運搬・選別保管費用等に関するアンケート調査	3年	生活・環境	
	建設機械動向調査	2年	建設・土地	経済産業省・国土交通省所管
	情報通信業基本調査	1年	運輸・通信	総務省・経済産業省所管
	大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査	年4回	労働・賃金	文部科学省・厚生労働省所管
	21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	1年	生活・環境	文部科学省・厚生労働省所管
	法人企業景気予測調査	四半期	企業・経営	内閣府・財務省所管
	容器包装利用・製造等実態調査	1年	生活・環境	農林水産省・経済産業省所管
リサイクル産業実態調査	1回限り	生活・環境	経済産業省・環境省所管	
産業連関構造調査（詳細は次表のとおり）	5年	—		

（産業連関構造調査の詳細）

府省等名	統計調査の名称	調査周期注(2)	調査分野	備考
総務省	産業連関構造調査（企業の管理活動等に関する実態調査）	5年	企業・経営	
	産業連関構造調査（サービス産業・非営利団体等調査）	5年	商業・サービス業	
	産業連関構造調査（通信・放送業等投入調査）	5年	運輸・通信	
財務省	産業連関構造調査（酒類製造業投入調査）	5年	商業・サービス業	
厚生労働省	産業連関構造調査（医療業・社会福祉事業等投入調査）	5年	福祉・衛生	
農林水産省	産業連関構造調査（栽培きのこ生産業投入調査）	5年	農林水産	
	産業連関構造調査（種苗業（農業）投入調査）	5年	農林水産	
	産業連関構造調査（内水面養殖業投入調査）	5年	農林水産	
	産業連関構造調査（農業サービス業投入調査）	5年	農林水産	
	産業連関構造調査（農業土木事業投入調査）	5年	農林水産	
	産業連関構造調査（農林水産関係製造業投入調査）	5年	農林水産	
	産業連関構造調査（民有林事業投入調査）	5年	農林水産	
	産業連関構造調査（林野公共事業投入調査）	5年	農林水産	
経済産業省	産業連関構造調査（鉱工業投入調査）	5年	鉱工業	
	産業連関構造調査（資本財販売先調査）	5年	鉱工業	
	産業連関構造調査（商業マージン調査）	5年	商業・サービス業	
	産業連関構造調査（輸入品需要先調査）	5年	商業・サービス業	
国土交通省	産業連関構造調査（運輸関連事業投入調査）	5年	運輸・通信	
	産業連関構造調査（建築工事費投入調査）	5年	建設・土地	
	産業連関構造調査（公共事業工事費投入調査）	5年	建設・土地	
	産業連関構造調査（公共事業工事費投入調査における予備調査）	5年	建設・土地	
	産業連関構造調査（こん包業に関する投入調査）	5年	企業・経営	
	産業連関構造調査（地方公共団体運輸関連施設投入調査）	5年	運輸・通信	
	産業連関構造調査（独立行政法人等土木工事費投入調査）	5年	建設・土地	
	産業連関構造調査（土木工事間接工事費投入調査）	5年	建設・土地	
	産業連関構造調査（土木工事費投入調査）	5年	建設・土地	
	産業連関構造調査（内航船舶品目別運賃収入調査）	5年	運輸・通信	
	産業連関構造調査（不動産業投入調査）	5年	建設・土地	
産業連関構造調査（有料駐車場に関する投入調査）	5年	建設・土地		

注(1) 令和2年3月末現在も行われているものとして総務省により公表されているものを記載している。

注(2) 「調査周期」欄は、調査の中に周期の異なる調査が含まれている場合には、全てを記載している。

別図表3 統計調査等に係る会計経理に関する検査報告掲記事項

検査報告	件名等
昭和63年度決算検査報告	「自動車輸送統計調査業務を適切に行うよう改善させたもの」（本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項）
平成7年度決算検査報告	「景気動向調査委託契約における法人企業動向調査に要する経費の積算に当たり、調査方法を郵送調査に統一することにより委託費の節減を図るよう改善させたもの」（本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項）
平成20年度決算検査報告	「指定統計調査等に係る事務の委託費の執行に当たり、委託先において、虚偽の内容の関係書類を作成するなど不適正な会計経理を行って物品の購入等に係る需用費を支払っていて、委託費の支払額が過大となっているもの」（不当事項）
平成30年度決算検査報告	「国勢調査の調査票等の調達数量の算定に当たり、予備率を重複して設定したり、設定する必要のない予備率を誤って設定したりしていたため、用紙購入及び印刷に係る調達数量が過大となっていたもの」（不当事項）
	「都道府県労働局における統計調査の実施に当たり、会計法令等に従うなどして会計経理が適正に行われるなどするよう是正改善の処置を求め、及び統計調査の実施に係る予算の執行実績を把握するなどし、その結果に応じて統計調査の適切な実施を確保するための措置について検討するなどした上で、統計調査の実施に必要と認められる経費を予算に適切に見積もる態勢を整えるよう改善の処置を要求したもの」（意見を表示し又は処置を要求した事項）（注）
	「農林水産統計システムへの調査票のデータ入力のために設置されているOCR機器について、農政局等及び拠点等に対して、OCR機器を活用することにより調査票のデータ入力を効率的に行うよう指導したり、職員に対してOCR機器を利用した調査票のデータ入力に関する説明会を行わせたりなどして、OCR機器が有効に活用されるよう改善させたもの」（本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項）
令和元年度決算検査報告	「統計調査請負契約等における予定価格の積算に当たり、業務内容を踏まえた人件費単価を適用することについて統計調査を実施する部局に周知することにより経済的に行うよう改善させたもの」（本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項）

(注) 厚生労働省は、会計検査院指摘の趣旨に沿い、令和2年7月までに、統計調査の実施に係る予算の示達や会計経理が会計法令等に従うなどして適正に行われるよう、研修等により関係職員に対して会計法令等の遵守について周知徹底するなどの処置を講ずる一方で、労働局が実施する統計調査のうち賃金センサス以外の統計調査について、予算の執行実績と当該予算の積算との間におけるかい離の有無の検証を行うなどしている。

別図表4 11都道府県における統計専任職員の配置定数と統計主管課の実際の配置職員数
(平成27年度～令和元年度)

(単位：人)

都道府県名	平成27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度	
	配置定数	実際の配置職員数	配置定数	実際の配置職員数	配置定数	実際の配置職員数	配置定数	実際の配置職員数	配置定数	実際の配置職員数
北海道	72	73	71	72	69	71	68	71	67	70
埼玉県	51	54	50	53	48	51	48	53	44	53
東京都	138	149	135	144	131	130	129	131	126	124
神奈川県	63	64	62	64	61	64	59	64	58	63
愛知県	74	79	72	76	71	78	68	74	67	73
京都府	41	48	40	45	39	45	38	44	37	44
大阪府	96	100	92	93	89	94	87	95	86	91
奈良県	24	24	24	24	24	22	24	22	23	22
広島県	32	36	32	33	32	33	31	32	30	30
香川県	28	28	26	26	26	26	25	25	25	25
福岡県	59	61	58	60	56	58	55	59	53	58

(注) 「実際の配置職員数」欄は4月1日現在の職員数である。

別図表5 11都道府県の統計主管課の統計調査等数 (令和元年度)

都道府県名	統計調査等数		
		国の統計を作成するための統計調査数	地方公共団体独自の統計数
北海道	13	12	1
埼玉県	18	13	5
東京都	23	15	8
神奈川県	17	13	4
愛知県	18	13	5
京都府	25	16	9
大阪府	20	13	7
奈良県	20	12	8
広島県	21	15	6
香川県	15	13	2
福岡県	16	13	3

別図表6 11都道府県における統計主管課の person 費の負担状況（平成27年度～令和元年度）

（単位：千円、％）

都道府県名	平成27年度			28年度			29年度		
	統計主管課の person 費			統計主管課の person 費			統計主管課の person 費		
	(7)	person 費に係る事務委託費額	都道府県における負担額(イ) ((イ)/(7)×100)	(ウ)	person 費に係る事務委託費額	都道府県における負担額(エ) ((エ)/(ウ)×100)	(オ)	person 費に係る事務委託費額	都道府県における負担額(カ) ((カ)/(オ)×100)
北海道	572,325	378,849	193,476 (33.8)	545,829	373,374	172,455 (31.5)	542,931	375,373	167,558 (30.8)
埼玉県	416,014	294,711	121,303 (29.1)	411,360	287,435	123,925 (30.1)	390,711	275,343	115,367 (29.5)
東京都	1,083,537	793,512	290,025 (26.7)	1,054,869	785,693	269,176 (25.5)	1,011,494	747,060	264,434 (26.1)
神奈川県	442,217	345,713	96,504 (21.8)	440,070	353,764	86,306 (19.6)	429,070	352,479	76,591 (17.8)
愛知県	520,998	418,910	102,088 (19.5)	510,658	418,738	91,920 (18.0)	511,410	407,073	104,337 (20.4)
京都府	339,471	226,506	112,965 (33.2)	322,835	211,521	111,314 (34.4)	315,317	209,266	106,051 (33.6)
大阪府	742,331	556,063	186,268 (25.0)	694,253	526,566	167,687 (24.1)	692,051	525,849	166,202 (24.0)
奈良県	166,829	133,780	33,049 (19.8)	172,213	132,287	39,926 (23.1)	159,790	125,549	34,241 (21.4)
広島県	299,184	180,173	119,011 (39.7)	281,730	181,594	100,136 (35.5)	279,646	183,151	96,495 (34.5)
香川県	227,541	150,235	77,306 (33.9)	201,907	138,623	63,284 (31.3)	183,426	136,695	46,731 (25.4)
福岡県	455,611	325,539	130,072 (28.5)	435,589	323,306	112,283 (25.7)	409,080	313,600	95,480 (23.3)

都道府県名	30年度			令和元年度			計		
	統計主管課の person 費			統計主管課の person 費			統計主管課の person 費		
	(キ)	person 費に係る事務委託費額	都道府県における負担額(ク) ((ク)/(キ)×100)	(ケ)	person 費に係る事務委託費額	都道府県における負担額(コ) ((コ)/(ケ)×100)	(コ)	person 費に係る事務委託費額	都道府県における負担額(ソ) ((ソ)/(コ)×100)
北海道	542,802	369,350	173,452 (31.9)	533,944	361,915	172,029 (32.2)	2,737,834	1,858,861	878,973 (32.1)
埼玉県	385,956	273,337	112,619 (29.1)	370,462	258,685	111,777 (30.1)	1,974,506	1,389,511	584,994 (29.6)
東京都	1,033,213	757,819	275,394 (26.6)	961,740	705,757	255,983 (26.6)	5,144,856	3,789,841	1,355,015 (26.3)
神奈川県	430,780	343,136	87,644 (20.3)	421,125	338,225	82,900 (19.6)	2,163,262	1,733,317	429,945 (19.8)
愛知県	480,265	396,348	83,917 (17.4)	486,327	394,349	91,978 (18.9)	2,509,661	2,035,418	474,242 (18.8)
京都府	317,836	207,900	109,936 (34.5)	312,203	208,170	104,033 (33.3)	1,607,666	1,063,363	544,302 (33.8)
大阪府	633,241	514,019	119,222 (18.8)	624,112	500,660	123,452 (19.7)	3,385,990	2,623,157	762,833 (22.5)
奈良県	153,922	124,380	29,542 (19.1)	156,394	131,243	25,151 (16.0)	809,150	647,239	161,911 (20.0)
広島県	261,085	177,607	83,478 (31.9)	246,174	171,966	74,208 (30.1)	1,367,819	894,491	473,328 (34.6)
香川県	179,568	139,655	39,913 (22.2)	180,149	139,496	40,653 (22.5)	972,593	704,704	267,889 (27.5)
福岡県	401,599	311,162	90,437 (22.5)	380,976	299,052	81,924 (21.5)	2,082,858	1,572,659	510,199 (24.4)

別図表7 10府省等の研修課程の受講状況（平成27年度～令和元年度）

（単位：人）

府 省 等 名	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
人 事 院	2	5	3	100	140	250
内 閣 府	11	14	8	17	109	159
総 務 省	151	223	161	221	226	982
法 務 省	7	17	23	67	86	200
財 務 省	110	93	114	161	302	780
文 部 科 学 省	7	2	5	36	130	180
厚 生 労 働 省	13	18	42	211	602	886
農 林 水 産 省	26	41	77	102	412	658
経 済 産 業 省	6	8	70	32	105	221
国 土 交 通 省	46	126	162	168	563	1,065
計	379	547	665	1,115	2,675	5,381

別図表8 11都道府県の研修課程の受講状況（平成27年度～令和元年度）

（単位：人）

都道府県名	平成27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度		計	
		うち統計主管課の職員		うち統計主管課の職員		うち統計主管課の職員		うち統計主管課の職員		うち統計主管課の職員		うち統計主管課の職員
北 海 道	2	1	6	2	6	3	9	0	15	10	38	16
埼 玉 県	5	5	9	7	5	4	6	6	16	14	41	36
東 京 都	31	20	33	24	35	15	44	20	59	19	202	98
神 奈 川 県	13	8	12	9	16	11	25	20	72	14	138	62
愛 知 県	18	18	25	18	39	19	51	11	94	17	227	83
京 都 府	7	3	21	4	27	8	48	8	87	10	190	33
大 阪 府	22	20	40	36	54	34	45	34	57	35	218	159
奈 良 県	3	3	1	1	4	4	80	11	95	20	183	39
広 島 県	42	22	11	11	14	13	7	6	29	19	103	71
香 川 県	7	6	5	4	13	11	17	16	13	8	55	45
福 岡 県	6	6	9	9	14	12	19	19	23	23	71	69
計	156	112	172	125	227	134	351	151	560	189	1,466	711

別図表9 統計従事職員に係る給与等（試算）（平成27年度～令和元年度）

（単位：百万円、人）

	平均給与年額 (A)	期末勤勉手当 (B)	単価 (C) = (A) + (B)	統計従事職員数 (D)	給与等総額 (C) × (D)
平成27年度	4.9	1.7	6.6	1,938	12,854
28年度	4.9	1.7	6.7	1,899	12,728
29年度	4.9	1.8	6.7	1,904	12,825
30年度	4.9	1.8	6.7	1,947	13,160
令和元年度	4.9	1.8	6.7	1,953	13,243

注(1) 本図表は、各年度の人事院所管の国家公務員給与等実態調査等を基に、統計従事職員を、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）に定める行政職俸給表（一）の適用を受ける者として会計検査院が試算したものである。

注(2) 「平均給与年額」欄は、同調査における平均給与月額に12を乗じた額を記載している。

注(3) 「期末勤勉手当」欄は、同調査における俸給、地域手当等の額に、役職段階別加算額を加えた額を記載している。

注(4) 「期末勤勉手当」欄の算出に当たっては、予算書において、行政職俸給表（一）職員の定員の中央値かつ最頻値である4級の職員とするなど一部仮定を置いている。

注(5) 事業主負担の社会保険料は試算の対象としていない。

別図表10 統計センターに係る予算（平成27年度～令和元年度）

（単位：千円）

区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
収入	9,154,148	10,233,407	9,223,831	9,893,664	10,721,364	49,226,414
運営費交付金収入	8,095,342	9,013,704	7,671,618	7,575,624	8,532,591	40,888,879
政府統計共同利用システム運用管理等収入	1,058,806	1,219,703	1,552,213	2,318,040	2,188,773	8,337,535
支出	9,154,148	10,233,407	9,223,831	9,893,664	10,721,364	49,226,414
業務経費	1,810,771	2,797,582	1,344,361	1,178,434	2,052,617	9,183,765
経常統計調査等に係る経費	967,227	1,001,818	1,093,898	1,008,673	1,332,691	5,404,307
周期統計調査に係る経費	843,544	1,795,764	250,463	169,761	719,926	3,779,458
政府統計共同利用システム運用管理等経費	1,058,806	1,219,703	1,552,213	2,318,040	2,188,773	8,337,535
一般管理費	273,411	284,933	268,462	283,760	286,747	1,397,313
人件費	6,011,160	5,931,189	6,058,795	6,113,430	6,193,227	30,307,801

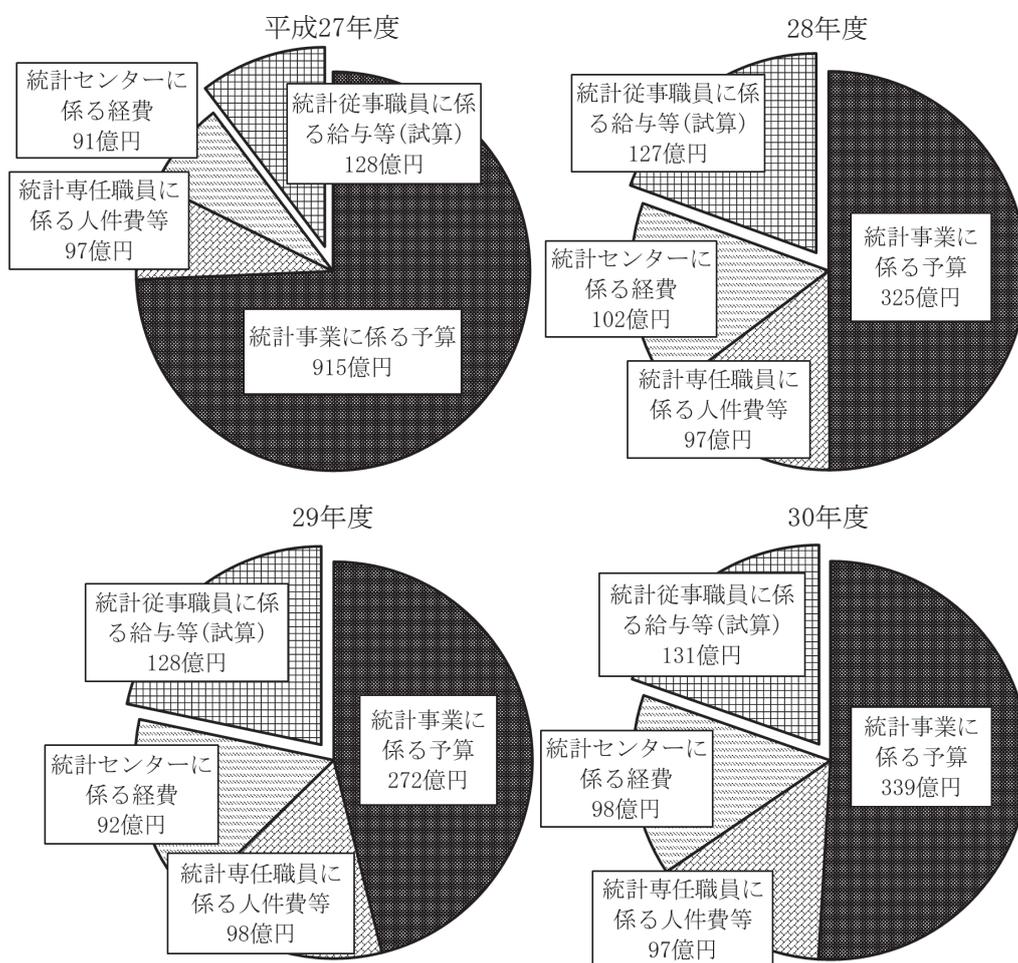
注(1) 「政府統計共同利用システム運用管理等収入」欄及び「政府統計共同利用システム運用管理等経費」欄には、政府統計共同利用システムの運用管理に加え、事業所母集団データ整備等の総務省所管の統計関連事業に該当する予算が計上されている。

注(2) 統計センターの予算のうち、都道府県等が行う統計調査の製表業務の受託製表事業に係る予算額（平成27年度から令和元年度までの5か年度の計1億余円）及び統計データの二次的利用のための統計作成支援事業に係る予算額（同5か年度の計2622万余円）は、公的統計の整備に関する経費ではないことなどから除いている。

別図表11 公的統計の整備に関する経費の全体像（平成27年度～30年度）

（単位：億円）

区分	平成27年度	28年度	29年度	30年度
統計事業に係る予算（当初予算）	915 (82.8%)	325 (61.9%)	272 (58.9%)	339 (63.3%)
統計調査	882 (79.9%)	289 (55.0%)	236 (50.9%)	312 (58.2%)
統計関連事業	32 (2.9%)	36 (6.8%)	36 (7.9%)	27 (5.0%)
統計専任職員に係る人件費等	97 (8.8%)	97 (18.6%)	98 (21.1%)	97 (18.1%)
統計センターに係る経費	91 (8.2%)	102 (19.4%)	92 (19.9%)	98 (18.4%)
人件費	60 (5.4%)	59 (11.2%)	60 (13.0%)	61 (11.4%)
その他	31 (2.8%)	43 (8.1%)	31 (6.8%)	37 (7.0%)
計	1104 (100.0%)	525 (100.0%)	463 (100.0%)	535 (100.0%)
統計従事職員に係る給与等（試算）	128	127	128	131



注(1) 政府統計共同利用システムの運用管理等に係る経費は統計関連事業及び統計センターに係る経費の両方に該当するが、当該経費は国から統計センターに支払われたのち統計センターにおいて執行されることを踏まえて、本図表では「統計関連事業」欄には計上せず、「統計センターに係る経費」欄のみに計上している。

注(2) 基幹統計調査及び一般統計調査に係る経費は「統計調査」欄に、加工統計に係る経費は「統計関連事業」欄にそれぞれ計上している。業務統計は業務上入手可能な情報を集計等して作成されるものであるため、業務統計に係る経費は限定的であることから、ここでは考慮していない。

注(3) 本図表において、公的統計の整備に関する経費の全体像を示すに当たり、予算額を積み上げて集計した「統計事業に係る予算」「統計専任職員に係る人件費等」及び「統計センターに係る経費」と、会計検査院において試算した「統計従事職員に係る給与等」は単純に合計できないことから、欄を分けて記載している。

別図表12 5統計調査における調査委託費の精算額の内訳（平成27年度～令和元年度）

① 労働力調査（総務省）

（単位：百万円、％）

費目	平成27年度			28年度			29年度			30年度			令和元年度		
	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額
報酬	1,086	1,158	△71	1,101	1,171	△70	1,114	1,187	△72	1,125	1,196	△71	1,137	1,219	△81
うち調査員報酬	1,086	1,158	△71	1,101	1,169	△67	1,114	1,184	△69	1,125	1,193	△68	1,137	1,216	△79
職員手当	-	7	△7	-	6	△6	-	7	△7	-	10	△10	-	10	△10
賃金	21	31	△9	21	32	△11	21	30	△9	21	28	△7	26	32	△6
共済費	-	1	△1	-	2	△2	0	2	△2	0	1	△1	0	1	△1
報償費	98	51	47	98	50	48	98	20	78	98	51	47	98	51	47
うち記入者報償費	97	50	47	97	49	48	97	20	77	97	51	46	97	51	46
旅費	146	57	88	144	58	85	146	59	86	142	62	79	142	57	85
うち費用弁償	128	45	82	127	45	82	128	47	81	125	47	77	125	40	84
需用費	16	49	△32	17	52	△35	17	49	△31	17	45	△27	20	48	△28
役務費	70	71	△1	76	76	△0	79	79	△0	94	86	8	95	90	5
委託料	25	14	11	23	10	12	22	12	9	21	11	9	21	12	8
その他	1	4	△2	1	4	△3	1	5	△3	1	5	△3	1	5	△4
計	1,466	1,446	20	1,484	1,465	18	1,501	1,454	47	1,522	1,499	23	1,543	1,529	13
統計調査員等の手当の割合		80.0			79.7			81.4			79.6			79.5	

注(1) 調査員報酬の「精算額」欄には、旅費、需用費（身分証明書用写真代等）及び役務費の実費弁償分が合算されている。

なお、役務費の主な使途は通信運搬費（電話料、郵送料等）である。

注(2) 「統計調査員等の手当の割合」欄は、「うち調査員報酬」欄の計に対する構成比(%)である。

② 就業構造基本調査（総務省）

（単位：百万円、％）

費目	平成27年度			28年度			29年度			30年度			令和元年度		
	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額
報酬							-	2	△2						
うち調査員報酬							-	-	-						
職員手当							7	11	△4						
賃金							54	43	11						
共済費							-	1	△1						
報償費							-	18	△18						
うち記入者報償費							-	18	△18						
旅費							24	14	10						
うち費用弁償							-	0	△0						
需用費							30	45	△14						
役務費							51	34	17						
委託料							7	8	△0						
使用料及び賃借料							14	8	5						
市町村経費							1,867	1,778	89						
うち報酬								1,306							
うち役務費								43							
計							2,058	1,966	91						
統計調査員等の手当の割合								66.4							

注(1) 調査員報酬の「精算額」欄には、旅費、需用費（身分証明書用写真代等）及び役務費の実費弁償分が合算されている。

なお、役務費の主な使途は通信運搬費（電話料、郵送料等）である。

注(2) 5年に一度実施される統計調査であるため1か年度分のみ記載している。

注(3) 「統計調査員等の手当の割合」欄は、「市町村経費」欄内の「うち報酬」欄の計に対する構成比(%)である。

③ 社会生活基本調査（総務省）

（単位：百万円、％）

費目	平成27年度			28年度			29年度			30年度			令和元年度		
	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額
報酬				292	308	△16									
うち調査員報酬				292	307	△15									
職員手当				8	16	△8									
賃金				33	31	1									
共済費				-	1	△1									
報償費				77	40	36									
うち記入者報償費				76	40	36									
旅費				46	19	26									
うち費用弁償				29	11	17									
需用費				21	31	△10									
役務費				43	35	8									
委託料				-	1	△1									
使用料及び賃借料				14	5	8									
その他				-	0	△0									
計				537	493	44									
統計調査員等の手当の割合					62.3										

- 注(1) 調査員報酬の「精算額」欄には、旅費、需用費（身分証明書用写真代等）及び役務費の実費弁償分が合算されている。
 なお、役務費の主な使途は通信運搬費（電話料、郵送料等）である。
 注(2) 5年に一度実施される統計調査であるため、1か年度分のみ記載している。
 注(3) 「統計調査員等の手当の割合」欄は、「うち調査員報酬」欄の計に対する構成比(%)である。

④ 毎勤調査(厚生労働省)

（単位：百万円、％）

費目	平成27年度			28年度			29年度			30年度			令和元年度		
	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額
<一般会計>															
統計調査員手当							694	691	2	701	691	9	706	703	2
職員諸手当										-	9	△9	-	6	△6
諸手当	712	715	△2	709	711	△2	-	2	△2						
事業費	173	141	32	173	142	30	180	147	33	179	145	33	179	149	29
うち諸謝金	10	5	4	10	5	5	10	5	5	10	7	3	10	8	1
うち旅費	78	41	37	77	40	36	81	39	42	79	41	37	78	42	36
うち庁費	84	94	△10	84	96	△11	88	103	△14	89	96	△6	90	99	△8
計	886	857	29	882	854	27	875	841	34	880	845	34	885	860	25
<労働保険特別会計>															
統計調査員手当							68	22	45	81	37	43			
事業費							25	7	18	28	11	17			
うち諸謝金							0	-	0	1	0	1			
うち旅費							12	3	9	8	1	7			
うち庁費							12	3	8	18	9	8			
計							93	29	64	110	49	61			
統計調査員等の手当の割合		83.5			83.2			81.9			81.4			81.8	

- 注(1) 統計調査員等の手当に係る費目は平成28年度までは諸手当、29年度以降は統計調査員手当である。同費目の「精算額」欄には、旅費及び庁費（電話料、身分証明書用写真代等）の実費弁償分が合算されている。なお、庁費の主な使途は印刷製本費、通信運搬費（電話料、郵送料等）等である。
 注(2) 「統計調査員等の手当の割合」欄は、平成27、28両年度は「諸手当」欄、29年度から令和元年度までの各年度は「統計調査員手当」欄の計に対する構成比(%)である。
 注(3) 平成29、30両年度における労働保険特別会計については、28年度まで3年ごとに行っていた第一種調査対象事業所の入替を30年1月から毎年3分の1ごとの部分入替え（ローテーションサンプリング）に変更することとしたことにより、回収率の低下が懸念されたことから、第一種調査対象事業所に対する調査票の回収率向上のための取組のための経費として措置されたものである。

⑤ 港湾調査（国土交通省）

（単位：百万円、％）

費目	平成27年度			28年度			29年度			30年度			令和元年度		
	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額	当初交付額	精算額	差額
旅費	5	5	0	5	4	1	5	4	0	5	4	1	4	4	0
人件費	7	5	2	7	6	1	6	7	△0	6	7	△0	7	7	0
謝金	1	1	△0	1	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0
備品費	0	0	0	0	-	0	0	-	0	0	0	△0	0	0	△0
消耗品費	9	7	1	8	7	1	8	6	1	7	6	0	7	7	0
印刷製本費	8	6	1	7	6	1	7	6	0	7	6	0	7	5	1
通信運搬費	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0
会議費	0	0	0	0	0	△0	0	0	0	0	0	△0	0	0	0
雑役務費	1	9	△7	4	11	△7	8	11	△2	11	10	1	12	11	1
使用料及び賃借料	3	2	0	2	4	△1	3	2	0	3	2	1	3	3	0
委託料	49	43	6	48	37	10	46	43	2	44	45	△0	45	44	1
需用費	-	2	△2	-	3	△3	-	2	△2	-	2	△2	-	2	△2
その他	-	0	△0	-	2	△2	-	1	△1	-	0	△0	-	1	△1
計	89	87	2	89	87	1	89	88	1	89	88	1	91	89	2
委託料の割合		49.6			42.8			49.3			51.0			49.3	

注(1) 調査委託費の交付に当たって、費目ごとの交付額は示されておらず、各都道府県が交付された委託費の総額の範囲内で適宜費目を設定して執行しているため、「当初交付額」の内訳欄には、国土交通省において直近3か年度の執行実績を基に算出した積算額を記載している。また、人件費は臨時職員等に係る賃金等の費目であり、統計調査員等の手当に係る費目は謝金及び委託料の一部である。

注(2) 都道府県が雇用する統計調査員等の手当は謝金であり、市町村等の委託先が雇用する統計調査員等の手当は委託料の内数である。「委託料の割合」欄は、「委託料」欄の計に対する構成比(%)である。

別図表13 毎勤不適切事案を受けて修正等の必要や影響があった経済指標、統計指標等と対応状況

所管府省等名 (注)	経済指標、統計指標等	対応状況
内閣府	景気動向指数	<対応済> 平成31年1月24日、当面の対応として再集計値と既存の公表値を単純接続した景気動向指数11月分改訂を公表 同年2月7日に景気動向指数12月分速報を公表
	雇用者報酬	<対応済> 31年1月25日、「平成28暦年」「平成28年度」「平成29暦年」「平成29年度」及び「平成28暦年から29年度までの各四半期」について再推計し、公表 同年2月14日、6年以降の再推計後のデータを公表
	総雇用者所得	<対応済> 31年1月28日、29、30両年の各月の総雇用者所得の再推計の結果を公表 31年2月18日に6年以降の再推計後のデータを公表
	GDPギャップ・潜在成長率	<対応済> 31年2月12日、再推計結果を公表
厚生労働省	労使コミュニケーション調査	<対応済> 31年3月15日、修正値を公表
	雇用動向調査	<対応済> 令和2年2月28日、平成30年分の再集計後の修正値を公表 令和2年4月30日、平成29年分の再集計後の修正値を公表 令和2年6月24日、平成28年分の再集計後の修正値を公表 令和2年7月27日、平成27年分の再集計後の修正値を公表 令和2年10月27日、平成26年分の再集計後の修正値を公表 令和2年11月4日、平成25年分の再集計後の修正値を公表 令和2年11月19日、平成24年分の再集計後の修正値を公表
	雇用の構造に関する実態調査	<対応済> 令和元年6月28日、平成24年派遣労働者実態調査の再集計後の修正値を公表 令和元年12月18日、平成25年若年者雇用実態調査の再集計後の修正値を公表 令和2年3月30日、平成26年就業形態の多様化に関する総合実態調査の再集計後の修正値を公表 令和2年9月15日、平成27年転職者実態調査の再集計後の修正値を公表 令和2年9月30日、平成28年パートタイム労働者総合実態調査の再集計後の修正値を公表 令和2年10月20日、平成29年派遣労働者実態調査の再集計後の修正値を公表
経済産業省	第3次産業活動指数	<対応済> 31年2月12日、修正値を公表
国土交通省	建設工事費デフレーター	<対応済> 31年2月19日、修正値を公表
	水害統計	<対応済> 31年4月26日、28年分の再集計後の修正値を公表 令和元年6月28日、平成24年から27年までの分の再集計後の修正値を公表
観光庁	旅行・観光サテライト勘定(TSA)	<対応済> 2017年TSAの作成作業中において毎勤不適切事案が判明したため、作成の過程にて毎月勤労統計の再集計値等を利用し、令和元年7月に公表
日本銀行	需給ギャップと潜在成長率	<対応済> 平成31年1月30日、再推計値を公表
	企業向けサービス価格指数	<対応済> 31年1月28日、25年1月以降の職業紹介サービスの溯及改定値を公表

(注) 内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び観光庁については、厚生労働省が各府省等に対して行った調査の結果、同省において修正等の必要があることを把握しており、当該調査の対象には含まれていなかった日本銀行については、会計実地検査の際、同行自らウェブサイトにて情報を入手して修正していたことを確認した。

別図表14 政府統計共同利用システムの運営に係る費用として構成府省及び承認機関が負担した利用料金（平成27年度～令和元年度）

（単位：円）

構成府省及び承認機関名		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	計
構成府省	内閣官房	7,878,000	8,255,000	8,682,000	8,174,000	8,218,000	41,207,000
	人事院	7,878,000	8,255,000	8,682,000	8,174,000	8,218,000	41,207,000
	内閣府本府	23,634,000	24,765,000	26,045,000	24,522,000	24,654,000	123,620,000
	宮内庁 注(1)	—	—	—	—	—	—
	公正取引委員会	7,878,000	8,255,000	8,682,000	8,174,000	8,218,000	41,207,000
	警察庁	7,878,000	8,255,000	8,682,000	8,174,000	8,218,000	41,207,000
	金融庁 注(1)	—	—	—	—	—	—
	消費者庁	7,878,000	8,255,000	8,682,000	8,174,000	8,218,000	41,207,000
	総務省 注(2)	68,276,000	71,544,000	75,241,000	70,841,000	71,222,000	357,124,000
		237,990,000	237,179,000	270,807,000	246,921,000	248,249,000	1,241,146,000
	法務省	7,878,000	8,255,000	8,682,000	8,174,000	8,218,000	41,207,000
	外務省	7,878,000	8,255,000	8,682,000	8,174,000	8,218,000	41,207,000
	財務省	23,634,000	24,765,000	26,045,000	24,522,000	24,654,000	123,620,000
	文部科学省	23,634,000	24,765,000	26,045,000	24,522,000	24,654,000	123,620,000
	厚生労働省	68,276,000	71,544,000	75,241,000	70,841,000	71,222,000	357,124,000
	農林水産省	68,276,000	46,779,000	75,241,000	46,319,000	46,567,000	283,182,000
	経済産業省	68,276,000	71,544,000	75,241,000	70,841,000	71,222,000	357,124,000
	国土交通省	68,276,000	71,544,000	75,241,000	70,841,000	71,222,000	357,124,000
環境省	7,878,000	8,255,000	26,045,000	24,522,000	24,654,000	91,354,000	
防衛省	7,878,000	8,255,000	8,682,000	8,174,000	8,218,000	41,207,000	
承認機関	日本銀行 注(3)	—	—	8,682,000	8,174,000	8,218,000	25,074,000
計		721,174,000	718,724,000	829,330,000	748,258,000	752,282,000	3,769,768,000

注(1) 宮内庁及び金融庁は、統計関係職員がおらず、かつ、所管する統計調査がないことから利用料金を負担していない。

注(2) 上段は、統計関係職員数や統計調査数の規模に基づいて構成府省及び承認機関への割当てとして決定された利用料金であり、下段は総務省への割当てとして決定された利用料金である。

注(3) 日本銀行は、全国企業短期経済観測調査で政府統計共同利用システムを利用することとしたため、平成28年12月に政府統計共同利用システムの利用料金を負担して利用機関となることについて統計調査等業務最適化推進協議会の承認を得て、29年4月から利用開始している。

別図表15 構成府省及び承認機関に提供される13サブシステムによる各種情報及び機能等

番号	サブシステム名	サブシステムの機能	サブシステムによる各種情報及び機能の提供等のサービスを利用している構成府省及び承認機関 注(1)
①	e-Stat	政府統計に係る情報提供体系の総合的な窓口として、一般利用者に分かりやすい分類に整理した各種のコンテンツで構成するほか、アンケート機能、ユーザ認証機能、マイページ機能等の機能を備える。	内閣官房、人事院、内閣府本府、公正取引委員会、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
②	標準地域コード管理システム	市区町村の廃置分合等情報、名称変更情報及び境界変更情報並びに法令で定める市の区分及び標準地域コードを管理し、統計調査時点その他任意の時点における市区町村及び各時点の変遷を把握するための機能を備える。	－ 注(2)
③	調査項目データベース	基幹統計調査に用いる調査項目及び調査票情報を収録し、調査項目の定義情報等のメタデータを検索するためのシステムとして、調査項目メタデータ管理機能、調査票情報管理機能及び調査項目・調査票情報提供機能を備える。	総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
④	統計表管理システム	利用機関が公表する統計表について、当該統計表に係るスプレッドシート等のファイルを一元的に蓄積、管理し、e-Stat及び各府省等のホームページを通じて一般利用者に提供するシステムとして、提供分類設定機能、統計表管理機能、統計表一覧ダウンロード機能等の機能を備える。	内閣官房、人事院、内閣府本府、公正取引委員会、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
⑤	統計情報データベース	基幹統計等を一元的にデータベース化し、インターネットを通じ、統計表検索、データ抽出、統計表表示、グラフ作成、データのダウンロード等の機能を一般利用者に提供できるシステムとして、統計表情報管理機能、データベーステーブル作成機能、統計情報データベース管理機能等の機能を備える。	人事院、内閣府本府、公正取引委員会、警察庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省
⑥	地域統計分析システム	都道府県及び市区町村について、統計データによる時系列表示や地域間比較等の地域分析、地域の特性の把握をインターネット上で行えるシステムとして、提供機能を備える。	－ 注(2)
⑦	統計地理情報システム	各種の統計情報を地図上に表示することによって統計情報の地理的な表示及び分析を可能にするシステムとして、提供機能を備える。	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省
⑧	統計分類データベース	「日本標準産業分類」「日本標準職業分類」「日本標準商品分類」「疾病、傷害及び死因分類」「疾病分類」「死因分類」等を検索することを目的とする知識共有型データベースとして、提供機能及びデータ管理機能を備える。	総務省

番号	サブシステム名	サブシステムの機能	サブシステムによる各種情報及び機能の提供等のサービスを利用している構成府省及び承認機関 注(1)
⑨	政府統計オンライン調査総合窓口 (オンライン調査システム)	政府等において行われる国民、企業等を対象とする各種の統計調査（行政機関及び地方公共団体を主に対象とする統計調査を除く。）について、現行の調査方式（調査員調査、郵送調査等）と併用又は代替が可能なオンライン調査に用いる各府省等共同利用型のシステムとして各種機能を備える。	人事院、内閣府本府、公正取引委員会、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行、地方公共団体
⑩	事業所母集団データベース	各府省等が行う事業所・企業を対象とする各種統計調査のための母集団情報を整備し、各府省等の申請に基づきこれを各府省等に対し提供するとともに、各府省等が行う標本抽出の処理及び調査対象者の重複是正を支援し、各府省等が実施した統計調査の調査履歴を管理するための機能を備える。	人事院、内閣府本府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行、地方公共団体
⑪	調査員管理システム	調査員の情報の管理等を行うシステムとして各種機能を備える。	地方公共団体
⑫	認証システム	政府統計共同利用システムにおける認証機能及び認証に必要な情報の管理を一元的に行う共通のシステムとして各種機能を備える。	内閣官房、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、日本銀行、地方公共団体
⑬	利用機関総合窓口 (業務ポータルサイト)	政府共通ネットワーク及び総合行政ネットワーク（L G W A N）を通じて政府統計共同利用システムの各システムを利用する利用機関、地方公共団体等の利用者に対する総合的な窓口として、ポータル機能及び掲示板機能を備える。	内閣官房、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、日本銀行、地方公共団体

注(1) 地方公共団体は、法第16条等に基づく法定受託事務を行うために政府統計共同利用システムを利用している。

注(2) 「標準地域コード管理システム」及び「地域統計分析システム」は、構成府省及び承認機関の情報を提供する機能ではないため、「－」としている。

別図表16 e-Stat等8サブシステムに関連するe-Stat上のページアクセス等の件数の推移
(平成27年度～令和元年度)

(単位：件)

e-Stat等8サブシステムの名称	会計検査院が確認したe-Stat上のページアクセス等の件数 注(1)	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
①e-Stat	トップページへのアクセス件数	2,248,827	3,357,491	5,026,850	4,517,850	5,064,765
	APIリクエスト件数 注(2)	28,962,243	37,081,198	36,973,926	73,011,753	101,496,775
	LODリクエスト件数 注(3)	—	—	—	468,938	1,941,911
②標準地域コード管理システム	「市区町村名・コード」へのアクセス件数	35,087	40,507	43,532	47,839	47,591
③調査項目データベース	定義単位項目及び調査票へのアクセス件数 注(4)	55,412	58,261	51,672	51,255	148,011
④統計表管理システム	各種統計表ファイルのダウンロード件数	25,197,466	30,262,799	22,012,808	21,485,521	33,369,559
⑤統計情報データベース	各種統計データベースへのアクセス件数	485,356	484,688	1,498,393	3,119,688	3,264,911
⑥地域統計分析システム	「都道府県・市区町村のすがた(社会・人口統計体系)」へのアクセス件数	124,764	122,505	165,345	213,329	488,859
⑦統計地理情報システム 注(5)	「地図で見る統計(統計GIS)」へのアクセス件数	110,075	114,998	241,255	477,184	645,914
	「地図で見る統計(jSTAT MAP)」の起動件数	160,969	212,831	368,435	1,069,999	1,160,062
⑧統計分類データベース	「統計分類・用語の選択」へのアクセス件数	66,691	68,221	113,496	221,610	219,543

注(1) 「各種統計表ファイルのダウンロード件数」は平成27年度から、「各種統計表ファイルのダウンロード件数」以外は30年度から、それぞれクローラ(ウェブページを自動的に巡回し、情報を収集するソフトウェア)によるアクセス等を含まない件数となっている。

注(2) APIとは、Application Programming Interfaceの略で、システム等の機能や管理するデータ等を、外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式等を定めた規約のことである。

注(3) LODとは、Linked Open Dataの略で、ウェブ上でデータを公開し共有するための方法であり、様々なデータ同士を結び付けて、誰でも自由に利用できるように公開されているものである。また、平成28年6月から実装された機能であり、30年度からリクエスト件数を把握している。

注(4) 平成27年度から29年度までは、「調査項目を探す」における各種検索実行の件数である。

注(5) 統計GISは各種統計データを地図上に表示して視覚的に統計を把握できる機能を有し、また、jSTAT MAPは統計地図を作成するほかに、防災、施設整備等が分析できる機能を有する。

別図表17 オンライン調査システムの利用状況（平成27年度～令和元年度）

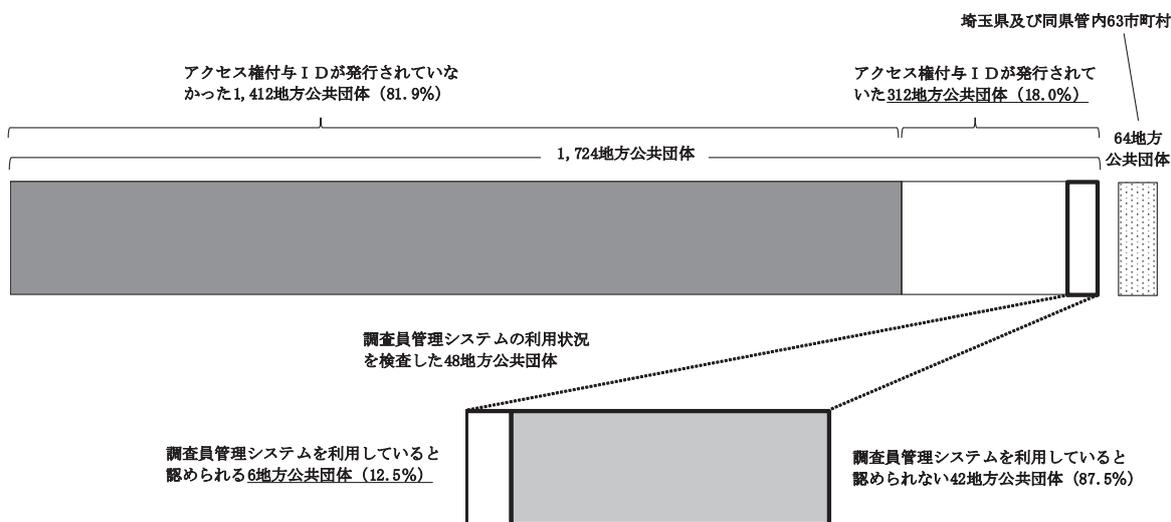
府省等名		国民、企業等を対象とする統計調査をオンライン調査により行ったもの (A)=(B)+(C)	オンライン調査システムを利用していたもの (B)	オンライン調査システムを利用していなかったもの (C)	電子政府の総合窓口（e-Gov）の電子申請システムを利用していたもの (D)	電子メールを利用していたもの (E)	各府省等の既存システムを利用していたもの (F)	調査を委託するなどして民間事業者のシステムを利用するなどして いたもの (G)
人 事 院	統計調査数	1	1	0	0	0	0	0
	構成比	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
内 閣 府	統計調査数	14	4	10	0	2	1	9
	構成比	100.0%	28.5%	71.4%	0.0%	20.0%	10.0%	90.0%
総 務 省	統計調査数	29	13	16	0	8	3	5
	構成比	100.0%	44.8%	55.1%	0.0%	50.0%	18.7%	31.2%
法 務 省	統計調査数	1	0	1	0	0	0	1
	構成比	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
財 務 省	統計調査数	7	4	3	0	1	0	2
	構成比	100.0%	57.1%	42.8%	0.0%	33.3%	0.0%	66.6%
文 部 科 学 省	統計調査数	20	6	14	0	9	1	4
	構成比	100.0%	30.0%	70.0%	0.0%	64.2%	7.1%	28.5%
厚 生 労 働 省	統計調査数	46	22	24	3	6	2	13
	構成比	100.0%	47.8%	52.1%	12.5%	25.0%	8.3%	54.1%
農 林 水 産 省	統計調査数	41	22	19	1	12	1	5
	構成比	100.0%	53.6%	46.3%	5.2%	63.1%	5.2%	26.3%
経 済 産 業 省	統計調査数	48	19	29	6	24	1	4
	構成比	100.0%	39.5%	60.4%	20.6%	82.7%	3.4%	13.7%
国 土 交 通 省	統計調査数	62	12	50	8	35	4	15
	構成比	100.0%	19.3%	80.6%	16.0%	70.0%	8.0%	30.0%
環 境 省	統計調査数	9	1	8	0	5	0	3
	構成比	100.0%	11.1%	88.8%	0.0%	62.5%	0.0%	37.5%
計	統計調査数	278	104	174	18	102	13	61
	構成比	100.0%	37.4%	62.5%	10.3%	58.6%	7.4%	35.0%

注(1) (B)及び(C)は(A)の内訳、(D)から(G)までは(C)の内訳である。

注(2) 一つの統計調査で複数のオンライン調査の方法を採用しているものがあるため、(D)から(G)までの統計調査数を合計しても(C)とは一致しないものがある。

別図表18 地方公共団体における調査員管理システムの利用状況

都道府県名 (管内市区町村数)	アクセス権付与 I Dが発行されている都道府県 (A)	うち調査員管理システムを利用して調査員名簿の管理等を行っている都道府県 (a)	アクセス権付与 I Dが発行されている都道府県内の市区町村 (B)	うち調査員管理システムを利用して調査員名簿の管理等を行っている都道府県内の市区町村 (b)	アクセス権付与 I Dが発行されている地方公共団体 (A)+(B)	うち調査員管理システムを利用して調査員名簿の管理等を行っている地方公共団体 (a)+(b)
東京都 (62 市区町村)	—	—	9市区	—	9地方公共団体	—
神奈川県 (33 市町村)	○	—	8市町	3市町	9地方公共団体	3地方公共団体
愛知県 (54 市町村)	○	—	5市	1市	6地方公共団体	1地方公共団体
京都府 (26 市町村)	○	○	1町	—	2地方公共団体	1地方公共団体
大阪府 (43 市町村)	—	—	3市	—	3地方公共団体	—
奈良県 (39 市町村)	—	—	1市	—	1地方公共団体	—
広島県 (23 市町)	—	—	4市町	—	4地方公共団体	—
香川県 (17 市町)	○	—	—	—	1地方公共団体	—
福岡県 (60 市町村)	—	—	1市	—	1地方公共団体	—
計 (536 市区町村)	5道府県	1府	43市区町	5市町	48地方公共団体	6地方公共団体
構成比	(100%)	(20.0%)	(100%)	(11.6%)	(100%)	(12.5%)



別図表19 各府省等が独自に整備した政府統計関係情報システムの状況（令和元年度末現在）

	府省等名	政府統計関係情報システム名				運用等に係る契約金額（千円） 注(2)
			継続運用	移行済み又は 廃止済み	移行予定又は 廃止予定	
1	内閣府	機械受注統計作成システム		○		—
2	内閣府	消費動向調査作成システム		○		—
3	内閣府	機械受注統計ホームページシステム	○			18,784
4	内閣府	景気動向指数作成システム		○		—
5	内閣府	国民経済計算		○		212,340
6	警察庁	警察総合捜査情報システム	○			7,784,119
7	警察庁	運転者管理等のシステム	○			801,451
8	総務省	地方公務員給与実態調査システム	○			11,966
9	総務省	地方財政決算状況管理システム	○			1,008,765
10	総務省	情報通信統計データベース	○			—
11	総務省	統計局ホームページ	○			34,425
12	総務省	統計データ・ポータルサイト		○		—
13	総務省	統計情報データベース（S I S M A C）		○		—
14	総務省	統計情報利活用システム		○		—
15	総務省	事業所・企業データベース		○		—
16	総務省	F A X サービスシステム		○		—
17	総務省	統計局LAN		○		—
18	総務省	センサス・マッピング・システム（CMS）	○			67,996
19	総務省	統計GISプラザ		○		—
20	総務省	科学技術研究調査インターネット活用システム		○		—
21	総務省	小売物価統計調査システム	○			1,092,477
22	総務省	マイクロデータ共同利用システム		○		—
23	法務省	刑事情報統合システム	○			171,918
24	法務省	刑務作業情報ネットワークシステム	○			—
25	外務省	領事関連データ管理システム		○		—
26	外務省	査証WAN（査証広域ネットワークシステム）		○		—
27	財務省	年金受給者実態調査システム			○	—
28	財務省	医療実態調査システム	○			—
29	財務省	貿易統計システム	○			1,823,539
30	財務省	法人企業統計調査等ネットワークシステム（F A B N E T）注(3)	○			2,478,894
31	国税庁	企画課統計電子計算システム	○			18,654
32	国税庁	国税電子申告・納税システム		○		—
33	文部科学省	公立学校施設実態調査システム	○			—
34	文部科学省	電子調査票収集システム		○		—
35	文部科学省	学校基本調査システム（初等中等教育機関）		○		—
36	文部科学省	学校基本調査システム（高等教育機関）		○		—
37	文部科学省	学校保健統計調査システム		○		—
38	文部科学省	学校教員統計調査システム		○		—
39	文部科学省	社会教育調査システム		○		—
40	文部科学省	地方教育費調査システム		○		—
41	文部科学省	地方教育費調査システム（のうち教育行政調査）		○		—
42	文部科学省	子どもの学習費調査システム		○		—
43	厚生労働省	人口動態調査オンライン報告システム	○			254,394
44	厚生労働省	毎月勤労統計調査オンラインシステム	○			371,289
45	厚生労働省	労働経済動向調査オンラインシステム		○		—

	府省等名	政府統計関係情報システム名				運用等に係る契約金額 (千円) 注(2)
			継続運用	移行済み又は 廃止済み	移行予定又は 廃止予定	
46	厚生労働省	厚生労働省総合統計データベースシステム		○		—
47	厚生労働省	分散型統計処理システム	○			2,526,552
48	厚生労働省	看護師等養成所報告管理システム	○			113,976
49	厚生労働省	薬事工業生産動態統計システム	○			150,931
50	厚生労働省	薬価システム		○		—
51	厚生労働省	食肉検査等情報還元データベースシステム		○		235,175
52	厚生労働省	社会福祉法人現況報告書システム		○		—
53	農林水産省	農林水産物輸出入情報	○			6,853
54	農林水産省	農林水産統計情報処理システム		○		—
55	農林水産省	農林水産省共同利用電子計算機システム		○		—
56	農林水産省	農林水産統計情報総合データベースシステム		○		—
57	農林水産省	生鮮食料品流通情報データ通信システム	○			241,112
58	農林水産省	総合食料局情報管理システム 注(4)	○			—
59	林野庁	森林組合統計集計システム		○		—
60	経済産業省	電子申請システム	○			81,701
61	経済産業省	新世代統計システム		○		—
62	経済産業省	工業統計調査システム		○		—
63	経済産業省	特定サービス実態調査システム		○		—
64	経済産業省	企業活動基本調査システム		○		—
65	経済産業省	商業動態統計調査システム		○		—
66	経済産業省	商業統計システム		○		—
67	経済産業省	新世代統計システム 地域システム	○			59,417
68	経済産業省	化審法製造(輸入)実績等届出システム 注(5)			—	—
69	資源エネルギー庁	石油情報報告システム	○			336,000
70	資源エネルギー庁	非鉄金属等需給動態統計調査集計支援システム	○			—
71	資源エネルギー庁	I T E M2000受付によるガス事業生産動態統計調査		○		—
72	中小企業庁	通関統計加工分析システム		○		—
73	国土交通省	国土交通省オンライン申請システム 注(6)	○			1,048,744
74	国土交通省	建築着工統計集計システム	○			—
75	国土交通省	建設工事受注動態統計調査エラーチェック等システム	○			4,914
76	国土交通省	建設工事受注動態統計調査集計システム	○			—
77	国土交通省	港湾調査集計システム	○			31,275
78	国土交通省	造船造機統計集計システム	○			—
79	国土交通省	船員労働統計母集団管理システム		○		—
80	国土交通省	内航船舶輸送統計母集団台帳管理システム	○			—
81	国土交通省	鉄道車両等生産動態統計集計システム	○			—
82	国土交通省	鉄道輸送統計集計システム	○			—
83	国土交通省	航空輸送統計集計システム	○			—
84	国土交通省	自動車輸送統計集計システム	○			155,163
85	国土交通省	交通統計情報データ管理・提供システム		○		3,524
86	国土交通省	貨物・旅客地域流動調査集計システム	○			—
87	国土交通省	二国間海上貿易量輸送量調査等システム		○		—
88	国土交通省	船用工業統計システム	○			—
89	環境省	環境測定分析統一精度管理調査情報システム	○			93,780
90	環境省	大気汚染物質広域監視システム(そらまめ君)	○			718,883

	府省等名	政府統計関係情報システム名	運用等に係る契約金額 (千円) 注(2)			
			継続運用	移行済み又は廃止済み	移行予定又は廃止予定	
91	環 境 省	生活情報総合管理システム		○		6,804
92	環 境 省	野生鳥獣情報システム		○		34,020
93	内 閣 府	景気統計システム 注(7)	○			60,458
94	内 閣 府	民間企業投資・除却調査オンライン回答システム	○			14,412
95	総 務 省	産業連関表作成業務支援プログラム	○			14,796
96	総 務 省	統計業務基盤システム	○			380,968
97	総 務 省	労働力調査オンライン調査システム	○			157,508
98	総 務 省	家計調査オンライン調査システム	○			847,846
99	総 務 省	平成27年国勢調査オンライン調査システム		○		176,040
100	総 務 省	平成32年国勢調査オンライン調査システム	○			2,689,776
101	総 務 省	住宅・土地統計調査提出状況管理システム		○		80,757
102	総 務 省	事業所母集団情報整備支援システム	○			957,579
103	総 務 省	消費指標開発ビッグデータ分析基盤	○			563,385
104	総 務 省	オンライン統計研修システム	○			118,713
105	総 務 省	全国消費実態調査オンライン調査システム		○		168,480
106	外 務 省	領事業務情報システム 注(8)	○			3,750,727
107	文 部 科 学 省	本省情報基盤システム		○		—
108	文 部 科 学 省	政府統計共同利用システムに係る自動連携及び集計システム	○			941,064
109	厚 生 労 働 省	年金記録の訂正請求事蹟システム	○			114,595
110	厚 生 労 働 省	介護保険事業状況報告システム	○			245,030
111	厚 生 労 働 省	介護保険総合データベース 注(9)	○			2,122,623
112	厚 生 労 働 省	地域包括ケア「見える化」システム 注(9)	○			
113	厚 生 労 働 省	介護レセプト等データ第三者提供システム	○			206,622
114	厚 生 労 働 省	院内感染対策サーベイランス	○			56,765
115	農 林 水 産 省	農林水産統計システム	○			3,744,723
116	経 済 産 業 省	経済産業省調査統計システム	○			1,940,121
117	国 土 交 通 省	建設副産物実態調査エラーチェックツール	○			—
118	国 土 交 通 省	道路統計調査システム	○			37,400
119	国 土 交 通 省	水害統計オンラインシステム			○	—
120	国 土 交 通 省	港湾調査共通集計システム	○			12,370
121	環 境 省	捕獲情報収集システム	○			199,189
計			67システム	51システム	2システム	41,601,803

- 注(1) 1から92までは最適化計画に掲げられた政府統計関係情報システムであり、93から121までは最適化計画に掲げられていないもので令和元年度までに各府省等が独自に整備した政府統計関係情報システムである。なお、政府統計関係情報システムには、統計調査等業務以外のサービス・業務を実施するために用いているものもある。
- 注(2) 平成27年度から令和元年度までに締結された契約（国庫債務負担行為による複数年契約を含む。）で、1契約当たり契約金額300万円以上のものを集計の対象としている。なお、この契約金額は、システム全体の運用等に係る契約金額であり、システムのうち統計調査等業務に関連する分の運用等に係る契約金額ではない。
- 注(3) 法人企業統計調査等ネットワークシステム（F A B N E T）は、平成23年に実査及び公表に係る機能のみを政府統計共同利用システムに移行した。
- 注(4) 総合食料局情報管理システムを利用して集計等を行っていた全ての公的統計は平成21年度末に農林水産省大臣官房統計部に移管されており、また、既に当該システムから統計関連業務に係る機能は廃止されている。なお、23年に政府所有米麦情報管理システムに名称を変更して現在も運用している。
- 注(5) 化審法製造（輸入）実績等届出システムは、最適化計画に掲げられているが、経済産業省によると、同システムは公的統計に関連する機能を有したシステムではないとしているため、「継続運用」欄、「移行済み又は廃止済み」欄、「移行予定又は廃止予定」欄及び「運用等に係る契約金額」欄は「—」としている。
- 注(6) 国土交通省オンライン申請システムは、平成21年から電子政府の総合窓口（e-Gov）の電子申請システムとの連携による実査を開始した。
- 注(7) 景気統計システムは、最適化計画に基づき、機械受注統計作成システムと景気動向指数作成システムの機能が移行され、開発されたシステムである。
- 注(8) 領事業務情報システムの「運用等に係る契約金額」欄は、平成27年度から令和元年度までに締結された契約（国庫債務負担行為による複数年契約も含む。）のうち、元年度の支出済額が1契約当たり300万円以上のものを集計の対象としている。なお、同欄には、元年度の支出済額を計上している。
- 注(9) 2,122,623千円の内訳は、介護保険総合データベースのみに係る契約金額が468,556千円、地域包括ケア「見える化」システムのものに係る契約金額が409,449千円、両システムに係る契約金額が1,244,617千円である。

別図表20 特別監察委員会に要した費用474万余円を含む計550万余円の内訳（厚労省見込額には含まれていない費用等）

(単位：千円)

費用等の分類	費用等の支出があった府省及び道府県	支出済額
特別監察委員会に要した費用 (平成30年度分)	13府省等のうち厚生労働省	4,747
毎勤不適切事案によるお詫び文書を発送するための費用 (平成30、令和元兩年度分)	11都道府県のうち9道府県 注(1)	698
国家公務員災害補償等の追加給付 (令和2年9月末現在、計9名)	13府省等のうち4府省 注(2)、注(3)	55
計		5,501

注(1) 毎勤調査の実施に要する経費として、厚生労働省から配賦された調査委託費から支出している。

注(2) 内閣府（警察庁）、財務省、厚生労働省及び防衛省においてそれぞれ支出している。

注(3) このうち厚生労働省の追加給付対象者1名（追加給付額及び加算額計313円）については、同省によると、銀行口座等が不明のため支払不能であるとしている。

別図表21 31年の一斉点検のその後の改善状況（令和2年11月時点）

改善状況	対応済となっていない理由	省名	統計調査名	統計種別	31年の一斉点検における報告の態様	影響度による区分	備考
対応中 (42統計調査)	①	財務省	連合会を組織する共済組合における医療状況実態統計調査	一般統計調査	集計事項	I又はII	
	②	文部科学省	学校教員統計調査	基幹統計調査	調査計画上の集計事項の中に集計、公表されていないものがある	I又はII	
	③	文部科学省	大学・短期大学・高等専門学校におけるインターンシップ実施状況等調査	一般統計調査	公表遅延	I又はII	
					集計事項	I又はII	
	③	文部科学省	ポストドクター等の雇用・進路に関する調査	一般統計調査	公表遅延	I又はII	
					集計事項	I又はII	
	③	文部科学省	学校給食実施状況等調査	一般統計調査	公表遅延	I又はII	
	①	厚生労働省	医療施設調査	基幹統計調査	その他手続等の問題があるもの（公表期日の遅延）	I又はII	
	①	厚生労働省	患者調査	基幹統計調査	その他手続等の問題があるもの（公表期日の遅延）	I又はII	
	③	厚生労働省	賃金構造基本統計調査	基幹統計調査	調査票の配布・回収方法	I又はII	
					報告を求める期間	I又はII	
					調査対象の範囲	I又はII	
					集計事項	I又はII	
	③	厚生労働省	病院報告	一般統計調査	公表遅延	I又はII	
	①	厚生労働省	受療行動調査	一般統計調査	公表遅延	I又はII	
	③	厚生労働省	介護サービス施設・事業所調査	一般統計調査	集計事項	I又はII	
	③	厚生労働省	地域児童福祉事業等調査	一般統計調査	公表遅延	I又はII	
					集計事項	I又はII	
	③	厚生労働省	雇用動向調査	一般統計調査	結果数値の誤り	III	第13回点検検証部会における対応状況では、影響度I又はIIと影響度IIIで対応中として重複計上している。
					抽出方法等	I又はII	
					公表遅延	I又はII	
	③	厚生労働省	雇用の構造に関する実態調査	一般統計調査	結果数値の誤り	III	
					公表遅延	I又はII	
					公表方法	I又はII	
	①	厚生労働省	労使関係総合調査	一般統計調査	結果数値の誤り	III	第13回点検検証部会における対応状況では、影響度I又はIIで対応中、影響度IIIで対応済として重複計上している。
					抽出方法等	I又はII	
					集計事項	I又はII	
①	厚生労働省	労働災害動向調査	一般統計調査	調査期間、提出期限、基準日等	I又はII		
				その他（統計基準）	I又はII		
③	厚生労働省	歯科疾患実態調査	一般統計調査	集計事項	I又はII		
②	厚生労働省	食肉検査等情報還元調査	一般統計調査	結果数値の誤り	III		
③	厚生労働省	最低賃金に関する実態調査	一般統計調査	公表遅延	I又はII		
				結果数値の誤り	III		
				復元推計未実施	III		
				調査期間、提出期限、基準日等	I又はII		
				抽出方法等	I又はII		
				調査方法、調査組織	I又はII		
公表方法	I又はII						

改善状況	対応済となっていない理由	省名	統計調査名	統計種別	31年の一斉点検における報告の態様	影響度による区分	備考
対応中 (42統計調査)	③	厚生労働省	労務费率調査	一般統計調査	復元推計未実施	Ⅲ	
					結果数値の誤り	Ⅲ	
					公表遅延	I 又は II	
					集計事項	I 又は II	
	①	厚生労働省	乳幼児身体発育調査	一般統計調査	集計事項	I 又は II	
	①	厚生労働省	全国ひとり親世帯等調査	一般統計調査	公表遅延	I 又は II	
					公表方法	I 又は II	
	③	厚生労働省	雇用均等基本調査	一般統計調査	集計事項	I 又は II	
	③	厚生労働省	家内労働等実態調査	一般統計調査	公表遅延	I 又は II	
					集計事項	I 又は II	
					公表方法	I 又は II	
	③	厚生労働省	医療扶助実態調査	一般統計調査	集計事項	I 又は II	
					調査期間、提出期限、基準日等	I 又は II	
	③	厚生労働省	障害福祉サービス等経営実態調査	一般統計調査	公表遅延	I 又は II	
					集計事項	I 又は II	
					調査期間、提出期限、基準日等	I 又は II	
					抽出方法等	I 又は II	
	②	厚生労働省	医療給付実態調査	一般統計調査	公表遅延	I 又は II	
	③	厚生労働省	「医療費の動向」調査	一般統計調査	公表遅延	I 又は II	
	①	厚生労働省	年金制度基礎調査	一般統計調査	公表遅延	I 又は II	
					集計事項	I 又は II	
					抽出方法等	I 又は II	
	②	厚生労働省	社会保障・人口問題基本調査	一般統計調査	公表遅延	I 又は II	
					集計事項	I 又は II	
	③	厚生労働省	公的年金加入状況等調査	一般統計調査	公表遅延	I 又は II	
	③	厚生労働省	国民年金被保険者実態調査	一般統計調査	公表遅延	I 又は II	
					集計事項	I 又は II	
	③	厚生労働省	公務員及び私学教職員に関する厚生年金保険適用給付状況調査	一般統計調査	公表遅延	I 又は II	
					集計事項	I 又は II	
	③	農林水産省	農業経営統計調査	基幹統計調査	その他手続等の問題があるもの（公表期日の遅延）	I 又は II	
③	農林水産省	牛乳乳製品統計調査	基幹統計調査	その他手続等の問題があるもの（公表期日の遅延）	I 又は II		
①	農林水産省	農業構造動態調査	一般統計調査	公表遅延	I 又は II		
				調査期間、提出期限、基準日等	I 又は II		
①	農林水産省	花き産業振興総合調査	一般統計調査	公表遅延	I 又は II		
				集計事項	I 又は II		
				調査期間、提出期限、基準日等	I 又は II		
				公表方法	I 又は II		
③	国土交通省	自動車輸送統計調査	基幹統計調査	その他手続等の問題があるもの（公表期日の遅延）	I 又は II		
				その他手続等の問題があるもの（公表方法の変更）	I 又は II		
②	国土交通省	全国都市交通特性調査	一般統計調査	公表遅延	I 又は II		
				抽出方法等	I 又は II		
②	国土交通省	中京都市圏パーソントリップ調査	一般統計調査	公表遅延	I 又は II		
		近畿圏パーソントリップ調査	一般統計調査	抽出方法等	I 又は II		
			公表遅延	I 又は II			
②	国土交通省	全国道路・街路交通情勢調査 自動車起終点調査	一般統計調査	公表遅延	I 又は II		
				抽出方法等	I 又は II		
③	国土交通省	空家実態調査	一般統計調査	調査方法、調査組織	I 又は II		
				公表遅延	I 又は II		
				調査期間、提出期限、基準日等	I 又は II		

改善状況	対応となっていない理由	省名	統計調査名	統計種別	31年の一斉点検における報告の態様	影響度による区分	備考	
対応予定 (17統計調査)	③	厚生労働省	福祉行政報告例	一般統計調査	公表遅延	I又はII		
	①	厚生労働省	原子爆弾被爆者実態調査	一般統計調査	公表遅延	I又はII		
	①	厚生労働省	港湾運送事業雇用実態調査	一般統計調査	調査方法、調査組織 集計事項	I又はII I又はII		
	①	厚生労働省	乳幼児栄養調査	一般統計調査	集計事項	I又はII		
	③	厚生労働省	ホームレスの実態に関する 全国調査（生活実態調査）	一般統計調査	公表遅延	I又はII		
	③	厚生労働省	中国残留邦人等実態調査	一般統計調査	公表遅延 調査期間、提出期 限、基準日等	I又はII I又はII		
	③	厚生労働省	障害福祉サービス等従事者 処遇状況等調査	一般統計調査	結果数値の誤り 公表遅延 調査期間、提出期 限、基準日等 抽出方法等	III I又はII I又はII I又はII		
	①	厚生労働省	保険医療材料等使用状況調 査	一般統計調査	抽出方法等 調査期間、提出期 限、基準日等 調査方法、調査組織	I又はII I又はII I又はII		
	③	厚生労働省	保健師活動領域調査	一般統計調査	公表遅延 調査期間、提出期 限、基準日等 調査方法、調査組織 報告事項	I又はII I又はII I又はII I又はII		
	①	農林水産省	食品流通段階別価格形成調 査	一般統計調査	公表遅延	I又はII		
	②	国土交通省	大都市交通センサス	一般統計調査	集計事項	I又はII		
	②	国土交通省	幹線旅客流動実態調査（幹 線バス旅客流動調査）	一般統計調査	公表遅延 集計事項 調査期間、提出期 限、基準日等 抽出方法等 調査方法、調査組織 報告事項	I又はII I又はII I又はII I又はII I又はII I又はII		
	③	国土交通省	東京都圏物資流動調査	一般統計調査	抽出方法等 調査方法、調査組織	I又はII I又はII		
	③	国土交通省	中京都市圏物資流動調査	一般統計調査	公表遅延 抽出方法等	I又はII I又はII		
	③	国土交通省	近畿圏物資流動調査	一般統計調査	公表遅延 抽出方法等	I又はII I又はII		
	②	国土交通省	全国貨物純流動調査	一般統計調査	結果数値の誤り 公表遅延 集計事項	III I又はII I又はII		
	①	国土交通省	ユニットロード貨物流動調 査	一般統計調査	公表遅延 集計事項 公表方法	I又はII I又はII I又はII		
	検討中 (1統計 調査)	③	共 管	産業連関構造調査	一般統計調査	集計事項 抽出方法等 調査方法、調査組織	I又はII I又はII I又はII	

(注) 「対応となっていない理由」欄については、各省から徴した次の理由を示している。

- ① 次回の統計調査時に「対応済」となる予定であるため
- ② 新型コロナウイルス感染症等の対応のために対応が遅延されているため
- ③ その他（直近の調査で対応することができなかったため、対応方法が決まっていないためなど）

別図表22 統計情報データベースにおけるページアクセス件数

(単位：件)

府省等名	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
人 事 院	0	0	0	6	6,605
内 閣 府	0	422	9,400	31,167	60,327
総 務 省	363,338	353,037	733,908	1,195,288	1,238,982
法 務 省	21,775	26,282	27,494	14,677	53,765
外 務 省	0	0	0	34	2,680
財 務 省	46,863	37,820	42,934	38,533	71,935
文 部 科 学 省	13,861	13,093	121,398	381,753	295,663
厚 生 労 働 省	28,515	38,271	200,308	461,904	576,956
農 林 水 産 省	7,725	6,997	264,897	757,611	762,724
経 済 産 業 省	3,220	4,479	60,609	172,512	118,221
国 土 交 通 省	59	4,287	37,445	64,583	70,535
環 境 省	0	0	0	1,620	6,029
防 衛 省	0	0	0	0	489
計	485,356	484,688	1,498,393	3,119,688	3,264,911

別図表23 法に基づく調査票情報の二次的利用の形態

利用形態	利用内容	根拠	利用できる者等	利用目的
①調査票情報の二次利用	調査実施者である行政機関及び指定独立行政法人等自身が調査票情報を利用するもの	法第32条	調査を実施した行政機関及び指定独立行政法人等に属する者	統計の作成 統計的研究 調査名簿の作成
②調査票情報の提供	調査実施者である行政機関及び指定独立行政法人等が調査票情報を提供するもの	法第33条	公的機関等（行政機関等、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社）に属する者	統計の作成 統計的研究 調査名簿の作成
			公的機関等が委託し又は共同して行う調査研究に係る統計の作成等を行う者	統計の作成 統計的研究
			実施に要する費用の全部又は一部を公的機関等が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等を行う者	
行政機関及び地方公共団体が政策の企画・立案、実施又は評価に有用であるなどと認める統計の作成等を行う者	法第33条の2	統計の作成 統計的研究		
③オーダーメイド集計	調査票情報を利用して、調査実施者が申出者からの委託を受け、そのオーダーに基づき統計の作成等を行うもの	法第34条	一般の者 ※公益性のあることが条件 ・学術研究等の目的に限定 ・研究成果等の公表義務 ※有料（法第38条） ・手数料（実費を勘案し設定）を納付	
④匿名データの提供	調査票情報について、法第35条に基づいて特定の個人又は法人その他の団体の識別ができないように加工した匿名データを申出者に対して提供するもの ※基幹統計調査に係る匿名データを作成する際には統計委員会からの意見聴取が必要	法第36条		

(注) オンサイト施設におけるオンサイト利用は、「②調査票情報の提供」に含まれる。

別図表24 オーダーメイド集計が実施可能な統計調査（令和2年10月現在）

府省名	オーダーメイド集計が実施可能な統計調査数			
	統計センター実施分		統計作成府省実施分	
		統計調査名		統計調査名
内閣府	2	2	・企業行動に関するアンケート調査 ・消費動向調査	(1) (・法人企業景気予測調査) 注(1)
総務省	10	10	・国勢調査 ・労働力調査 ・家計消費状況調査 ・住宅・土地統計調査 ・就業構造基本調査 ・社会生活基本調査 ・家計調査 ・全国消費実態調査 注(2) ・経済センサス-基礎調査 ・経済センサス-活動調査	—
財務省	2	—	—	2 法人企業景気予測調査 注(1) 年次別法人企業統計調査 注(3)
文部科学省	1	1	・学校基本調査	—
厚生労働省	5	1	・賃金構造基本統計調査	4 人口動態調査 毎月勤労統計調査 医療施設調査 患者調査
農林水産省	5	—	—	5 農林業センサス 漁業センサス 海面漁業生産統計調査 木材統計調査 農業経営統計調査
経済産業省	1	—	—	1 経済産業省企業活動基本調査
国土交通省	1	1	・建築着工統計調査	—
環境省	2	2	・家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査全国試験調査 ・家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査	—
計	29	17		12

注(1) 法人企業景気予測調査は、内閣府と財務省の共管であり、財務省に計上している。

注(2) 全国消費実態調査は、全国家計構造調査の変更前の統計調査名である。

注(3) 年次別法人企業統計調査は、法人企業統計調査の一調査である。